

7 オーストラリア

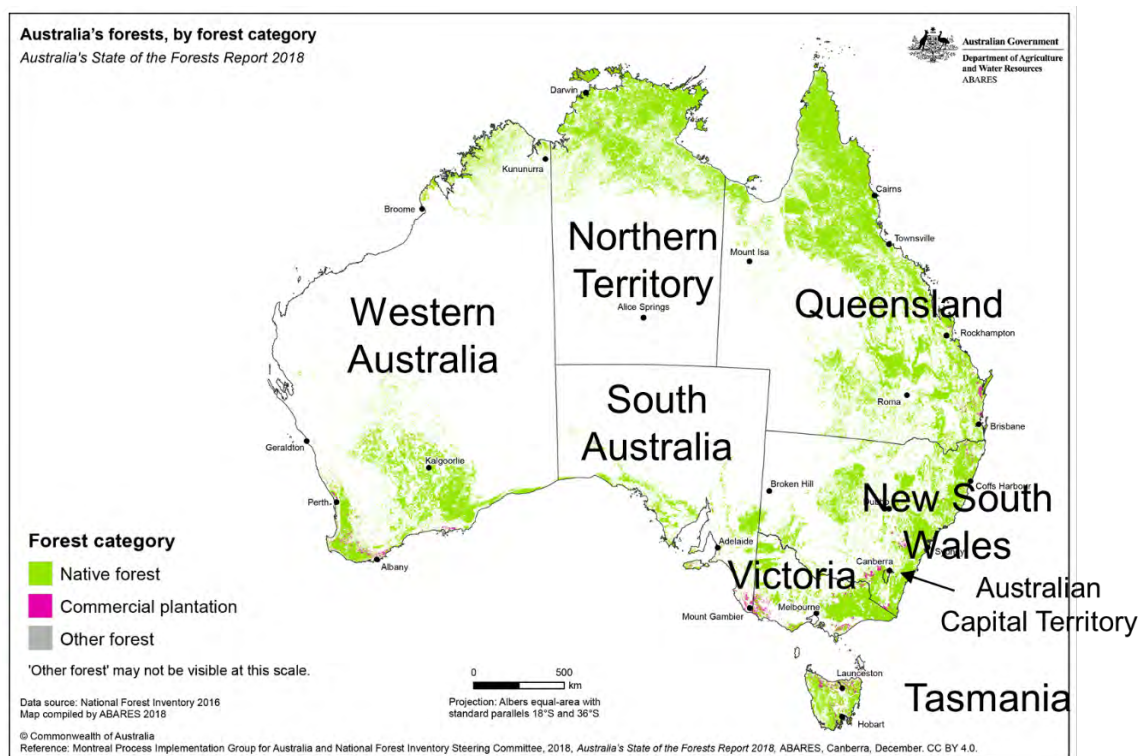
7-1 概要

7-1-1 森林

オーストラリアの国土面積は769百万ha、2016年における森林面積は134百万haで、森林被覆率は17%である¹。このうち天然林は132百万ha（全森林面積の98%）、商業プランテーション林は1.95百万ha（全森林面積の1.5%）、非商業的な人工林やサンダルウッド（白檀）プランテーションなど様々な植林地を含む「その他の森林」は0.47百万haである（図7.1）。オーストラリアの森林面積は1990年以来減少が続いていたが、2008年より増加に転じ、現在に至っている。

なおオーストラリアの森林の特徴の一つは火災の頻度が高いことである。2011年度～2015年度にかけて55百万haの森林（全森林面積の41%）が一回以上の火災を受け、特にクイーンズランド州北部と北部準州で頻度が高かった。2019年6月～2020年5月の火災は深刻で、全国で18百万haの土地が燃え²、Black Summerと呼ばれた。ニューサウスウェールズ州とビクトリア州を中心に天然林8.3百万ha、プランテーション林0.13百万haも焼失し、林業にも深刻な被害がもたらされた³。

図 7.1 森林タイプごとのオーストラリアの森林分布



出典：ABARES (2018)⁴

¹ <https://www.agriculture.gov.au/abares/forestsaustralia/australias-forests>

² <https://www.busseltonmail.com.au/story/6620313/it-was-a-line-of-fire-coming-at-us-firefighters-return-home/>

³ <https://www.agriculture.gov.au/abares/products/insights/effects-of-bushfires-and-covid19-forestry-wood-processing-sectors>

⁴ ABARES 前掲

表 7.1 オーストラリアの 2016 年州別森林面積 (千 ha)

| | 天然林 | | | 商業プランテーション | | | |
|---|--------|--------|----------|------------|-------|----------|-----|
| | 公有 | 私有 | 帰属未 定 | 公有 | 私有 | 共同管 理 | その他 |
| 西オーストラリア (Western Australia) | 17,850 | 2,600 | 0 | 72 | 233 | 46 | 1.7 |
| 北部準州 (Northern Territory) | 10,214 | 13,435 | 38 | 0 | 47 | 0 | 0 |
| 南オーストラリア (South Australia) | 3,258 | 1,580 | 20 | 16 | 151 | 0 | 0.9 |
| クイーンズランド (Queensland) | 36,702 | 14,213 | 666 | 0 | 230 | 0 | 0 |
| ニューサウスウェール ズ (New South Wales) および首都特 別地域 (Capital Territory) | 12,560 | 7,414 | 81 | 269 | 124 | 8 | 0 |
| ビクトリア (Victoria) | 6,660 | 984 | 0 | 3 | 415 | 0 | 0.1 |
| タスマニア (Tasmania) | 2,536 | 806 | 0 | 35 | 258 | 16 | 0 |
| 合計 | 89,780 | 41,032 | 805 | 394 | 1,459 | 70 | 3 |

<天然林>

天然林 132 百万 ha のうち、ユーカリ属 (101 百万 ha)、アカシア属 (11 百万 ha)、メラルーカ属などの樹種の森林面積が広く、熱帯雨林は 3% を占める。

また天然林 132 百万 ha のうち、公有地は 43 百万 ha (32%)、私有林ないし民間へのリース地は 88 百万 ha (67%)、未確定値は 1 百万 ha を占める。

公有地の天然林のうち、保全林 (conservation forest) の面積は 22 百万 ha、多目的利用公有天然林 (multiple-use public native forest) は 10 百万 ha、そのうち商業的木材生産が可能な天然林は 6.3 百万 ha である。

私有地またはリース地の天然林のうち、商業的木材生産が可能な森林は 21.8 百万 ha であるがその大部分は商業性が低い森林である。

商業性が高い～中程度の天然広葉樹林は 7.7 百万 ha で、そのうち私有ないしリース林と多目的利用公有天然林は 50% ずつを占める。

また各州は天然公有林において森林管理計画を策定する法律を施行しているが、2016 年時点で森林管理計画を策定しているのは 43 百万 ha であり、そのうち保全林は 19 百万 ha、多目的利用公有天然林は 24 百万 ha であった。

<商業プランテーション林>

商業プランテーション林 1.95 百万 ha のうち、針葉樹プランテーションは 1.04 百万 ha (52%)、広葉樹プランテーションは 0.93 百万 ha (47%)、その他混交林その他のプランテーションは 0.01 百万 ha である⁵。

針葉樹プランテーションはニューサウスウェールズ州 (2015 年の全針葉樹プランテーション面積の 30%)、ビクトリア州 (22%)、クイーンズランド州 (19%) などに広く分布する。植栽面積が広い種はラジアータパイン (*Pinus radiata*, 74%) やサザンパイン (*P. caribaea* や *P. elliottii*, 15%) で、ほぼ全て製材用材として使われ、25-35 年ローテーションで伐採・再植林されている。

一方、広葉樹プランテーションは西オーストラリア州 (2015 年の全広葉樹プランテーション面積の 30%)、タスマニア州 (25%)、ビクトリア州 (21%) などに広く分布する。植栽面積が広い種は *Eucalyptus globulus* (53%) や *E. nitens* (25%) で、主にパルプ用材として使われ、10-15 年ローテーションで伐採・再植林されている。また広くはないが建材用の広葉樹プランテーション (マホガニーやチークなど) も存在し、25-45 年ローテーションで伐採・再植林されている。

針葉樹プランテーションは 1960-80 年代に拡大した (図 7.2) が、その多くは天然ユーカリ林を転換したものであった。一方、広葉樹プランテーションは 1990~2000 年代に拡大したが、すでに在来植生の皆伐は厳しく規制されていたため、その多くは既存の農地が転換されて造成された。2010 年代以降、新規プランテーションの造成はほとんどなされていない。むしろ 2015 年の広葉樹プランテーション面積は 2010 年に比べ微減している。2000 年代初頭にはプランテーションの拡大のため、政府による減税措置が取られていたが、その政策が停止されたことも現在の停滞の理由の一つに挙げられている⁶。しかしオーストラリア連邦政府が 2018 年に発表した国家森林産業計画 (National Forest Industries Plan) 「Growing a better Australia – A billion trees for jobs and growth⁷」において、今後 10 年間で 0.4 百万 ha プランテーションを拡大し、10 億本の植林を行うという目標が示され、そのために 2014 年に設立された排出削減基金 (Emissions Reduction Fund) などの活用⁸や、民間支援、規制緩和などが推進されている。

また商業プランテーション林 1.95 百万 ha のうち、公有は 21%、私有は 79% を占める。ほとんどの州では私有プランテーションの面積の方が大きい、ニューサウスウェールズ州のみは公有プランテーションの面積の方が大きい。私有プランテーションの所有者は機関投資家 (国際的な退職年金基金など) が最も多く (2015 年時点で 63%)、2010 年から増加を続けている。また 27% は農家や他の個人所有者で、木材産業による所有は 5% に過ぎない。

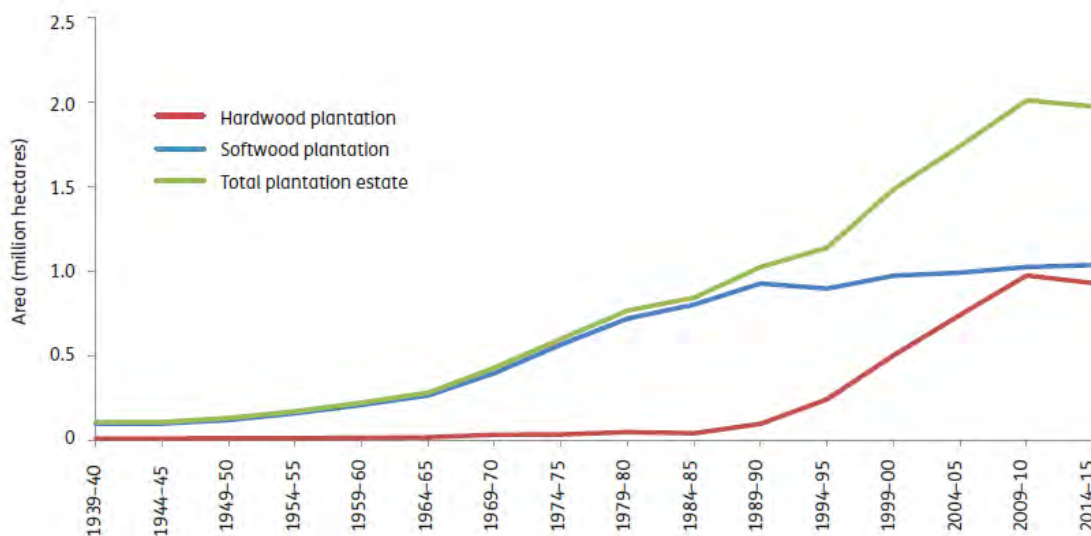
⁵ Australian Bureau of Agricultural and Resource Economics and Science (ABARES) (2018) Australia's Forests Report State of the 2018 < <https://www.agriculture.gov.au/abares/forestsaustralia/sofr/sofr-2018> >

⁶ Responsible Wood に対するヒアリング (2021)

⁷ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/national-forest-industries-plan.pdf>

⁸ <https://www.industry.gov.au/regulations-and-standards/methods-for-the-emissions-reduction-fund/plantation-forestry-method>

図 7.2 1939～2015 年の商業プランテーション面積推移



出典：ABARES (2018)⁹

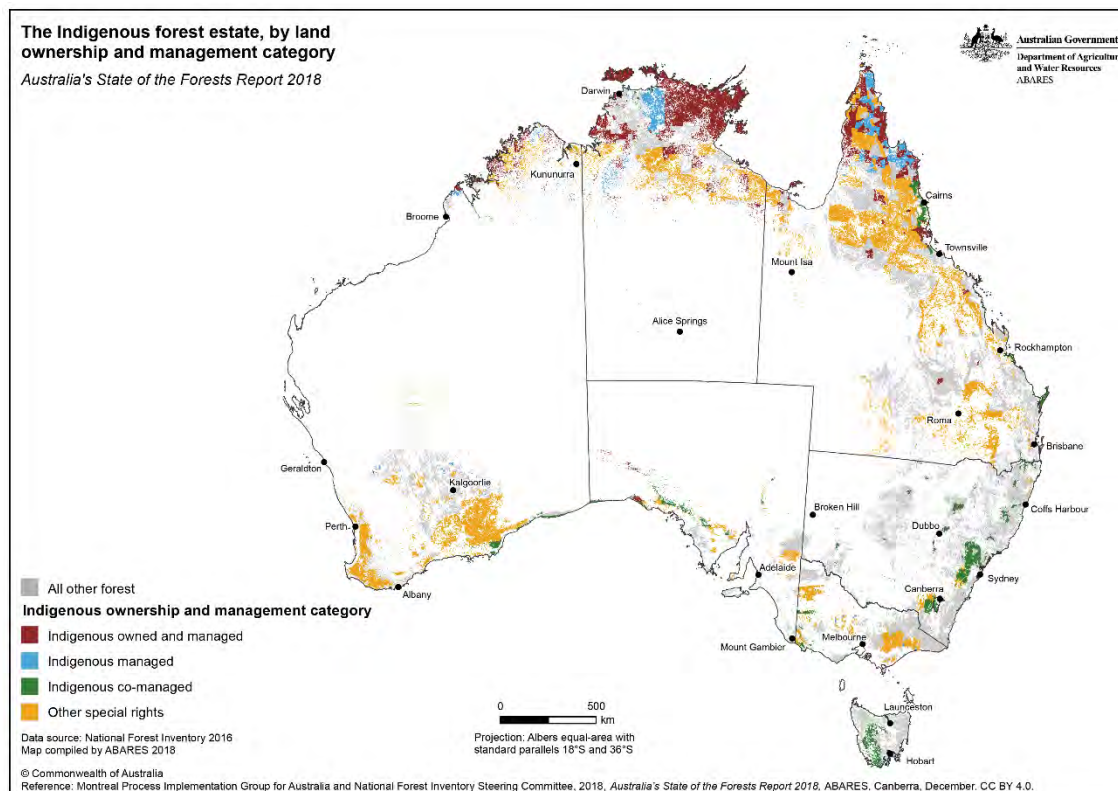
<先住民森林財産 (indigenous forest estate) >

オーストラリアの森林のうち、70 百万 ha (全森林面積の 52%) は先住民森林財産 (indigenous forest estate) とされ、先住民が土地所有権、管理権、共同管理権、その他の特定の権利のいずれかの権利を有している (図 7.3)¹⁰。先住民森林財産の大部分は在来植生の森林である。

⁹ ABARES 前掲

¹⁰ ABARES. 前掲

図 7.3 所有、管理権ごとの先住民森林財産 (indigenous forest estate) の分布



出典：ABARES (2018)¹¹

7-1-2 林業・林産業

2016年度の全国の林業・木材産業セクターの直接雇用者数は51,983人で、その内訳は、林業 (Forestry and logging) 6,027人、林業支援業 (Forestry support services：再造林、間伐など) 2,957人、木材製品製造業 (Wood product manufacturing) 29,035人、紙パルプ産業 (Pulp, paper and converted paper product manufacturing) 13,962人であった (表 7.2)¹²。直接雇用者数はニューサウスウェールズ州とサウスウェールズ州で多く、クイーンズランド州がこれに続いた (図 7.4)。林業・木材産業セクターの雇用者人口は、2006年から2016年度の期間、北部準州を除いた各州で減少が続いている。主な減少は木材製品製造業、紙パルプ産業でおきており、その主な理由は加工施設の労働効率の高い大規模施設への統合、部門の再編によるとされる。

なお連邦政府は林業セクターの振興のため、2019年に全国に9つの地域林業ハブ (Regional Forestry Hubs) を設定し、積極的な投資を行っている¹³。

¹¹ ABARES 前掲

¹² ABARES 前掲

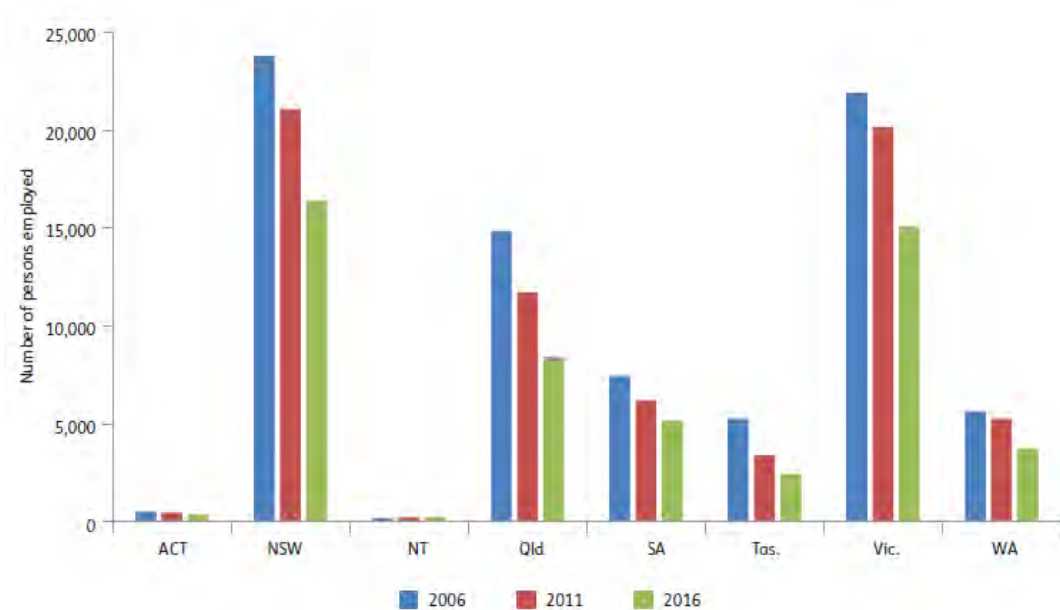
¹³ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/regional-forestry-hubs>

表 7.2 林業・木材産業セクターの雇用者数推移

| | Number of persons employed | | | | Total forestry sector ^a |
|----------------|----------------------------|---------------------------|----------------------------|---|------------------------------------|
| | Forestry and logging | Forestry support services | Wood product manufacturing | Pulp, paper and converted paper product manufacturing | |
| 2006 | | | | | |
| Full time | 5,364 | 1,299 | 39,310 | 19,469 | 65,437 |
| Part time | 1,054 | 614 | 5,864 | 2,720 | 10,260 |
| Away from work | 458 | 139 | 2,138 | 1,292 | 4,021 |
| Total | 6,871 | 2,050 | 47,310 | 23,479 | 79,720 |
| 2011 | | | | | |
| Full time | 4,219 | 1,293 | 34,403 | 16,170 | 56,087 |
| Part time | 810 | 753 | 5,694 | 2,258 | 9,508 |
| Away from work | 372 | 116 | 1,575 | 934 | 2,996 |
| Total | 5,399 | 2,168 | 41,670 | 19,364 | 68,596 |
| 2016 | | | | | |
| Full time | 4,769 | 1,783 | 24,348 | 11,839 | 42,733 |
| Part time | 903 | 1,044 | 3,766 | 1,586 | 7,301 |
| Away from work | 355 | 127 | 922 | 540 | 1,946 |
| Total | 6,027 | 2,957 | 29,035 | 13,962 | 51,983 |

出典：ABARES (2018)¹⁴

図 7.4 各州の林業セクター雇用者数の変化



ACT：首都特別地域、NSW：ニューサウスウェールズ州、NT：北部準州、Qld：クイーンズランド州、SA：南オーストラリア州、Tas.：タスマニア州、Vic.：ビクトリア州、WA：西オーストラリア州

出典：ABARES (2018)¹⁵

¹⁴ ABARES 前掲

¹⁵ ABARES 前掲

7-2 木材需給の状況

7-2-1 木材供給

7-2-1-1 内国生産

2018年度(2018/7-2019/6)のオーストラリアにおける丸太生産量は32.9百万m³で、そのうち天然木丸太は4.2百万m³(13%)、植林木丸太は28.7百万m³(87%)を占めた(図7.5)¹⁶。天然木では広葉樹丸太が96.5%(4.1百万m³)を占めていたが、植林木では広葉樹丸太が41%(11.7百万m³)、針葉樹丸太が59%(17.0百万m³)を占めていた。製材用丸太は2000年代初めより主に針葉樹丸太の生産量が多く、天然木丸太が次いでいたが、後者の生産量は緩やかな減少が続いている(図7.6)。一方パルプ用丸太は、2000年代初頭は天然木丸太の生産量が多く、植林針葉樹丸太が次いでいたが、2000年代後半から植林広葉樹丸太の生産量拡大と、天然木丸太の生産量減少という大きな変化が起き、2016年時点では植林広葉樹丸太が55%を占めるに至っている。

州別に見ると、広葉樹天然木の生産量が多いのはニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、タスマニア州、広葉樹植林木の生産量が多いのは西オーストラリア州+北部準州、ビクトリア州、タスマニア州、針葉樹植林木が多いのはニューサウスウェールズ州とビクトリア州であった。

広葉樹天然木丸太の主な供給源はニューサウスウェールズ州、タスマニア州、ビクトリア州、西オーストラリア州、クリーンウッド州の5州の多目的利用公有天然林である。その伐採面積は2001年~2016年の間に減少の一途をたどっている¹⁷。2011~2015年度にかけ、多目的利用公有天然林は年平均78千ha伐採された。そのうち86%は択伐、9%は皆伐、5%は傘伐方式(shelterwood systems)で伐採された。その結果、同期間に年平均1.14百万m³の建材丸太が生産された。

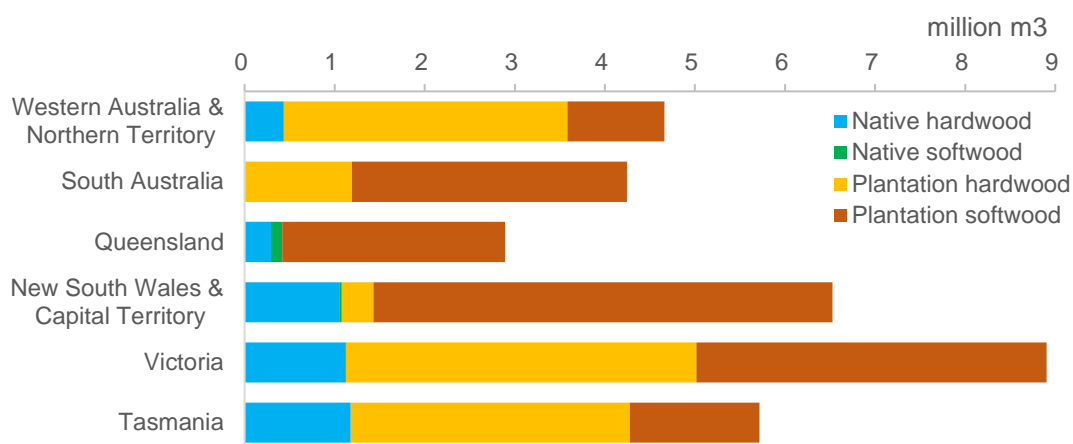
天然木のうち、日本向けの輸出量が多いパルプ用丸太については、1990年代~2000年代にかけてはタスマニア州の多目的利用公有天然林および私有天然林からの生産量が多く、それぞれ2.0百万m³/年生産されていたが、2011-15年には平均532千m³、82千m³まで減少した。現在はビクトリア州、ニューサウスウェールズ州の多目的利用公有天然林も主要な供給源となっており、オーストラリア全体では多目的利用公有天然林から1.74百万m³、私有天然林から141千m³生産された。

なお7-5-1節で述べるように、オーストラリア連邦政府と4州政府(西オーストラリア州、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、タスマニア州)は、10地域の天然林に対し、地域森林合意(Regional Forest Agreement)を締結しているが、地域森林合意締結地域内の多目的利用公有天然林からの伐採量は2011-2016年の年平均878千m³であり、オーストラリアの広葉樹天然木丸太の主な供給源となっていることが分かる。

¹⁶ オーストラリア農業水環境省<<https://www.agriculture.gov.au/abares/research-topics/forests/forest-economics/forest-wood-products-statistics>>

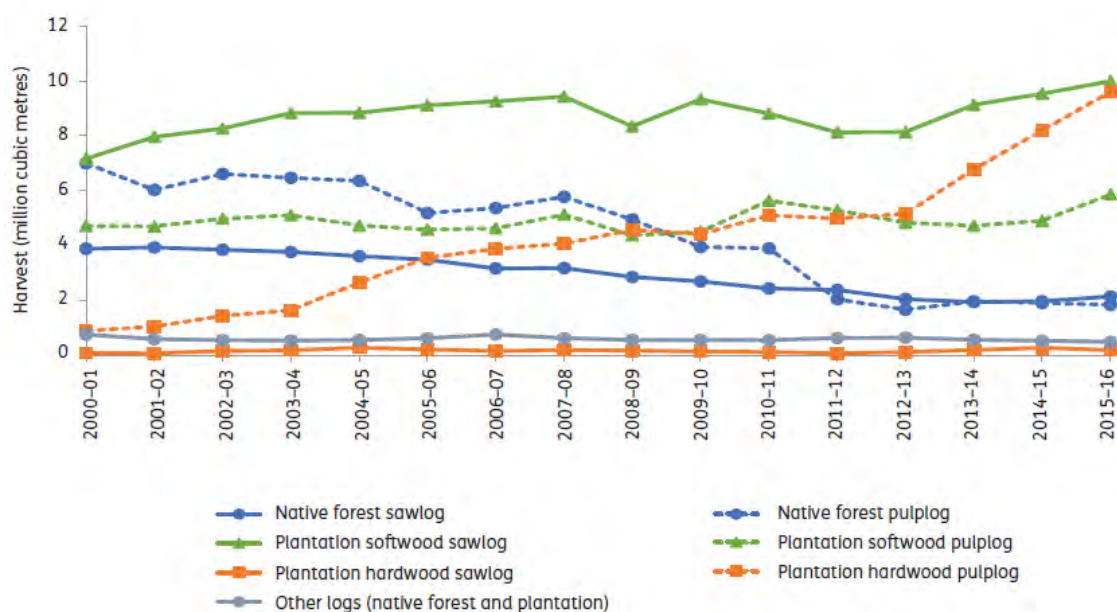
¹⁷ ABARES 前掲

図 7.5 オーストラリア各州の 2018 年度原木生産量



出典：Australian forest and wood product statistics datasets¹⁸

図 7.6 天然林およびプランテーションからの製材用丸太とパルプ用丸太の生産量推移



出典：ABARES (2018)¹⁹

¹⁸ <https://www.agriculture.gov.au/abares/research-topics/forests/forest-economics/forest-wood-products-statistics>

¹⁹ ABARES 前掲

表 7.3 2016 年の伐採可能な公有天然林面積、伐採面積（千 ha）

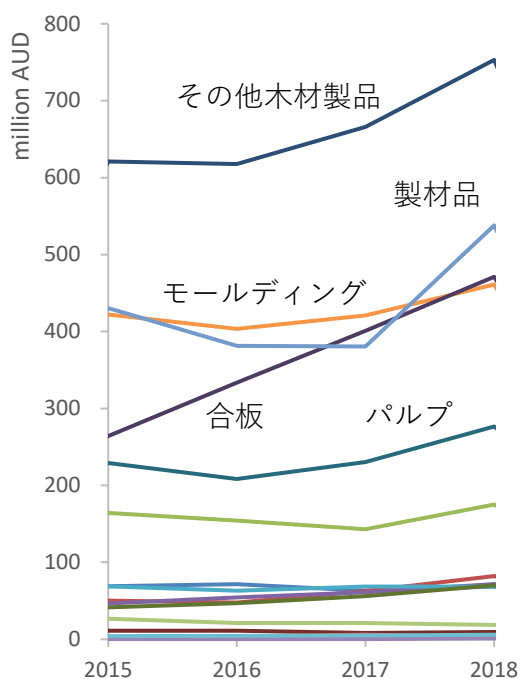
| | 伐採可能面積 | 伐採面積 |
|-------------|--------|-------|
| 西オーストラリア | 849 | 7.50 |
| 北部準州 | - | |
| 南オーストラリア | - | |
| クイーンズランド | 1,921 | 38.00 |
| ニューサウスウェールズ | 1,020 | 17.88 |
| 首都特別地域 | - | |
| ビクトリア | 824 | 4.82 |
| タスマニア | 376 | 5.01 |
| 合計 | 4,989 | 73.21 |

出典：ABARES (2018)²⁰

7-2-1-2 輸入

2018 年のオーストラリアの木材・木材製品の輸入額は 3.08 十億 AUD、輸出額は 2.39 十億 AUD で、入超となっている。輸入額の上位は、その他木材製品（753 百万 AUD）、製材品（538 百万 AUD）、合板（471 百万 AUD）、モールドディング（461 百万 AUD）となっていた（図 7.7）。なお原木の輸入額は 3.2 百万 AUD のみであった。

図 7.7 オーストラリアの木材・木材製品輸入額推移



出典：Australian forest and wood product statistics datasets²¹

²⁰ ABARES 前掲

²¹ <https://www.agriculture.gov.au/abares/research-topics/forests/forest-economics/forest-wood-products-statistics>

<製材品>

2018年の製材品輸入量は973千m³で、その上位はニュージーランド、EU諸国（ドイツ、エストニア、チェコ、スウェーデン、フィンランド）、カナダであり、この7か国で74%を占めた。その他、ロシア、チリ、マレーシア、中国、インドネシア、ソロモン諸島、ブラジルなどからの輸入もあった。

表 7.4 2018年製材品輸入量上位20か国（m³）

| | 輸入量 |
|--------------------|---------|
| Germany | 148,526 |
| New Zealand | 142,131 |
| Estonia | 121,395 |
| Czech Republic | 101,310 |
| Sweden | 96,671 |
| Canada | 55,171 |
| Finland | 54,633 |
| Russian Federation | 41,983 |
| Lithuania | 37,387 |
| Austria | 37,243 |
| Latvia | 32,266 |
| Chile | 23,460 |
| Malaysia | 19,131 |
| USA | 14,209 |
| China | 13,749 |
| Poland | 12,186 |
| Indonesia | 6,050 |
| Solomon Islands | 2,890 |
| France | 2,058 |
| Brazil | 1,840 |

出典：Australian forest and wood product statistics datasets²²

<合板>

2018年の合板総輸入量は523千m²で、近年輸入額が増加しているが、主に中国からの輸入量の増加によるもので、2015年51千m³→2018年219千m³（全輸入量の42%）と増加した。

²² <https://www.agriculture.gov.au/abares/research-topics/forests/forest-economics/forest-wood-products-statistics>

7-2-1-3 木材加工

<木質チップ>

木質チップはプランテーションまたは天然林からの木材で製造されている。木質チップ製造・輸出事業者の多くは1, 2の主要な供給源を持つが、小規模なプランテーションからの木材や、製材残渣も受け入れている²³。

7-2-2 木材需要

7-2-2-1 内国消費

2015年度のオーストラリアの消費量は、製材：5.6百万m³、木質パネル：5.6百万m³、紙およびボード類：3.7百万m³であった²⁴。

7-2-2-2 輸出

2018年の輸出額上位の木材・木材製品は、木質チップ1,466百万AUD（7.45百万トン）、原木642百万AUD（4.18百万m³）、製材品90百万AUD（207千m³）であった（図7.8）。特に木質チップ、原木の輸出額は近年急速に増加している。木材の輸出先は主に中国と日本、原木の輸出先は中国である。中国との間にはChina-Australia FTA（ChAFTA）、日本との間には日豪経済連携協定（Japan-Australia Economic Partnership Agreement: JAEPA）がともに2015年に締結されており、両国に対する原木や木材チップの関税はゼロとなっている。しかしながら中国政府は2020年10～12月以降、7州のうち6州（クイーンズランド州、ビクトリア州、南オーストラリア州、タスマニア州、ニューサウスウェールズ州、西オーストラリア州）からの丸太について、害虫（キクイムシ）が見つかったことを理由に輸入を禁止しており²⁵、林産業に大きな影響を与えている²⁶。

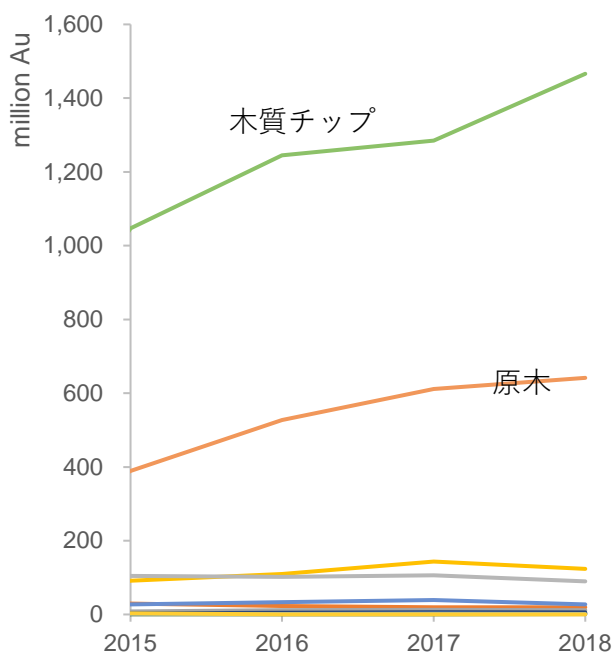
²³ Responsible Wood に対するヒアリング（2021）

²⁴ ABARES 前掲

²⁵ <https://www.scmp.com/economy/china-economy/article/3115282/china-australia-relations-timber-trade-felled-imports-axed>

²⁶ <https://www.abc.net.au/news/rural/2020-12-28/china-ban-causes-job-losses/13017450>

図 7.8 オーストラリアの木材・木材製品別輸出額推移

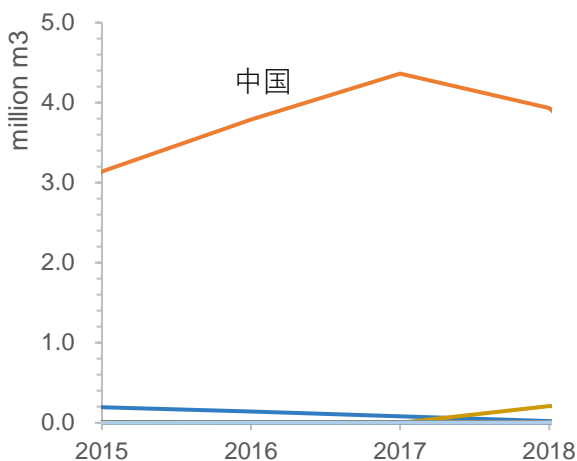


出典：Australian forest and wood product statistics datasets²⁷

<原木>

2018年の原木輸出量 4.18 百万 m³ のうち、中国向けが 94% (3.93 百万 m³) を占めた (図 7.9)。ただし 2017 年度 43.6 百万 m³ よりは減少している。次いで多いのはマレーシア向けで、2018 年には 0.21 百万 m³ 輸出された。日本向けの輸出量は 331 m³ に過ぎなかった。

図 7.9 輸出先別原木輸出量推移



出典：Australian forest and wood product statistics datasets²⁸

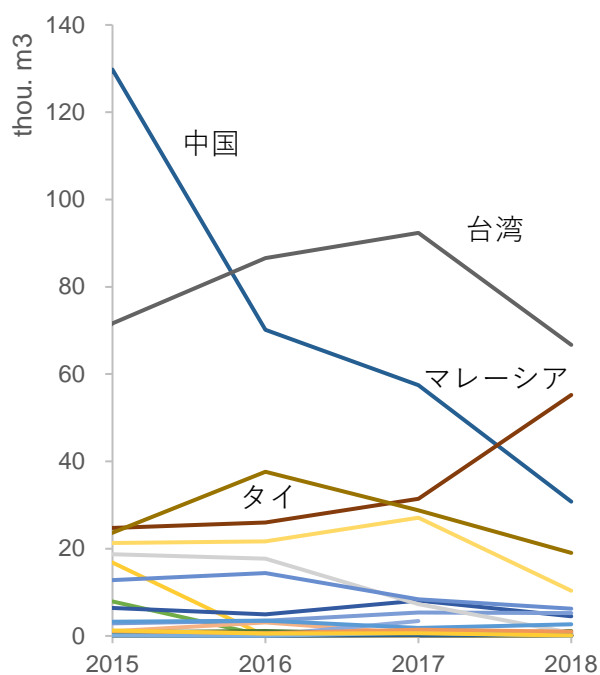
²⁷ <https://www.agriculture.gov.au/abares/research-topics/forests/forest-economics/forest-wood-products-statistics>

²⁸ <https://www.agriculture.gov.au/abares/research-topics/forests/forest-economics/forest-wood-products-statistics>

<製材品>

2018年の製材品輸出量 207 千 m³ のうち、上位は台湾（66 千 m³）、マレーシア（55 千 m³）、中国（31 千 m³）であった（図 7.12）。日本向け輸出量は 797m³ に過ぎなかった。2015～2018 年の間に中国向け輸出量は大きく減少した。

図 7.3 輸出先別製材品輸出量推移



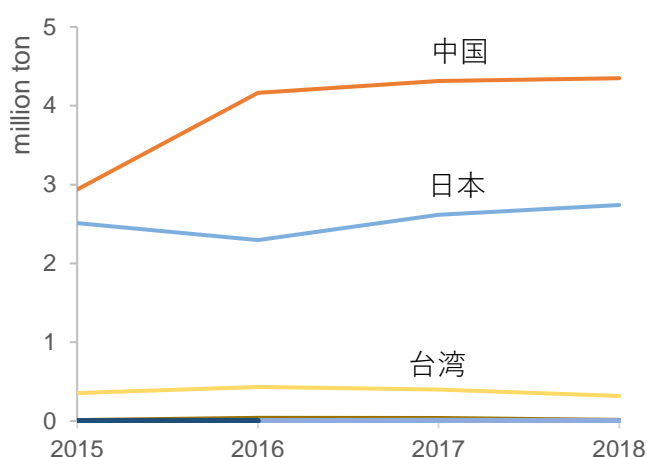
出典：Australian forest and wood product statistics datasets²⁹

<木質チップ>

2018年の木質チップ輸出量 7.45 百万 m³ のうち、中国向けは 58%（4.35 百万 m³）、日本向けは 37%（2.74 百万 m³）を占め、2015～2018 年の間に大きな変化はなかった（図 7.13）。

²⁹ <https://www.agriculture.gov.au/abares/research-topics/forests/forest-economics/forest-wood-products-statistics>

図 7.4 輸出先別木質チップ輸出量推移



出典：Australian forest and wood product statistics datasets³⁰

7-3 森林認証システムの普及状況

オーストラリアで商業伐採が行われている森林の大部分は認証林となっている。FSC の認証林 1.22 百万 ha と、PEFC のメンバーである Responsible Wood の認証林 11.4 百万 ha があり、うち 9 事業者の 1.04 百万 ha は両者のスキームの認証を受けている³¹。認証木材生産量のデータを得ることができなかったが、オーストラリアの総木材生産量の 85%程度が Responsible Wood の認証品ではないかと言われている³²。

<FSC>

2020 年現在、12 事業者が FSC 森林認証を持ち、その総面積は 1.22 百万 ha となっている³³。この認証面積は天然林も広く含んでいるが、多くの認証事業者が実際に伐採をしているのはそのプランテーションの部分のみである³⁴。2 事業者は例外的に天然林の伐採を行っているが、その総面積は 1.7 千 ha に過ぎない。

また CoC 認証は 250 事業者が取得している。このうち 32 事業者は木質チップ製造も認証の対象に入っている³⁵。

<PEFC (Responsible Wood)>

2002 年に Australian Forestry Standard (AFS) 社が設立され、2003 年にオーストラリア森林管理認証 (Australian Forestry Standard: AS 4708)、CoC 認証 (AS 4707) が開発された。オー

³⁰ <https://www.agriculture.gov.au/abares/research-topics/forests/forest-economics/forest-wood-products-statistics>

³¹ Responsible Wood に対するヒアリング (2021 年)、FSC Australia に対するヒアリング (2021 年)

³² Responsible Wood に対するヒアリング (2021 年)

³³ FSC<<https://www.fsc.org/en/facts-figures>>

³⁴ FSC Australia に対するヒアリング (2021 年)

³⁵ <https://info.fsc.org/certificate.php#result>

ストラリア森林管理認証（AS 4708）は 2007 年に修正されたが、さらに 2013 年以降、持続的
管理認証（AS4708:2013）に置換された。AFS は 2004 年に PEFC に加盟し、2017 年に
Responsible Wood と名称を変更した³⁶。Responsible Wood は New Zealand Forest Management
Scheme の管理も行っている。

2021 年現在オーストラリアにおいて、29 事業者が Responsible Wood の森林管理認証（AS
4708）を持ち³⁷、その総面積は 11.4 百万 ha、大部分が天然林だが、1.8 百万 ha はプランテーシ
ョンである³⁸。前述のようにオーストラリアの商業プランテーション総面積は 1.95 百万 ha な
のでそのほとんどが Responsible Wood 認証を受けていると言える。認証天然林の大部分は公有林
だが、私有林も存在する。

また CoC 認証（AS 4707）は 249 事業者が取得している³⁹。このうち 15 社程度が木質チップ
製造事業者である⁴⁰。この中には調達量の全量を認証材としているものもあれば、認証材とコン
トロール材の両方を調達し、ミックス認証品を製造している事業者もある。

7-4 違法伐採に関する情報

オーストラリアでは一般に違法伐採の事例は少ないが、西オーストラリア州においては香木で
あるサンダルウッド（*Santalum spicatum*：白檀）天然木の違法伐採、輸出の事例が知られてい
る⁴¹。

2020 年には、ビクトリア州の州有企業 VicForests による州有天然林の伐採がフクロムササビ
（*Petauroides volans*）とフクロモモンガダマシ（*Gymnobelideus leadbeateri*）に脅威を与えて
おり、操業前の配慮が不十分だったとして、連邦の 1999 年環境保全生物多様性保護法に違反し
ているとの判決が連邦裁判所から出された⁴²。現在上訴中である。

³⁶ Responsible Wood <<https://www.responsiblewood.org.au/about-us/history/>>

³⁷ Responsible Wood <<https://www.responsiblewood.org.au/find-certified/sustainable-forest-management-certified/>>

³⁸ Responsible Wood <<https://www.responsiblewood.org.au/wp-content/uploads/2019/10/Responsible-Wood-Annual-Report-2018-19.pdf>>

Responsible Wood に対するヒアリング（2021 年）

³⁹ Responsible Wood <<https://www.responsiblewood.org.au/find-certified/chain-of-custody-certified/>>

⁴⁰ Responsible Wood に対するヒアリング（2021 年）

⁴¹ NEPCon <https://preferredbynature.org/sites/default/files/library/2020-09/INT-024-AU-TIMBER-RA-27Oct16-EN-Final_V1.1%202017.pdf>

⁴² <https://www.smh.com.au/environment/conservation/federal-court-says-vicforests-unlawfully-logged-rare-possum-habitat-20200527-p54wxt.html>

7-5 木材・木材製品の生産・流通等に関する法令等とその運用状況

連邦国家であるオーストラリアにおいては、森林を含めた土地の管理は各州（北部準州と首都特別地域を含む）政府が一次的な責任を持つが、連邦政府も一部権限と責任を持っている⁴³。一方輸出入に関しては連邦政府が責任と権限を持っている。

オーストラリアの連邦また各州の森林関係法規は、5年ごとに発行されている農業水環境省のオーストラリア森林白書（Australia's State of the Forests Report）の中で取りまとめられている（2018年版では Criterion 7 章）⁴⁴。

またオーストラリア農業水環境省のサイトでは、首都特別地域と北部準州を除くすべての州について、2012年違法伐採禁止法（Illegal Logging Prohibition Act）に基づく州別ガイドライン（State Specific Guideline）が公開されている⁴⁵。違法伐採禁止法によれば、外国産材を輸入する事業者とともに国産材原木を加工する事業者も、それが違法に伐採されたものでないか、デューデリジェンスを行わなければならない（違法伐採禁止法第17条）が、国産材原木が違法伐採由来のものでないか確認するための方法として①木材合法性枠組み（FSCないし PEFC）、②州別ガイドライン、③その他の3つのオプションが示されており（違法伐採禁止規則第19条）、州別ガイドラインはこれに基づいて整備された（2014～2016年）ものである。ただしこのガイドラインはオーストラリア国内で原木を加工する段階のためのものであるため、さらにそれが加工、輸出された木材・木材製品の合法性の判断のためには加工以降のサプライチェーンの各段階における情報も必要となる。

また NEPCon は 2017 年にオーストラリアの木材法的リスク評価（Timber Legality Risk Assessment）⁴⁶を公開し、オーストラリア産木材の伐採から輸出に至る各段階で関連する法規と存在する違法性のリスクの分析結果を示している。

このためオーストラリア産木材・木材製品の合法性確認にあたってはこれらの文章を参考に必要な書類を集め、リスクの特定と評価を行うことができる。ただし法律改正や省庁再編の結果、一部の州の情報はすでに古くなっており、各州のウェブサイトでの確認が必要である。

7-5-1 森林資源管理及び原木（丸太及び同副産物）生産、また原木の輸送に係る法令等

7-5-1-1 連邦レベルの法規

| 主要な所管官庁および機関 | 役割 |
|--------------|-------------------|
| 農業水環境省 | ■ 2012年違法伐採禁止法を所管 |

⁴³ ABARES 前掲

⁴⁴ ABARES 前掲

⁴⁵ オーストラリア農業水環境省 <<https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/processors/resources#state-specific-guidelines>>

⁴⁶ NEPCon <https://preferredbynature.org/sites/default/files/library/2020-09/INT-024-AU-TIMBER-RA-27Oct16-EN-Final_V1.1%202017.pdf>

| | |
|---|---|
| Department of Agriculture, Water and the Environment | |
| 林業および木材製品委員会 Forestry and Forest Products Committee (FFPC) | <ul style="list-style-type: none"> ■ オーストラリア連邦政府、州政府、ニュージーランド政府の公務員によって構成される ■ 林業関係閣僚会議、森林と林業に関する農業高級事務レベル委員会に対して助言を与える ■ 3つの作業部会を持つ <ul style="list-style-type: none"> ➢ オーストラリアモントリオールプロセス実施グループ ➢ 国家森林インベントリー運営委員会 ➢ 森林火災管理グループ |

| 関連法規 | 内容 |
|--|--|
| 地域森林合意法 Regional Forest Agreements Act 2002 ⁴⁷ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域森林合意は天然林についての 20 年間の保全または持続的管理の計画 ■ 地域森林合意の下での連邦政府の義務を定める |
| 環境保全生物多様性保護法 Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999; EPBC Act ⁴⁸ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 重要な植物・動物相、生態的群集、遺産を保護するための法的枠組み ■ 地域森林合意締結エリアは対象外 |
| アボリジニおよびトレス海峡民の遺産保護法 Aboriginal and Torres Strait Islander Heritage Protection Act 1984 ⁴⁹ | <ul style="list-style-type: none"> ■ アボリジニおよびトレス海峡民にとって重要な土地の保護 |

連邦国家であるオーストラリアにおいては、森林を含めた土地の管理や木材生産は基本的に各州政府が責任と権限を有しているが、1992～1995年に連邦および州・準州政府によって署名された国家森林政策声明（National Forest Policy Statement⁵⁰）、2017年に連邦および州・準州政府の林業大臣によって署名された林業大臣声明（Ministerial forestry statement⁵¹）によって全体的な原則が示されている。また連邦政府は2014年に設立された林業諮問委員会（Forest Industry Advisory Council: FIAC）を設置し、林業諮問委員会は2016年に公表した「Transforming Australia's forest

⁴⁷ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2014C00720>

⁴⁸ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00081>

⁴⁹ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C00937>

⁵⁰ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/forest-policy-statement>

⁵¹ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/ministerial-forestry-statement>

products industry⁵²」など、林業や木材産業政策に対する勧告を行っている⁵³。

天然林に関し、1991年にオーストラリア森林協議会常任委員会（Standing Committee of the Australian Forestry Council）から、天然林からの木材生産に関する森林実施における国家原則（Forest Practices Related to Wood Production in Native Forests: National Principles）が公表された。これは国内の公有・私有の全ての天然林が対象となる。また環境と水に関するオーストラリア政府協議会（Council of Australian Governments）は2012年に、オーストラリア天然植生枠組（Australia's Native Vegetation Framework）を発表している。

プランテーションに関しては、1995年に農林水産関係閣僚会議（Ministerial Council on Forestry, Fisheries and Aquaculture）によってプランテーションからの木材生産に関する森林実施における国家原則（Forest Practices Related to Wood Production in Plantations: National Principles）が合意された。これらは国内の公有・私有の全てのプランテーションに適用される。また連邦政府は2018年に国家森林産業計画（National Forest Industries Plan）「Growing a better Australia – A billion trees for jobs and growth⁵⁴」を発表し、今後10年間で0.4百万haプランテーションを拡大し、10億本の植林を行うという政策を進めている。

生物多様性保全に関して、林業施業は一般的に1999年環境保全生物多様性保護法（Environment Protection and Biodiversity Conservation Act）の適用を受ける。またオーストラリア政府は生物多様性保護国家戦略（Australia's Biodiversity Conservation Strategy 2010–2030）を策定している。

また2005年に策定された国家先住民林業戦略（National Indigenous Forestry Strategy⁵⁵）では、森林セクターにおける先住民の参加と、先住民の土地とコミュニティの包括的で持続的な発展が目指されている。

<地域森林合意（Regional Forest Agreement）>

1992年国家森林政策声明（National Forest Policy Statement）および2002年地域森林合意法（Regional Forest Agreements Act）に基づき、オーストラリア連邦政府と4州政府（西オーストラリア州、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、タスマニア州）は、10地域に対し、地域森林合意（Regional Forest Agreement）を締結している（図7.14）⁵⁶。

地域森林合意は木材業界への供給確保、持続可能な森林管理、森林生物多様性の保護を目的とし、科学的調査、幅広いステークホルダーとの協議に基づいて締結された。この地域森林合意締結エリアについては、締結前の1995-2000年に行われた網羅的地域アセスメント（Comprehensive Regional Assessment）がなされ、包括的で適切かつ代表的な（Comprehensive, Adequate and Representative: CAR）保護区システムが確立された。またこの結果、地域森林合意地域は、1999

⁵² <https://www.agriculture.gov.au/forestry/industries/fiac/transforming-australias-forest-industry>

⁵³ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/industries/fiac>

なおFIACの前身は2000年に設立された森林・木材製品委員会（Forest and Wood Products Council: FWPC）

⁵⁴ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/national-forest-industries-plan.pdf>

⁵⁵

<https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/nifs#:~:text=A%20key%20aim%20of%20the,forest%20and%20wood%20products%20industry.>

⁵⁶ ABARES. 前掲

年環境保全生物多様性保護法の対象外（世界遺産地域、ラムサール登録地域は除く）とすると定められている。

各地域森林合意は 1997～2001 年の間に締結され、有効期間は 20 年間だが、すでにニューサウスウェールズ州、タスマニア州、西オーストラリア州との地域森林合意はさらに 20 年間の延長がなされ、ビクトリア州との地域森林合意は 2030 年まで延長された⁵⁷。またクイーンズランド州の一地域でも網羅的地域アセスメントが実施されたが、連邦との地域森林合意締結は行われていない⁵⁸。

地域森林合意締結地域の総面積は 39.2 百万 ha、うち森林面積は 21.9 百万 ha で、内訳は天然林 21.0 百万 ha、プランテーション林 1.3 百万 ha である⁵⁹。天然林の約 5 割は保護区となっているが、3 割は多目的利用公有天然林（multiple-use public native forest）として伐採が行われ、オーストラリアにおける天然広葉樹丸太の主要な供給源となっている（7-2-1 節）。

前述のように、ビクトリア州の地域森林合意地域内で操業を行っている州有企業 VicForests による伐採が地域森林合意で定められた行動規範に違反しており、連邦の環境保全生物多様性保護法の適用を受けるとの判決が 2020 年に出されており⁶⁰、今後も他の地域森林合意地域にも影響が及ぶ可能性が指摘されている⁶¹。一方で 2021 年 2 月に判決が出たタスマニア州の地域森林合意地域での伐採に関する裁判では、地域森林合意地域は絶滅危惧種のオトメインコの保護に十分ではないために有効ではないという NGO の主張は却下された⁶²。2021 年 1 月に連邦政府によって発表された 1999 年環境保全生物多様性保護法に対するレビュー報告書では地域森林合意地域における 1999 年環境保全生物多様性保護法の免除の廃止が主張されており、今後も注視が必要である⁶³。

⁵⁷ https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/documents/RFA_ReservationResourceAvailability_v1.0.0.pdf

⁵⁸ オーストラリア農業水環境省<<https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/rfa/regions/qld>>

⁵⁹ 農業省<<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/rfa/rfa-overview-history.pdf>>

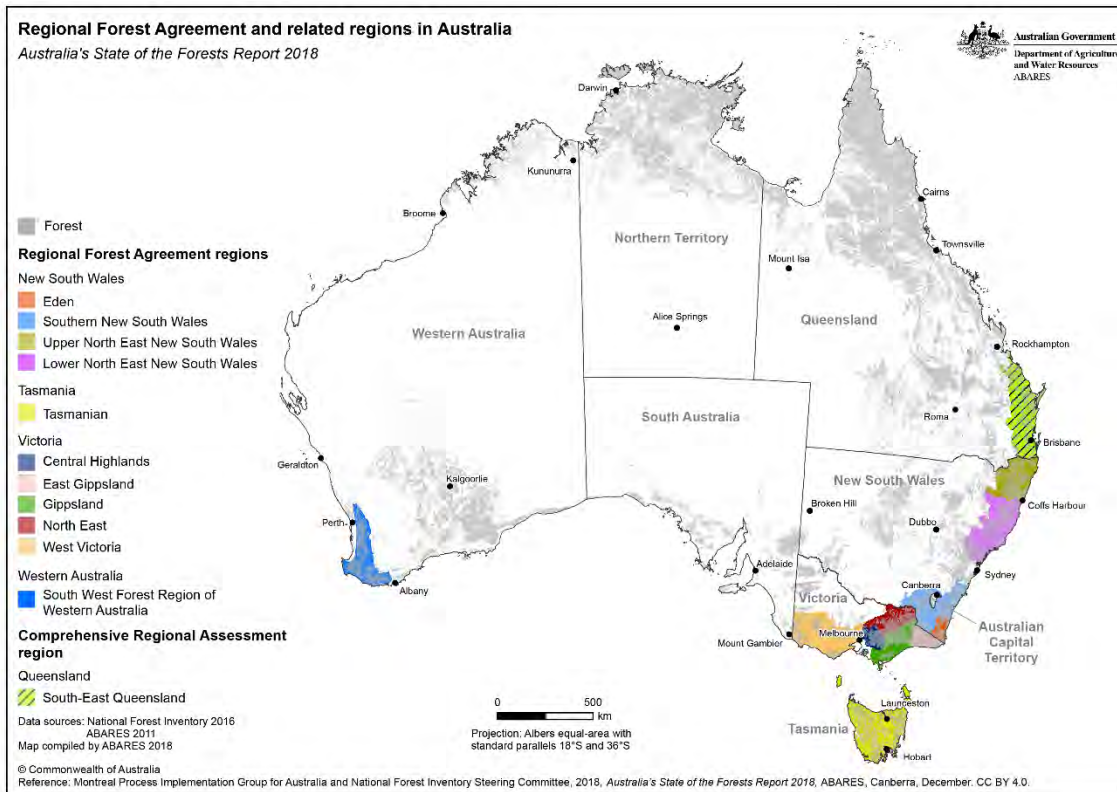
⁶⁰ <https://www.theguardian.com/environment/2020/may/27/vicforests-breached-forestry-agreement-with-central-highlands-logging-court-rules>

⁶¹ <https://www.smh.com.au/politics/federal/landmark-environment-case-halts-vicforests-logging-in-its-tracks-20200821-p55o3b.html>

⁶² <https://www.theguardian.com/australia-news/2021/feb/03/bob-brown-loses-legal-challenge-to-native-forest-logging-in-tasmania>

⁶³ <https://www.theguardian.com/australia-news/2021/jan/28/australia-urged-to-overhaul-environment-laws-and-reverse-decline-of-our-iconic-places>

図 7.5 地域森林合意策定地域



出典：ABARES (2018)⁶⁴

⁶⁴ ABARES 前掲

7-5-1-2 西オーストラリア州

| 主要な所管官庁および機関 | 役割 |
|---|---|
| 林業省 Minister for Forestry | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公社である林産物委員会（Forest Products Commission）を管轄 |
| 生物多様性保全観光資源局 Department of Biodiversity, Conservation and Attractions : DBCA | <ul style="list-style-type: none"> ■ 2017年に公園野生生物局（Department of Parks and Wildlife）、植物公園庁、動物園局などが統合されて設立 |
| 公園野生生物サービス Parks and Wildlife Service | <ul style="list-style-type: none"> ■ 2017年の省庁再編に伴い、公園野生生物局から名称が変更され、生物多様性保全観光資源局（DBCA）の一部門になった。 ■ 公有天然林を管理 ■ 野生動物ライセンス部（Wildlife Licensing Section）がライセンスを発行 ■ 商業的生産者ライセンス（Commercial Producer's Licence）を発行 ■ サンドルウッドについてサンドルウッドライセンス（Sandalwood License）、サンドルウッド輸送許可（Sandalwood Transport Authority Notice: STAN）を発行 |
| 水環境規制省 Department of Water and Environment Regulation | <ul style="list-style-type: none"> ■ 2017年に環境規制省（Department of Environment Regulation）、水省（Department of Water）、環境保護機関（Office of the Environmental Protection Authority）が統合されて設立 ■ 1986年環境保護法による皆伐規定を管理。皆伐許可を発行 |
| 保全委員会 Conservation Commission | <ul style="list-style-type: none"> ■ 州南西部の公有地の森林を管理 |
| 保全公園委員会 Conservation and Park Commission | <ul style="list-style-type: none"> ■ 保全委員会の管理する土地に対する森林管理計画の実施状況を独立監査 |
| 林産物委員会 Forest Products Commission: FPC | <ul style="list-style-type: none"> ■ 2000年に設立された州有企業 ■ 公有地の天然林、プランテーションからの木材生産を行っている。 ■ 2014-2023年森林管理計画(Forest Management Plan⁶⁵) |

⁶⁵ <https://www.dpaw.wa.gov.au/management/forests/managing-our-forests/161-a-plan-for-managing-our-state-s-south-west-forests#:~:text=A%20forest%20management%20plan%20is,activities%20to%20achieve%20these%20goals.>

| | |
|--|---|
| | <p>に従って林業・木材産業の持続的管理と発展に関するサービスを提供している</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 天然林木材納品書（Native Forest Log delivery note）、プランテーション木材納品書（Plantation Log delivery note）を発行 |
|--|---|

| 関連法規 | 内容 |
|--|--|
| 林産物法 Forest Products Act 2000 ⁶⁶ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 州の南西部の特定地域における、公有地および木材保護区（timber reserve）の天然林およびプランテーションからの林産物の伐採、販売、更新または再植林に関する規則 |
| 保全及び土地管理法 Conservation and Land Management Act 1984 ⁶⁷ : CALM Act およびその改正 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 特定の公有地に生息する動植物の利用、保護、管理のための規定。その責任機関の設立の規定 ■ 西オーストラリア州保全委員会（Conservation Commission）が管理する州南西部の公有地の森林において森林管理計画（Forest Management Plan）2014-2023の策定を要求 |
| 環境保護法 Environmental Protection Act 1986 ⁶⁸ : EP Act | <ul style="list-style-type: none"> ■ 森林管理計画の環境へのインパクト評価を規定し、負の影響を緩和するための計画の実施条件も設定 ■ 公有地・私有地の天然植生の皆伐に対する許可を規定 ■ 違法な環境被害に関する犯罪を規定。 |
| 環境保護規制（天然植生の皆伐） Environmental Protection (Clearing of Native Vegetation) Regulations 2004 ⁶⁹ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 天然植生の皆伐を行う際の規制 |
| 生物多様性保護法 Biodiversity Conservation Act | <ul style="list-style-type: none"> ■ 1929年サンドルウッド法（Sandalwood Act）、1950年野生動物保全法（Wildlife Conservation Act: WC Act） |

66

[https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_41692.pdf/\\$FILE/Forest%20Products%20Act%202000%20-%20%5B02-h0-01%5D.pdf?OpenElement](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_41692.pdf/$FILE/Forest%20Products%20Act%202000%20-%20%5B02-h0-01%5D.pdf?OpenElement)

67

[https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_41684.pdf/\\$FILE/Conservation%20and%20Land%20Management%20Act%201984%20-%20%5B09-b0-02%5D.pdf?OpenElement](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_41684.pdf/$FILE/Conservation%20and%20Land%20Management%20Act%201984%20-%20%5B09-b0-02%5D.pdf?OpenElement)

68

[https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_43662.pdf/\\$FILE/Environmental%20Protection%20Act%201986%20-%20%5B09-h0-00%5D.pdf?OpenElement](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_43662.pdf/$FILE/Environmental%20Protection%20Act%201986%20-%20%5B09-h0-00%5D.pdf?OpenElement)

69

[https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_41886.pdf/\\$FILE/Environmental%20Protection%20\(Clearing%20of%20Native%20Vegetation\)%20Regulations%202004%20-%20%5B02-d0-00%5D.pdf?OpenElement](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_41886.pdf/$FILE/Environmental%20Protection%20(Clearing%20of%20Native%20Vegetation)%20Regulations%202004%20-%20%5B02-d0-00%5D.pdf?OpenElement)

| | |
|--------------------|--|
| 2016 ⁷⁰ | <p>に取って代わる</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ サンダルウッドライセンス (Sandalwood License) を規定 ■ サンダルウッドやその代用品となる可能性のある香木の収穫許容量を規定 ■ サンダルウッドの違法な採取に対する罰則を規定 ■ 商業的生産者ライセンス (Commercial Producer's Licence) を規定 |
|--------------------|--|

西オーストラリア州政府は、1984年保全及び土地管理法 (Conservation and Land Management Act) に基づき、保全委員会 (Conservation Commission) の管理する土地に対する 2014-2023年森林管理計画 (Forest Management Plan⁷¹) を策定しており、生物多様性保全観光資源局 (Department of Biodiversity, Conservation and Attractions : DBCA) と州有企業である林産物委員会 (Forest Products Commission: FPC) がその実施状況のモニタリングを行っている。また保全公園委員会 (Conservation and Park Commission) もその計画の実施状況に関する独立監査を行っている。

< 公有地天然林 >

州有企業である林産物委員会 (FPC) は毎年の伐採計画 (林区番号や地図を含む) を公表しており⁷²、また伐採した木材に対して天然林木材納品書 (Native Forest Log delivery note: D-note) を発行する、記載された伐採林区番号を伐採計画と照合させることによって合法性の確認に活用できる。皆伐由来の木材の場合、水環境規制省 (Department of Water and Environment Regulation) からの皆伐許可 (Clearing Permit)、ないし生物多様性保全観光資源局からの商業的生産者ライセンス (Commercial Producer's Licence) が合法性の確認に活用できる。なお林産物委員会 (FPC) はその天然林の伐採について FSC の管理木材認証 (FSC-STD-30-010) を取得している。

林産物委員会 (FPC) は公有地 (Crown land) の天然林からのサンダルウッド (白檀) の採取、販売も行っている。2016年生物多様性保全法に基づき、サンダルウッドの採取には生物多様性保全観光資源局からのサンダルウッドライセンス (Sandalwood Licence: S2 Puller's Licence) の取得も必要である。

< 公有地プランテーション >

州有企業である森林産物委員会 (FPC) からのプランテーション木材納品書 (Plantation Log

⁷⁰

[https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_43476.pdf/\\$FILE/Biodiversity%20Conservation%20Act%202016%20-%20%5B00-e0-00%5D.pdf?OpenElement](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_43476.pdf/$FILE/Biodiversity%20Conservation%20Act%202016%20-%20%5B00-e0-00%5D.pdf?OpenElement)

⁷¹ <https://www.dpaw.wa.gov.au/management/forests/managing-our-forests/161-a-plan-for-managing-our-state-s-south-west-forests#:~:text=A%20forest%20management%20plan%20is,activities%20to%20achieve%20these%20goals.>

⁷² 例：2021年の計画 <https://www.wa.gov.au/government/announcements/one-year-indicative-timber-harvest-plan-2021-released>

delivery note: D-note) が合法性の確認に活用できる。

<私有天然林>

1950年野生動物保全法 (Wildlife Conservation Act) に基づき、私有天然林の伐採には、生物多様性保全観光資源局 (DBCA) からの商業的生産者ライセンス (Commercial Producer's Licence) の取得が必要であり、合法性の確認に活用できる。皆伐の場合は皆伐許可または商業的生産者ライセンスが必要である。

私有地における天然サンダルウッドの収穫にはそれに加えて、生物多様性保全観光資源局 (DBCA) からの私有サンダルウッドライセンス (Sandalwood License – Private Property: S1 Puller's Licence) が必要である。またその生きているサンダルウッドの販売には商業的生産者ライセンス (Commercial Producer's Licence) が、販売地点への移動にはサンダルウッド輸送許可 (Sandalwood Transport Authority Notice: STAN) が必要である。これらの書類が合法性の確認に活用できる。

<私有プランテーション>

私有プランテーションで栽培された外来樹種の伐採に許可は必要としない。しかし木材伐採許可 (Timber Harvest Authorisation) を取得することもでき、合法性の確認に活用できる。

プランテーションで栽培された生きているサンダルウッドの販売については商業的生産者ライセンス (Commercial Producer's Licence)、販売地点への移動については生物多様性保全観光資源局 (DBCA) からのサンダルウッド輸送許可 (STAN) が必要である。

7-5-1-3 北部準州

| 主要な所管官庁および機関 | 役割 |
|--|---|
| 環境公園水安全保障局 Department of Environment, Parks and Water Security | ■ 開発同意機関 (Development Consent Authority: DCA) を持つ |
| 土地計画環境省 Department of Lands, Planning and the Environment | ■ 自由保有地 (Freehold Land) の皆伐の許可を発行 |
| 牧地委員会 Pastoral Land Board: PLB | ■ 牧地 (Pastoral Land) 内の皆伐の許可を発行 |

| 法規 | 内容 |
|--|---|
| 計画法 Planning Act 1999 ⁷³ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 土地の使用や開発、プランテーションの造成に関する規定 ■ 自由保有地 (Freehold Land) 内の皆伐に関する規定 ■ 開発同意機関 (Development Consent Authority) の設置を規定 ■ 2020年計画修正法案 (Planning Amendment Bill) によって内容が修正された |
| 牧地法 Pastoral Land Act 1992 ⁷⁴ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 牧地委員会 (PLB) の設置を規定 ■ 牧地 (Pastoral Land) 内の天然植生の皆伐に対する規定 |
| 皆伐ガイドライン Land Clearing Guidelines 2010 ⁷⁵ | ■ 自由保有地 (Freehold Land) の皆伐に関するガイドライン |
| 北部準州牧地皆伐ガイドライン Northern Territory pastoral land clearing guidelines 1992 ⁷⁶ | ■ 牧地 (Pastoral Land) 内の天然植生の皆伐に対するガイドライン |
| 林業プランテーション実施規定 Codes of Practice for Forestry Plantations | ■ 公有・私有プランテーションが対象 |
| 採掘管理法 Mining Management Act 2001 ⁷⁷ | ■ 鉱山開発に伴う皆伐を規制 |

⁷³ <https://legislation.nt.gov.au/en/Legislation/PLANNING-ACT-1999>

⁷⁴ <https://legislation.nt.gov.au/api/sitecore/Act/PDF?id=12076>

⁷⁵ https://nt.gov.au/_data/assets/pdf_file/0007/236815/land-clearing-guidelines.pdf

⁷⁶ https://nt.gov.au/_data/assets/pdf_file/0003/902289/northern-territory-pastoral-land-clearing-guidelines.pdf

⁷⁷ https://legislation.nt.gov.au/Search/~/link.aspx?_id=289B465ADE2544BDBB7CDD95790C2326&_z=z

| | |
|---|---|
| 準州公園および野生動物保護法 Territory Parks and Wildlife Conservation Act 1976 ⁷⁸ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 国立公園や保護区の設立と管理に関する規定 ■ 国立公園や保護区外を含めた州内の天然植生の商業伐採に関する規定 |
| 環境保護法 Environment Protection Act 2019 ⁷⁹ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 1982年環境アセスメント法 (Environment Assessment Act) に置き換わる ■ 開発に伴う環境影響の評価を規定 |

北部準州における土地の開発は 1999 年計画法 (Planning Act) によって行われているが、現在 2020 年北部準州計画スキーム (Northern Territory Planning Scheme⁸⁰) の下、法律の改正や申請のオンライン化などが進められている。

牧地 (Pastoral Land) とは公有地を放牧目的のためにリースした土地であるが、1992 年牧地法 (Pastoral Land Act) に基づき、牧地内の天然林植生の皆伐を行う場合は牧地委員会 (Pastoral Land Board: PLB) の承認を必要とする。またその実施に際しては 1992 年北部準州牧地皆伐ガイドライン (Northern Territory Pastoral Land Clearing Guidelines) および 2010 年皆伐ガイドライン (Land Clearing Guidelines) に従わなければならない。

自由保有地 (Freehold Land=私有地) の皆伐を行う場合は、1999 年計画法 (Planning Act) に基づき、土地計画環境省 (Department of Lands, Planning and the Environment) への申請が必要である。またその実施に際しては 2010 年皆伐ガイドラインに従わなければならない。

開発地域が開発同意機関 (Development Consent Authority: DCA) の所轄範囲内の場合は、開発同意機関からの同意も必要である。また鉱山開発に伴う伐採の場合、2001 年採掘管理法 (Mining Management Act) に従い、許可を取得する必要がある。

⁷⁸ <https://legislation.nt.gov.au/en/Legislation/TERRITORY-PARKS-AND-WILDLIFE-CONSERVATION-ACT-1976>

⁷⁹ <https://legislation.nt.gov.au/en/Legislation/ENVIRONMENT-PROTECTION-ACT-2019>

⁸⁰ <https://nt.gov.au/property/land-planning-and-development/our-planning-system/nt-planning-scheme>

7-5-1-4 南オーストラリア州

| 主要な所管官庁および機関 | 役割 |
|---|--|
| 一次産業及び地域省 Department of Primary Industries and Regions (PIRSA) | ■ 2011 年度に一次産業及び資源省 (Department of Primary Industries and Resources: PIRSA) から名称変更 |
| 天然植生審議会 Native Vegetation Council | ■ 天然林の伐採を承認する |
| 持続可能性環境保護省 Minister for Sustainability, Environment and Conservation | ■ 天然林の伐採を承認する事がある |
| 南オーストラリア林業公社 South Australian Forestry Corporation (ForestrySA) | ■ 2001 年設立の州有企業 ■ 州有プランテーションを運営 |

| 関連法規 | 内容 |
|---|--|
| 林業法 Forestry Act 1950 ⁸¹ | ■ 州保存林の設立、管理、保護 |
| 天然植生法 Native Vegetation Act 1991 ⁸² | ■ 天然植生の保護を規定。天然植生の皆伐に対する制限など |
| 天然資源管理法 Natural Resources Management Act 2004 ⁸³ | ■ 州の天然資源の持続的で統合的な管理のための規定。ライセンスや森林許可を通じたプランテーションの水利用の管理など ■ 州の自然資源管理計画 (State Natural Resource Management Plan) 2012-2017、地域自然資源管理計画 (Regional Natural Resource Management Plan) の策定を要求 |
| 南オーストラリア林業公社法 South Australian Forestry Corporation Act 2000 ⁸⁴ | ■ 南オーストラリア林業公社を規定 |
| 南オーストラリアプランテーション林業ガイドライン Guidelines for Plantation | ■ 公有・私有プランテーションが対象 |

⁸¹ <https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/FORESTRY%20ACT%201950.aspx>

⁸² <https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/NATIVE%20VEGETATION%20ACT%201991.aspx>

⁸³ <https://www.legislation.sa.gov.au/lz/c/a/natural%20resources%20management%20act%202004.aspx>

⁸⁴

<https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/SOUTH%20AUSTRALIAN%20FORESTRY%20CORPORATION%20ACT%202000.aspx>

| | |
|--|----------------------|
| Forestry in South Australia 2009 ⁸⁵ | |
| 環境保護法 Environment Protection Act 1993 ⁸⁶ | ■ 生態学的に持続可能な開発の原則を推進 |
| 国立公園及び野生動物法 National Parks and Wildlife Act 1972 ⁸⁷ | ■ 絶滅危惧の動植物の保護 |

南オーストラリア森林産業諮問委員会（South Australian Forest Industry Advisory Board）は、南オーストラリア森林と木材産業将来計画（Blueprint for the Future South Australian Forest and Wood Products Industry 2014 to 2040⁸⁸）を策定し、南オーストラリア州政府は、南オーストラリア森林および木材産業政策声明（South Australian Forest and Wood Products Industry Policy Statement⁸⁹）を公表している。

なお南オーストラリア州で生産される木材の大部分は FSC ないし PEFC 認証林から生産されている。また現在天然林伐採は行われていない⁹⁰。

<天然林>

1991 年天然植生法（Native Vegetation Act）に基づき、天然林の伐採に関しては天然植生審議会（Native Vegetation Council）からの承認を必要とする。場合によっては持続可能性環境保護省（Minister for Sustainability, Environment and Conservation）からの承認も必要となる。

<プランテーション>

南オーストラリア州の公有プランテーションは州有企業 ForestrySA によって管理されている。認証を受けていない小規模私有プランテーションからの木材については、その所有者は商業木材プランテーションライセンス（Commercial Forest Plantation Licence）を得なければならない。しかし伐採に関しては許認可を必要としない。

⁸⁵ https://www.pir.sa.gov.au/_data/assets/pdf_file/0011/254765/guidelines_for_plantation_forestry_in_sa_web.pdf

⁸⁶ <https://www.legislation.sa.gov.au/lz/c/a/environment%20protection%20act%201993.aspx>

⁸⁷ <https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/NATIONAL%20PARKS%20AND%20WILDLIFE%20ACT%201972.aspx>

⁸⁸ https://www.pir.sa.gov.au/_data/assets/pdf_file/0019/234028/Blueprint-Future-South-Australian-Forest-Wood-Products-Industry-2014-2040.pdf

⁸⁹ https://www.pir.sa.gov.au/_data/assets/pdf_file/0008/234269/SA-Forest-Wood-Products-Industry-Policy-Statement.pdf

⁹⁰ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/industries/export#hardwood-native>

7-5-1-5 クイーンズランド州

| 主要な所管官庁および機関 | 役割 |
|---|--|
| 農水省 Department of Agriculture and Fisheries | <ul style="list-style-type: none"> ■ 1959年林業法に基づき州有地の天然林を管轄 ■ 林産部 (Forest Products division) が実施規定の遵守状況を監査 ■ 2015年に農水林省 (Department of Agriculture, Fisheries and Forestry) から名称変更された |
| 環境遺産保護省 Department of Environment and Heritage Protection (DEHP) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 2012年に設立。当時解体された環境資源管理省 (Department of Environment and Resource Management) の多くの所轄を引き継いだ。 ■ 1992年自然保護法に基づき、保護種の収穫と利用を管轄 |
| 天然資源鉱山省 Department of Natural Resources and Mines: DNRM | <ul style="list-style-type: none"> ■ 1999年植生管理法に基づき、私有地における天然林での操業を管轄 |

| 関連法規 | 内容 |
|--|--|
| 林業法 Forestry Act 1959 ⁹¹ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公有地における森林の管理、林業施業、保護を規定 ■ 木材の伐採、プランテーションライセンスによる排他的使用権の付与に関する規定 |
| 植生管理法 Vegetation Management Act 1999 ⁹² | <ul style="list-style-type: none"> ■ 私有地からの木材の伐採を規定 ■ 植生の皆伐を規制 |
| クイーンズランド州有林地における天然林木材生産実施規定 Code of Practice for Native Forest timber Production on Queensland's State Forest Estate 2020 ⁹³ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公有天然林が対象 ■ 1959年森林法および関連法規で規定される要求に対応するための最低基準を定義 |
| 自由保有地における天然林実施規定 Code Applying to a Native Forest Practice on Freehold Land 2005 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 私有天然林が対象 ■ 1999年植生管理法で規定 |
| 天然林実施管理：自己評価可能植 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 私有天然林が対象 |

⁹¹ <https://www.legislation.qld.gov.au/view/html/inforce/current/act-1959-058#>

⁹² <https://www.legislation.qld.gov.au/view/html/inforce/current/act-1999-090>

⁹³ https://parks.des.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0012/160104/cop-native-forest-timber-production-qpbs-estate.pdf

| | |
|---|---|
| 生皆伐規定 Managing a Native Forest Practice: A Self-assessable Vegetation Clearing Code 2014 ⁹⁴ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 1999年植生管理法で規定 |
| クイーンズランド木材プランテーション操業実施規定 Timber Plantation Operations Code of Practice for Queensland 2015 ⁹⁵ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公有・私有プランテーションが対象 |
| 自然保全法 Nature Conservation Act 1992 ⁹⁶ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的かつ包括的な自然保護戦略による州全体の自然保護 ■ 保護地に関する先住民の関与に関する規定 ■ 保護種の伐採に関する規定 |
| 自然保全（野生動物管理）規則 Nature Conservation (Wildlife Management) Regulation 2006 およびその2014年改正規則 ⁹⁷ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 保護植物の開墾、成長、収穫、取引を規制 |

2012年にクイーンズランド木材業界と州政府は森林・木材産業計画（Forest & Timber Industry Plan: FTIP）⁹⁸を発表した。またクイーンズランド州農水省の森林産物部門は州内の天然林の管理について、2018年に森林管理政策声明（Forest Management Policy Statement）⁹⁹を公表している。

<公有天然林>

クイーンズランドの州有天然林における伐採は、2020年クイーンズランド州有林地における天然林木材生産実施規定（Code of Practice for Native Forest timber Production on Queensland's State Forest Estate）を遵守して行わなければならない。その伐採について、州政府は販売許可（sale permit）の形で承認する。また州政府は州有天然林の施業に対して、販売許可の発行状況や、2020年クイーンズランド州有林地における天然林木材生産実施規定の遵守状況の監督を行っている。さらにクイーンズランドの州有天然林は合法かつ持続可能に管理されているとして Australian Forestry Standard AS4708（=Responsible Wood）の認証を受けている。

また伐採された木材の樹種や量は輸送前に農水省からの納品書（docket）に記載される。州政府は販売許可に基づいて伐採された原木のローヤリティーを加工事業者から徴収し、タックス・イ

⁹⁴ https://www.dnrme.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0007/1446919/managing-native-forest-practice-code.pdf

⁹⁵ <http://www.fao.org/forestry/43655-0996c5541ff44a34cc447e3fc6ac80335.pdf>

⁹⁶ <https://www.legislation.qld.gov.au/view/pdf/inforce/2017-07-03/act-1992-020>

⁹⁷ <https://www.legislation.qld.gov.au/view/html/published.exp/sl-2014-0163#sl-2014-0163>

⁹⁸ <http://www.timberqueensland.com.au/Docs/Queensland-Forest-Timber-Industry-Plan.pdf>

⁹⁹ <https://www.publications.qld.gov.au/dataset/5d50aeaf-a9fb-49c5-9d1c-c259649297c5/resource/7fdff8c5-9704-43bf-9e76-2486acbb6e2b/download/forest-management-policy-statement.pdf>

ンボイス (tax invoice) を発行する。これらの書類も合法性の確認に活用できる。

<私有地 (freehold land) の天然林>

私有地の天然林の伐採については地方自治体からの規制がかけられている可能性がある。

私有地の天然林はいくつかのカテゴリーに分けられており、州政府の規制植生管理地図 (Regulated Vegetation Management Maps) で確認することができる。このうち Category B エリアは残存植生 (remnant vegetation) と呼ばれ、その天然林の伐採については、1999 年植生管理法 (Vegetation Management Act) に従い、天然林実施自己評価植生皆伐規定 (Managing a Native Forest Practice – A Self-assessable Vegetation Clearing Code¹⁰⁰) に従わなければならない。操業開始前に天然資源鉱山省 (DNRM) のサイト¹⁰¹でオンライン申請しなければならない。DNRM から電子メールで送られる申請確認書が合法性の確認に活用できる。

残存植生 (remnant vegetation) 以外の私有天然林からの木材は、地方自治体からの伐採制限などがない限り土地所有者からの合意のみで伐採できる。この場合、土地所有者との合意書、タックス・インボイス、領収書などが合法性の確認に活用できる。

<公有地のプランテーション>

クイーンズランド州の公有地のプランテーションの多くは 1930-80 年代にクイーンズランド州政府によって開発され、州有企業 Forestry Plantations Queensland 社によって管理されていたが、2010 年に民間会社 Hancock Timber Resource 社に売却され、その管理は HQPlantations 社¹⁰²によって行われている¹⁰³。HQPlantations 社は 1959 年林業法に基づき 99 年間のライセンスによって約 200 千 ha のプランテーションと、100 千 ha のバッファエリアの天然林を管理している¹⁰⁴、HQPlantations 社は商業供給合意書 (commercial supply agreement) によって木材を販売しており、伐採日、樹種、量、認証などの情報は伐採された木材の積載納品書 (load docket) に記載される。またその加工事業者からローヤリティーを徴収し、タックス・インボイスを発行するので、これらの書類が合法性の確認に活用できる。さらに HQPlantations 社の管理区域全域 (328 千 ha) は Responsible Wood¹⁰⁵および FSC¹⁰⁶から認証を受けており、そこで生産される木材も全て認証材である。

<私有プランテーション>

私有のプランテーションについても地方自治体からの伐採制限などが存在する場合があるが、それ以外は樹木の所有者との合意があれば伐採できる。州内の私有プランテーションの多くは

¹⁰⁰ https://www.dnrme.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0007/1446919/managing-native-forest-practice-code.pdf

¹⁰¹ <https://vegetation-apps.dnrm.qld.gov.au/#/>

¹⁰² <https://www.hqplantations.com.au/>

¹⁰³ <http://www.timberqueensland.com.au/Growing/Size-type-location.aspx>

¹⁰⁴ https://www.business.qld.gov.au/_designs/content/guide-printing2?parent=74265&SQ_DESIGN_NAME=print_layout

¹⁰⁵ https://34b42f01-9da2-4122-bdf7-781006f1546d.filesusr.com/ugd/951a68_c8c3d6ad1a0445758206f6cca846fb62.pdf

¹⁰⁶ <https://info.fsc.org/details.php?id=a024000007TktAAC&type=certificate&return=index.php#result>

Responsible Wood または FSC の認証を受けている¹⁰⁷。

なお保護種（天然サンダルウッド等）の伐採に関しては、1992 年自然保全法（Nature Conservation Act）に基づき、保護植物収穫ライセンス（protected plant harvesting licence）を取得する必要がある。

¹⁰⁷ <http://www.timberqueensland.com.au/Growing/Certifications.aspx>

7-5-1-6 ニューサウスウェールズ州

| 主要な所管官庁および機関 | 役割 |
|---|--|
| 環境保護庁 Environment Protection Authority: EPA | <ul style="list-style-type: none"> ■ 天然林を管轄 ■ 公有天然林での操業に対して統合的林業操業許可 (Integrated Forestry Operations Approval: IFOA) を発行 ■ 環境遺産局 (Office of Environment and Heritage) が公有・私有の天然林施業における法遵守状況のモニタリングと法執行 ■ 森林合意 (Forest Agreement) も管轄 |
| 地域土地局 Local Land Services | <ul style="list-style-type: none"> ■ 私有天然林所有者に対して支援と助言を行う ■ 私有天然林業計画 (Private Native Forestry: PNF Plan) を承認 |
| 一次産業部 Department of Primary Industries: DPI | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域ニューサウスウェールズ省 (Department of Regional NSW: DRNSW) の部局 ■ 2015～2019 年は産業省 (Department of industry)、2019 年は計画産業環境省 (Department of Planning, Industry and Environment) の一部、2020 年に同省から地域ニューサウスウェールズ省に移管 ■ 公有地・私有地のプランテーションを管理 ■ プランテーションアセスメント部 (Plantation Assessment Unit) が 1999 年プランテーションと再植林法、2001 年プランテーションおよび再植林規定の遵守状況モニタリング |
| 計画産業環境省 Department of Planning, Industry and Environment | <ul style="list-style-type: none"> ■ 生物多様性保護法の執行 |
| ニューサウスウェールズ林業公社 Forestry Corporation NSW: FCNSW | <ul style="list-style-type: none"> ■ ニューサウスウェールズ州有企業 ■ 州内の公有地 (天然林、プランテーション) で伐採する権利を持つ唯一の事業者 ■ 管理指針 (Forestry Corporation of NSW Forest Management Policy) を持つ |

| 法規 | 内容 |
|---|--|
| 林業改正法 Forestry Legislation Amendment | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公有・私有の天然林が対象 ■ 2012 年森林法、2013 年地域土地サービス法を改正 ■ 私有天然林の伐採に関する私有天然林業不動産植生計画 (Private Native Forestry Property Vegetation Plan: |

| | |
|---|--|
| Act 2018 ¹⁰⁸ | PNF PVP) は、私有天然林計画 (Private Native Forestry Plan: PNF Plan) に変更 |
| 森林法 Forestry Act 2012 ¹⁰⁹ | <ul style="list-style-type: none"> ■ FCNSW の目的と機能を規定 ■ 公有林における森林管理計画 (Forest Management Plans)、生態的持続可能な森林管理計画 (Ecologically Forest Management Plans) の策定を要求 ■ 森林合意に関する規定 ■ 公有林における 20 年以下の操業のために要求される IFOA を規定 |
| 地方土地サービス法 Local Land Services Act 2013 ¹¹⁰ およびその改正 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 2003 年天然植生法(Native Vegetation Act)から置き換えられた ■ 天然林の大規模な皆伐に対する規制 ■ 私有天然林での操業に関し、PNF Plan (2003 年天然植生法における PNF PVP) の承認を得ることを要求 |
| 私有天然林業実施規定 Private Native Forestry Code of Practice ¹¹¹ 4つの地域ごとに出されている <ul style="list-style-type: none"> • Northern NSW 2013 • Southern NSW 2008 • River red gum forests 2008 • Cypress and western hardwood forests 2008 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 私有天然林および、2012 年森林法における国家木材地 (Crown timber land) 外の国有地 (Crown tenure) における天然林が対象 ■ PNF Plan (旧 PNF PVP) を持っている私有天然林での操業者が伐採の際に求められる最低基準 ■ 環境を維持または改善するための規定を含む |
| プランテーションおよび再植林法 Plantation and Reafforestation Act 1999: PR Act ¹¹² | <ul style="list-style-type: none"> ■ 土地の再植林を促進 ■ 木材などのプランテーションの設立、管理、収穫のための統合的なスキームの規定 ■ DPI が公有地・私有地のプランテーションを管轄 ■ 以前の法律は木材プランテーション (伐採保証) 法 (Timber Plantations (Harvest Guarantee) Act 1995) で、これに基づいて認可されたプランテーションも存在する ■ 30 ha 以下のプランテーションは、免除農地林業 (exempt farm forestry) として規制対象外 |
| プランテーションおよび再植林 | ■ プランテーションおよび再植林法で規定 |

¹⁰⁸ <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-2018-040>

¹⁰⁹ <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-2012-096>

¹¹⁰ <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-2013-051>

¹¹¹ <https://www.lls.nsw.gov.au/help-and-advice/private-native-forestry/private-native-forestry-code-of-practice>

¹¹² <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-1999-097>

| | |
|---|--|
| 規定 Plantations and Reafforestation (Code) Regulation 2001: Plantations Code ¹¹³ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公有地・私有地のプランテーションが対象 |
| 生物多様性保全法 Biodiversity Conservation Act 2016 ¹¹⁴ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 2003年天然植生法(Native Vegetation Act)、1995年絶滅危惧種保護法(Threatened Species Conservation Act)から置き換えられた ■ IFOAの発行条件となっている ■ プランテーション・再植林法(PR Act)の対象とならない30ha以下のプランテーションであっても、本法には従うことが要求される |
| 国立公園および野生動物法 National Parks and Wildlife Act 1974 ¹¹⁵ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 絶滅危惧種を含む自然保護に関する規定 |
| 環境計画・アセスメント法 Environmental Planning and Assessment Act 1979 ¹¹⁶ : EP&A Act | <ul style="list-style-type: none"> ■ 自然・人工資源の管理、開発、保全に関する規定 ■ 私有天然林での操業に関し、地方自治体から開発同意(development consent)を取得することを要求することがある |
| 環境運用保護法 Protection of the Environment Operations Act 1997 ¹¹⁷ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 環境の質の保護、回復、向上のための規定 ■ IFOAの発行条件となっている |
| 環境保全・生物多様性保護法 Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 ¹¹⁸ | <ul style="list-style-type: none"> ■ プランテーション・再植林法(PR Act)の対象とならない30ha以下のプランテーションであっても、これには従うことが要求される |
| 漁業管理法 Fisheries Management Act 1994 ¹¹⁹ | <ul style="list-style-type: none"> ■ IFOAの発行条件の一つとなっている |

ニューサウスウェールズ州の林業政策は 2018 年に州政府から公表されたニューサウスウェールズ森林管理フレームワーク概要 (Overview of the New South Wales Forest Management

¹¹³ Plantations and Reafforestation (Code) Regulation 2001: Plantations Code

¹¹⁴ <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-2016-063>

¹¹⁵ <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-1974-080>

¹¹⁶ <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-1979-203>

¹¹⁷ <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-1997-156>

¹¹⁸ <https://www.environment.gov.au/epbc/about>

¹¹⁹ <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-1994-038>

Framework¹²⁰) によって確認できる。州政府は 2016 年に策定されたニューサウスウェールズ林産業ロードマップ (NSW Forestry Industry Roadmap) ¹²¹に基づき、林業関係の規制改革を行っており、特に 2018 年林業改正法 (Forestry Legislation Amendment Act) によって大きな変更が行われた ¹²²。

また州有林その他公有木材地 (Crown timber land) の林業による環境への影響は環境保護庁 (Environment Protection Authority: EPA) の公有地遵守戦略 (Crown Lands Compliance Strategy 2020-23 ¹²³) に基づいて規制、モニタリングがなされている。

<公有天然林>

2012 年森林法 (Forestry Act) に基づき、公有地での伐採には環境保護庁 (EPA) から統合的
林業操業許可 (Integrated Forestry Operations Approval: IFOA) を取得することが義務づけられて
いる。

現在ニューサウスウェールズ州において、公有地天然林での伐採はニューサウスウェールズ林
業公社 (FCNSW) しか許可されていない。また州内において公有地の伐採が許されているのは以
下の 4 つの IFOA 地域のみである。

- Brigalow and Nandewar
- South Western Cypress
- Riverina Red Gum
- Coastal IFOA (以前は 4 つの IFOA : Upper North East、Lower North East、Eden および Southernwo に分かれていたが、2018 年に統合された)

環境保護庁 (EPA) はまた、IFOA に基づく施業に対する監査を行っており、2018 年度は 50
件の監査が行われ、18 件に対して是正要求などが行われた ¹²⁴。監査結果はすべて公開されてい
る ¹²⁵。

ニューサウスウェールズ森林公社 (FCNSW) の納品書 (delivery docket¹²⁶) には以下の情報が
記載される。

- 伐採コントラクターの名称

¹²⁰ https://www.dpi.nsw.gov.au/_data/assets/pdf_file/0005/833792/Overview-of-the-NSW-Forest-Management-Framework.pdf

¹²¹ https://www.dpi.nsw.gov.au/_data/assets/pdf_file/0005/711851/nsw-forestry-industry-roadmap.pdf

¹²² このため連邦の農業水環境省が提供する州別ガイドライン<<https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/processors/resources#state-specific-guidelines>>のニューサウスウェールズ州の情報 (2014) は古くなってしまっており、注意が必要である。

¹²³ <https://www.industry.nsw.gov.au/lands/what-we-do/management/compliance/crown-lands-compliance-strategy-2020-23>

¹²⁴ <https://www.epa.nsw.gov.au/-/media/epa/corporate-site/resources/forestagreements/2020p2290-forestry-snapshot-2018-19.pdf?la=en&hash=356D4972E2445F783E0AE0380BB7B3CCDCDB5BF>

¹²⁵ <https://www.epa.nsw.gov.au/your-environment/native-forestry/native-forestry-nsw-overview/regulating-native-forestry/compliance-audit-report-register>

¹²⁶ 例は州別ガイドラインの Attachment A に示されている<

<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/nsw-state-specific-guideline.pdf>>

- 原木が伐採された地域、場所、林区
- 原木のタイプと寸法
- 原木の総体積

またニューサウスウェールズ森林公社は毎年の伐採計画¹²⁷を公開しており、納品書記載のリンク番号と照合することによって合法性の確認に活用することができる。また操業が認証を得ている場合、ニューサウスウェールズ森林公社は毎月、加工事業者に対して上記の情報に加え認証番号を伝達しており、合法性の確認に活用することができる。

なおニューサウスウェールズ森林公社は Responsible Wood の森林認証を受けている¹²⁸。

<私有天然林>

2018年林業改正法（Forestry Legislation Amendment Act）の施行により、地方土地局（Local Land Service）は私有天然林に対して助言と許認可に責任を持ち、環境保護庁（EPA）は遵守と執行に責任を持つことになった。土地所有者が伐採を行う場合、地方土地局（Local Land Services）に最長15年の私有天然林業計画（Private Native Forestry Plan: PNF Plan）¹²⁹を提出し、その承認を得ることが義務付けられており、そこからの木材の購入者は承認済み私有天然林業計画（地方土地局から与えられた参照番号を持つ）を合法性の確認に活用することができる。2018年度には全州で248件33,520haの計画が承認されている¹³⁰。私有天然林業計画は該当地の衛星写真を含み、熱帯雨林、老齢林、排水施設が施業区域外であることが示されていることが求められている。また土地所有者は操業にあたって、森林開発計画（Forest Operation Plan: FOP）を作成しなければならない。そのテンプレートは州北部、州南部、Cypress and Western Hardwood Forests、River Red Gum Forestsの4地域ごとに作られ、オンラインで公開されている¹³¹。また4地域ごとに林業施業のためのフィールドガイドが提供されている¹³²。

また私有天然林の一部は、1979年環境計画・アセスメント法（Environmental Planning and Assessment Act: EP & A Act）に基づく、開発規制対象になっており、伐採は全く禁止されているか、地方自治体（local council）からの開発同意（development consent）の取得が義務づけられている¹³³。

私有天然林における施業にあたっては、環境を維持または改善するための規定が含まれる4地域ごとの私有天然林業実施規定（Private Native Forestry Code of Practice）に従わなければならない。その遵守状況に対しEPAは査察と監査を行っている。2018年度は35件の査察が行われ、う

¹²⁷ <https://planportal.fcns.wa.gov.au/>

¹²⁸ <https://www.forestrycorporation.com.au/sustainability/certification>

¹²⁹ なお以前は環境保護庁（EPA）が私有天然林業不動産植生計画（Private Native Forestry Property Vegetation Plan: PNF PVP）を承認したが、2018年林業改正法によって変更された。

¹³⁰ <https://www.epa.nsw.gov.au/-/media/epa/corporate-site/resources/forestagreements/2020p2290-forestry-snapshot-2018-19.pdf?la=en&hash=356D4972E2445F783E0AE0380BB7B3CCDCDB5BF>

¹³¹ <https://www.lls.nsw.gov.au/help-and-advice/private-native-forestry/private-native-forestry-plans-and-forest-operation-plans>

¹³² <https://www.lls.nsw.gov.au/help-and-advice/private-native-forestry/resources>

¹³³ https://www.dpi.nsw.gov.au/__data/assets/pdf_file/0011/817751/nsw-planning-and-regulatory-instruments-that-interact-with-pnf.pdf

ち 18 件に対して是正要求などが行われた¹³⁴。

なお現在ニューサウスウェールズ州政府は、ニューサウスウェールズ林産業ロードマップの一環として私有天然林業実施規定の見直しを進めており¹³⁵、上記の規定の一部は変更される可能性がある。

またニューサウスウェールズ木材業界は加工事業者が私有天然林やプランテーションなどからの木材のデューデリジェンスを行うためのテンプレートフォーム¹³⁶を作成している。

<プランテーション>

1999 年プランテーション・再植林法 (Plantation and Reafforestation Act: PR Act) に基づき、一次産業部 (Department of Primary Industries: DPI) は公有地、私有地双方のプランテーションを管轄し、30 ha を超える面積のプランテーションはその認可を受ける必要がある。ただし以下のように例外がある。

- 1995 年木材プランテーション (伐採保証) 法 (Timber Plantations (Harvest Guarantee) Act) に基づいて認可されたプランテーション。2001 年プランテーション規定 (Plantations and Reafforestation (Code) Regulation) に基づいて認可されたとみなされる。
- 2001 年 12 月 4 日以前に、1979 年環境計画・アセスメント法 (EP & A Act) その他関連法規に沿って造成されたプランテーション

2001 年プランテーション規定 (Plantations and Reafforestation (Code) Regulation) は認可されたプランテーションの造成、管理、伐採の基準を定めている。その要求内容は以下のとおりである。

- 皆伐可能なレベル
- 河川や排水路の保護
- 文化サイトの保護
- 林道建設、伐採操業
- 防火、安全

2001 年プランテーション規則に基づき、事業者がプランテーションにおいて 100 本以上の伐採を行う場合は操業計画を作成し、一次産業部長官に提出しなければならない。

なお総面積 30 ha 以下のプランテーションは免除農地林業 (exempt farm forestry) として、その施業について 1999 年プランテーション・再植林法に基づく認可を得る必要はないが、1999 年環境保全・生物多様性保護法、1995 年絶滅危惧種保護法などの他の法規には従わなければならない。

一次産業部のプランテーションアセスメント部 (Plantation Assessment Unit) は 1999 年プランテーションと再植林法、2001 年プランテーションおよび再植林規定の遵守状況のモニタリング

¹³⁴ <https://www.epa.nsw.gov.au/-/media/epa/corporate-site/resources/forestagreements/2020p2290-forestry-snapshot-2018-19.pdf?la=en&hash=356D4972E2445F783E0AE0380BB7B3CCDCDB5BF>

¹³⁵ <https://www.lls.nsw.gov.au/help-and-advice/private-native-forestry/private-native-forestry-review>

¹³⁶ 州別ガイドラインの Attachment B <

<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/nsw-state-specific-guideline.pdf>>

を行っている。2011-2016 年の期間にはニューサウスウェールズ森林公社のプランテーションに対して 50 件、私有プランテーションに対して 56 件の監査が行われた。

<公有プランテーション>

公有プランテーションはニューサウスウェールズ森林公社のみによって管理と原木生産が行われている。そのプランテーションのほぼ全てはプランテーションおよび再植林規則 (P&R Regulation) の下での認可を受けている。ニューサウスウェールズ森林公社から調達する木材加工事業者は一次産業部 (DPI) 長官の認可を得た操業計画のコピーを請求しなければならない。

天然林と同様、公有プランテーションからの木材についても操業が認証を得ている場合、ニューサウスウェールズ森林公社は毎月、加工事業者に対して上記の情報に加え認証番号を伝達しており、合法性の確認に活用することができる。

<私有プランテーション>

ニューサウスウェールズ木材業界は加工事業者が私有天然林やプランテーションなどからの木材のデューデリジェンスを行うためのテンプレートフォーム¹³⁷を作成している。

<その他のソースからの木材>

政府の開発事業、インフラプロジェクト、土地利用の改変に伴う皆伐からの木材など。これらの開発にも 1979 年環境計画・アセスメント法 (EP & A Act) に基づく計画認可などを必要とするため、そこからの木材についても対応する開発許可番号 (Development Application Number) を確認することが可能である。

¹³⁷ 州別ガイドライン Attachment B<

<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/nsw-state-specific-guideline.pdf>>

7-5-1-7 首都特別地域

| 主要な所管官庁および機関 | 役割 |
|--|--|
| 環境保護機関 Environment Protection Authority | <ul style="list-style-type: none"> ■ 1997年環境保護法に基づいて設立 ■ 1997年環境保護法に基づき、環境管理計画（Environment Management Plan）を承認 |
| 公園保全サービス Parks and Conservation Service | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公有プランテーションを管理 |

| 関連法規 | 内容 |
|---|---|
| 環境保護法 Environment Protection Act 1997 ¹³⁸ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 林業活動に対して環境管理計画（Environment Management Plan）の策定と承認を要求 |
| 自然保護法 Nature Conservation Act 2014 ¹³⁹ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 自然保護、保全、管理に関する規定 ■ 1980年自然保護法（Nature Conservation Act）から置換 |
| 森林実施規定 Forest Practice Code 2005 ¹⁴⁰ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公有プランテーションの伐採に関する規定 |

首都特別地域では特別地域政府の公園保全サービス（Parks and Conservation Service）の管理する公有のプランテーションのみで木材生産が行われている。その植栽木の大部分はラジアータパインである。公園保全サービスは環境保護機関（Environment Protection Authority）に承認された環境管理計画（Environment Management Plan）と森林実施規定（Code of Forest Practice）に基づいて管理を行っている。伐採の際は操業計画（Operational Plan）を作成し、承認されなければならない。木材はすべて納品書（delivery docket）にともに配送され、それによって林区番号などが確認できる。

¹³⁸ <https://www.legislation.act.gov.au/a/1997-92/>

¹³⁹ <https://www.legislation.act.gov.au/a/2014-59>

¹⁴⁰ https://www.environment.act.gov.au/_data/assets/pdf_file/0003/1126353/ACT-Code-of-Forest-Practices-2005.pdf

7-5-1-8 ビクトリア州

| 主要な所管官庁および機関 | 役割 |
|--|---|
| 環境土地水計画省 Department of Environment, Land, Water and Planning: DELWP | <ul style="list-style-type: none"> ■ 2014年に環境一次産業省(Department of Environment and Primary Industries: DEPI)から改名された。なお環境一次産業省は2013年に一次産業省(Department of Primary Industry)と持続可能性環境省(Department of Sustainability and Environment)が合併して創設された。 ■ 州有林における持続可能な商業伐採と販売を管轄 ■ 公有地の中で伐採可能地域をゾーニング ■ 木材生産実施規定(Code of Practice for Timber Production)の実施状況をモニタリング、監査 |
| VicForests | <ul style="list-style-type: none"> ■ ビクトリア州有企業 ■ 公有地における林業施業を実施 ■ 生態的な持続可能森林管理政策(Ecologically Sustainable Forest Management Policy¹⁴¹)を策定している |

| 関連法規 | 内容 |
|---|---|
| 森林法 Forests Act 1958 ¹⁴² およびその改正 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 国有林の管理を規定 ■ 伐採に関する規定。木材生産実施規定に従うことなど。 ■ 州有林の12森林管理区(Forest Management Area)における森林管理計画(Forest Management Plan)の策定を要求 |
| 持続可能な森林(木材)法 Sustainable Forests (Timber) Act 2004 ¹⁴³ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公有地における持続可能な森林管理と持続可能な木材生産を規定 ■ 公有地において伐採可能なエリアを規定 |
| 保全森林土地法 Conservation, Forests and Lands Act 1987 ¹⁴⁴ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 伐採の際は木材生産実施規定に従うことを規定 |
| 木材生産実施規定 Code of Practice for Timber | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公有・民有の天然林、私有林の全てを対象とする伐採の規定 ■ 2004年持続可能な森林(木材)法により、特に公有地 |

¹⁴¹ <https://www.vicforests.com.au/static/uploads/files/ecologically-sustainable-forest-management-policy-wfyggwlvjtjhb.pdf>

¹⁴² <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/forests-act-1958/134>

¹⁴³ <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/sustainable-forests-timber-act-2004/026>

¹⁴⁴ <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/conservation-forests-and-lands-act-1987/101>

| | |
|--|--|
| Production 2014 ¹⁴⁵ | での伐採に対して遵守が義務となっている。 ■ 2004 年持続可能な森林(木材)法に基づいて VicForests に対して与えられたライセンスの要件になっている |
| 計画環境法 Planning and Environment Act 1987 ¹⁴⁶ | ■ プランテーションの造成と伐採を規制 |
| 保全森林土地法 Conservation, Forests and Lands Act 1987 ¹⁴⁷ | ■ 土地管理システムのための制度、財政、執行の規定 ■ 伐採の際に 2014 年木材生産実施規定 (Code of Practice for Timber Production) を遵守することを規定 |
| 動植物相保証法 Flora and Fauna Guarantee Act 1988 ¹⁴⁸ | ■ 絶滅危惧の動植物種や生態学的群集の保全に関する規定 |
| 水法 Water Act 1989 ¹⁴⁹ | ■ 森林地域を含む集水域の保護に関する規定 |
| 集水域と土地保護法 Catchment and Land Protection Act 1994 ¹⁵⁰ | ■ 森林地域を含む集水域の統合的管理と保護に関する規定 |
| 消防庁法 Country Fire Authority Act 1958 ¹⁵¹ | ■ 戦略的な防火帯の設定と維持を要求 ■ 500ha 以上のプランテーションは森林産業団 (Forest Industry Brigade) を持つことを要求されることがある |
| アボリジニ遺産法 Aboriginal Heritage Act 2006 ¹⁵² | ■ アボリジニ文化遺産アセスメント (Aboriginal cultural heritage assessment) とアボリジニ文化遺産管理計画 (Aboriginal cultural heritage management plan) の策定を要求 |

州政府は、ビクトリア州有林持続可能憲章 (Sustainability Charter for Victoria's State Forests) に基づいて州有林を管理し、また環境持続可能性枠組 (Environmental Sustainability Framework) に基づいて自然資源を管理している。

1987 年保全森林土地法 (Conservation, Forests and Lands Act) に基づき、2014 年木材生産実施規定 (Code of Practice for Timber Production) が定められており、ビクトリア州の公有・民有

¹⁴⁵ https://www.forestsandreserves.vic.gov.au/__data/assets/pdf_file/0016/29311/Code-of-Practice-for-Timber-Production-2014.pdf

¹⁴⁶ <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/planning-and-environment-act-1987/146>

¹⁴⁷ <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/conservation-forests-and-lands-act-1987/101>

¹⁴⁸ <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/flora-and-fauna-guarantee-act-1988/045>

¹⁴⁹ <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/water-act-1989/131>

¹⁵⁰ <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/catchment-and-land-protection-act-1994/064>

¹⁵¹ <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/country-fire-authority-act-1958/156>

¹⁵² <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/aboriginal-heritage-act-2006/024>

の天然林、私有林全てにおいて、この遵守が義務化されている。またこの規定には2004年持続可能な森林（木材）法（Sustainable Forests (Timber) Act）の要件も含まれている。環境土地水計画省（DELWP）はこの遵守状況の監査を行っており、その監査結果とそれに対する環境土地水計画省および州有企業 VicForest の回答も公開されている¹⁵³。

ビクトリア州政府は2019年、老齢林（old growth forests）の伐採を直ちに停止させ、その他の天然林からの伐採も2030年までに全て停止させ、天然林伐採からプランテーション林業への転換を行う決定を発表した¹⁵⁴。該当するエリアの場所は州政府のwebサイトで公示している¹⁵⁵。その転換のため、2020-2025年ビクトリア林業計画（Victoria Forestry Plan¹⁵⁶）が策定され、労働者へのトレーニングや、休業補償金などの支払いが行われている。

<公有天然林>

2004年持続可能な森林（木材）法（Sustainable Forests (Timber) Act）に基づき、環境土地計画省（DELWP）は公有地における伐採可能地域をゾーニングし、州有企業である VicForests が伐採できるエリアの配分令（Allocation Order）を出している。

伐採においては2014年木材生産実施規定を遵守しなければならない。さらに細かい規定は2014年ビクトリア州有林における木材伐採のための管理基準と手順（Management Standards and Procedures for timber harvesting operations in Victoria's State forests¹⁵⁷）に定められている。

VicForest は5年間の間に伐採する林区を示す木材譲渡計画（Timber Release Plan: TRP）を作成する。TRPの番号はVicForestからの納品書（delivery docket）に記載されているが、これはVicForestのWebサイト¹⁵⁸で確認することができ、合法性の確認に利用できる。

1958年森林法（Forests Act）に基づき、少量の伐採については、森林生産ライセンス（forest produce licence）を取得することも可能である。それによって伐採される林区は3年間の木材利用計画（Wood Utilisation Plan: WUP）に記載される。そこから生産された木材の州政府からの納品書（log docket）には林区番号（Coupe Address）が記載されており、木材利用計画（WUP）と対照することで合法性の確認に利用できる。

また公有天然林の伐採については1988年動植物相保証法（Flora and Fauna Guarantee Act）の規制も受けており、例えば熱帯雨林の伐採は禁止されている。

なおVicForestはResponsible Woodの森林管理認証を受けているが、FSCの森林管理認証の取得も申請しているにも関わらず認められていない¹⁵⁹。2019-2020年の森林火災のため、既存の契約に基づく伐採量が持続的なものとは言えなくなってしまっている。

<私有天然林（リースされた公有林を含む）>

¹⁵³ <https://www.forestsandreserves.vic.gov.au/forest-management/forest-audits>

¹⁵⁴ <https://www.abc.net.au/news/2019-11-06/native-timber-logging-in-victoria-to-be-phased-out-by-2030/11678590>

¹⁵⁵ <https://www.forestsandreserves.vic.gov.au/forest-management/environmental-regulation-of-timber-harvesting>

¹⁵⁶ <https://djpr.vic.gov.au/forestry/forestry-plan>

¹⁵⁷ https://www.forestsandreserves.vic.gov.au/_data/assets/pdf_file/0023/29309/Management-Standards-and-Procedures-for-timber-harvesting-operations-in-Vics-State-forests-2014.pdf

¹⁵⁸ <https://vicforeststrp.maps.arcgis.com/apps/PublicInformation/index.html?appid=6e75299c50d347f38c43515ca682d9f8>

¹⁵⁹ <https://www.wilderness.org.au/news-events/response-to-vicforests-abandoning-bid-for-fsc-certification>

私有天然林は土地利用計画システムの中で地方政府によって管理される。また州政府から2014年私有天然林およびプランテーションの管理ガイドライン（Management Guidelines for private native forests and plantations: Code of Practice for timber production¹⁶⁰）が提供されている。

事業者は2014年木材生産実施規定に従って2年間の木材伐採計画（Timber Harvesting Plan: THP）を準備し、地方政府の承認を得なくてはならない。地方自治体はそれぞれの土地計画に従って追加な要求をすることがあり得る。また伐採は許可された天然植生皆伐：生物多様性アセスメントガイドライン（Permitted clearing of native vegetation – Biodiversity assessment guidelines）、1987年計画環境法（Planning and Environment Act）のビクトリア計画条項（Victoria Planning Provisions: VPP）やその他あらゆる地方計画スキームに合致していなければならない。

<私有プランテーション>

プランテーションの造成と収穫は1987年計画環境法（Planning and Environment Act）のビクトリア計画条項（Victoria Planning Provisions: VPP）に規制され、2014年木材生産実施規定に従わなければならないと規定されている。さらに木材の収穫にあたっては私有天然林と同様に、地方政府によって承認された木材伐採計画（THP）に沿って行わなければならないが、これは間伐も対象として含まれる。プランテーションからの木材の納品書（delivery docket）にはその林区番号が記載されており、木材伐採計画（THP）と対応させることによって合法性の確認に活用できる。

アグロフォレストリーや5 ha以下の小規模プランテーションに対する規制は存在しない。このためそれに由来する木材の合法性を示す公的文章は存在しない。

¹⁶⁰ https://www.forestsandreserves.vic.gov.au/__data/assets/pdf_file/0021/324084/Management-Guidelines-for-private-native-forests-and-plantations-Code-of-Practice-for-timber-production-2014-web.pdf

| 主要な所管官庁および機関 | 役割 |
|--|--|
| タスマニア私有林局 Private Forests Tasmania: RFT | <ul style="list-style-type: none"> ■ 州発展省 (Department of State Growth) の部局 ■ 私有林木材保護区 (PTR) を設定したい土地所有者からの森林実施計画 (FPP) に対し、評価を行う |
| 森林実施機関 Forest Practices Authority: FPA | <ul style="list-style-type: none"> ■ 1985年森林実施法に基づき設立された独立法定組織 ■ 森林実施官 (Forest Practice Officer) を擁し、森林実施システム (Forest Practice System)、森林実施計画 (Forest Practice Plan) の実施状況をモニタリング ■ 私有木材保護区 (Private Timber Reserve) の設置を承認 |
| Sustainable Timber Tasmania | <ul style="list-style-type: none"> ■ タスマニア州有企業 ■ 公有地の恒久木材生産地域 (Permanent Timber Production Zone: PTPZ) 800千haを管理 ■ 1994年にForestry Tasmaniaとして設立され、2017年に規模縮小・改名 |

| 関連法規 | 内容 |
|--|---|
| 森林実施法 Forest Practices Act 1985 ¹⁶¹ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 持続的森林管理のための森林実施機関 (FPA)、森林実施規定 (Forest Practices Code) と森林実施システム (Forest Practice System) を規定 ■ 私有地において、所有者が長期的な林業を行えるようにするための私有木材保護区の設立に関する規定 |
| 森林管理法 Forest Management Act 2013 ¹⁶² | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公有地を林産物の供給に必要な恒久木材生産地域 (Permanent Timber Production Zone: PTRZ) とする宣言とその管理の規定 ■ 林業法 (Forestry Act 1920) から置換された |
| 林業 (森林産業再生) 法 Forestry (Rebuilding the Forest Industry) Act 2014 ¹⁶³ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 将来潜在的生産林 (Future Potential Production Forest) およびその恒久木材生産地域 (PTPZ) への転換を規定 ■ 特別な樹種について、その管理計画を義務付ける伐採規定 ■ 2013年タスマニア森林合意法 (Tasmanian Forests Agreement Act) から置換された |
| 森林実施規定 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公有・私有の天然林・プランテーション林が対象 |

¹⁶¹ <https://www.legislation.tas.gov.au/view/html/inforce/1997-03-01/act-1985-048>

¹⁶² <https://www.legislation.tas.gov.au/view/html/inforce/current/act-2013-049>

¹⁶³ <https://www.legislation.tas.gov.au/view/html/inforce/2014-10-22/act-2014-012>

| | |
|--|---|
| Forest Practices Code 2020 ¹⁶⁴ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 1985年森林実施法で規定。1987年に策定され、1993、2000、2015、2020年に改訂 |
| 私有林法 Private Forests Act 1994 ¹⁶⁵ | <ul style="list-style-type: none"> ■ タスマニア私有林局を規定 |
| 土地利用計画承認法 Land Use Planning and Approvals Act 1993 ¹⁶⁶ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地方自治体に土地利用計画の作成を要求 ■ 林業用地としてゾーニングされていない場所以外の伐採に関しては地方自治体からの許可を要求 |

タスマニアにおいては公有地、私有地を問わず、林業施業の実施には森林実施計画（Forest Practices Plan: FPP）を策定し、森林実施機関（Forest Practices Authority: FPA）からの認証を得ることが要求される。森林実施機関（FPA）はまた、1985年森林実施法（Forest Practices Act）と2015年森林実施規定（Forest Practices Code）の遵守状況に関する調査を毎年行っており、2015-2016年度には32件の正式な調査が実施され¹⁶⁷、1371件の遵守報告書に対して認証が出された（ただし遵守が完全であったと認められたのは1240件）¹⁶⁸が、この認証が森林伐採に関する法規を遵守していることを示すことになる。

タスマニア州政府は恒久天然林地政策（Permanent Native Forest Estate Policy¹⁶⁹）を元に天然林の管理を行っており、2013年森林管理法（Forest Management Act）に基づき、公有地の一部に林産物の供給が可能な恒久木材生産地域（Permanent Timber Production Zone: PTPZ）が設定され、タスマニア森林公社（Sustainable Timber Tasmania）によって管理されている。

タスマニア州ではかつて伐採会社と保護活動家との紛争が続き「Forest Wars」と呼ばれていたが、2012年にタスマニア森林合意（Tasmanian Forest Agreement または“forest peace deal”¹⁷⁰）が締結、2013年にタスマニア森林合意法（Tasmanian Forests Agreement Act）が可決され、恒久木材生産地域（PTRZ）以外の公有天然林の内、約400千haは将来の保護区（Future Reserve Land: FRL）とされた。しかし2014年林業（森林産業再生）法（Forestry (Rebuilding the Forest Industry) Act）により、2013年タスマニア森林合意法は廃止され、当該地域は将来潜在的生産林（Future Potential Production Forest: FPPF）と変更、2020年以降に議会の承認があれば恒久木材生産地域（PTPZ）に転換できることが定められた。

また恒久木材生産地域（PTRZ）の一部はプランテーションで、Sustainable Timber Tasmania社によって管理されていたが、現在は民間のReliance Forest Fibre社に売却されている。

<恒久木材生産地域（Permanent Timber Production Zone: PTPZ）の公有地>

恒久木材生産地域（PTPZ）800千haの管理はタスマニア森林公社（Sustainable Timber Tasmania）によって行われている。Sustainable Timber Tasmania社はResponsible Wood認証

¹⁶⁴ https://www.fpa.tas.gov.au/_data/assets/pdf_file/0020/132455/Forest_Practices_Code_2020_for_printing_10591_KB.PDF

¹⁶⁵ <https://www.legislation.tas.gov.au/view/html/inforce/current/act-1994-028>

¹⁶⁶ <https://www.legislation.tas.gov.au/view/html/inforce/current/act-1993-070>

¹⁶⁷ ABARES. 前掲

¹⁶⁸ ABARES. 前掲

¹⁶⁹ https://www.stategrowth.tas.gov.au/energy_and_resources/forestry/native-forest

¹⁷⁰ <https://www.parliament.tas.gov.au/ctee/Council/TermsOfReference/Tasmanian%20Forest%20Agreement%202012.pdf>

を取得し、FSC 森林認証も取得しようとしているが、現在までのところ取得に至っていない¹⁷¹。

恒久木材生産地域（PTPZ）での伐採については、1985年森林実施法（Forest Practices Act）に基づき、森林実施計画（Forest Practices Plan: FPP）を策定して、森林実施機関（FPA）の認証を受け、また森林実施計画のフェーズごとの実施状況を森林実施機関（FPA）の森林実施官（Forest practice officer）に報告することが必要である。

<恒久木材生産地域以外の公有地>

恒久木材生産地域以外の公有地で伐採を行う事業者は、森林実施機関（FPA）からの森林実施計画（Forest Practices Plan: FPP）の認証に加え、1993年土地利用計画承認法（Land Use Planning and Approvals Act）に基づき、地方自治体からの開発許可が必要である。

<私有木材保護区（Private Timber Reserve: PTR）内の私有地>

私有林木材保護区（PTR）を設定したい土地所有者は、森林実施計画（FPP）を作成し、森林実施機関（FPA）に申請し、タスマニア私有林局（Private Forests Tasmania: RFT）の評価に基づき、認証を受ける。

<私有木材保護区（PTR）外の私有林>

伐採のためには、森林実施機関（FPA）からの森林実施計画（FPP）の認証を受けるとともに、1993年土地利用計画承認法に基づき、関連する地方自治体からの開発許可も必要である。

100トン以下または1ha以下の伐採の場合、認証された森林施業計画（FPP）は必要ないが、地方自治体の開発許可は必要な場合がある。

¹⁷¹ <https://www.theguardian.com/environment/2020/aug/23/native-forests-why-a-court-ruling-is-another-blow-to-logging-in-victoria-and-tasmania>

<https://www.wilderness.org.au/news-events/stts-2nd-fsc-fail-sends-market-signal-tasmanian-logging-still-equals-native-forest-wildlife-destruction>

7-5-2 林産物加工に係る法令等

| 主要な所管官庁および機関 | 役割 |
|--|-------------------|
| 農業水環境省 Department of Agriculture, Water and the Environment | ■ 2012年違法伐採禁止法を所管 |

| 関連法規 | 内容 |
|--|---|
| 違法伐採禁止法 Illegal Logging Prohibition Act 2012 ¹⁷² | ■ 国内で生育した樹木の丸太を加工する事業者に対し、その丸太が違法に伐採されたものではないことを確認することを要求 |

木材加工工場への木材の納入に対しては全て納品書（delivery docket）が出される。納品書には、サプライヤー、認証、原産地などの情報が記載され、加工事業者はその情報を合法性の根拠として保持している。また私有天然林からの木材についてはこれに加え伐採許可あるいは類似の書類の写しも保管される¹⁷³。

2012年違法伐採禁止法（Illegal Logging Prohibition）に基づき、国内で生育した樹木の丸太を加工する事業者は、その丸太が違法に伐採されたものでないことを確認するデューデリジェンスシステムと呼ばれるリスク管理システムを持ち、実施しなければならない。丸太の加工とは、木材を木質チップ、製材品、パルプ、その他の木材製品に変えることを指す。一方で収穫現場での枝払いや玉切りなどは含まない。農業水環境省は、国産材丸太の加工事業者がデューデリジェンス（＝違法伐採リスク評価）を実施するためのガイダンス（Establishing an illegal logging due diligence system –guidance for processors¹⁷⁴）、北部準州と首都特別地域以外の6州の州別ガイドライン¹⁷⁵、州別ガイドラインを使用するためのガイダンス¹⁷⁶などを提供している。また事業者に対するデューデリジェンスの実施状況監査も行っている。これらの詳細については7-6節で詳述する。

7-5-3 製品の輸送に係る法令等

2012年違法伐採禁止法（Illegal Logging Prohibition）は国内で取引される加工された木材製品は対象とせず、伐採時の合法性を確認することと関連するその他の法令や規制も存在しない。木材製品の取引には一般の商法が適用される。

¹⁷² <https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00027>

¹⁷³ Responsible Wood に対するヒアリング（2021年）

¹⁷⁴ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/documents/illegal-logging-due-diligence-processors.pdf>

¹⁷⁵ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/processors/resources#state-specific-guidelines>

¹⁷⁶ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/processors-ssg-assessment.pdf>

7-5-4 輸出入に係る法令等

7-5-4-1 輸入

| 主要な所管官庁および機関 | 役割 |
|--|-------------------|
| 農業水環境省 Department of Agriculture, Water and the Environment | ■ 2012年違法伐採禁止法を所管 |

| 関連法規 | 内容 |
|--|--|
| 違法伐採禁止法 Illegal Logging Prohibition Act 2012 ¹⁷⁷ | ■ 木材・木材製品の輸入事業者に対し、違法に伐採された木材を含む製品を輸入していないことを確認することを要求 |
| バイオセキュリティ法 Biosecurity Act 2015 ¹⁷⁸ | ■ 植物の輸入の際に、検疫を受けていることを要求 |

2012年違法伐採禁止法（Illegal Logging Prohibition）に基づき、木材・木材製品の輸入事業者は違法に伐採された木材を含む製品を輸入していないことを、デューデリジェンスシステムを通じて確認しなければならない。農業水環境省は輸入事業者に対するデューデリジェンスの実施状況監査も行っている。これらの詳細については7-6節で詳述する。なお通関事業者（Customs broker）はその対象ではないが、輸入事業者から農業水環境省からの違法伐採に関する質問（Community Protection Question: CPQ）に答えるように依頼されることもある¹⁷⁹。

また2015年バイオセキュリティ法（Biosecurity Act）に基づき、木材・木材製品の輸入に際しては検疫を受けていることが要求される。その詳細な条件や証明の要件は農業水環境省のバイオセキュリティ輸入条件システム（Biosecurity Import Conditions system: BICON¹⁸⁰）で確認できる。

7-5-4-2 輸出

| 主要な所管官庁および機関 | 役割 |
|--|-----------|
| 農業水環境省 Department of Agriculture, Water and the Environment | ■ 輸出許可を発行 |

¹⁷⁷ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00027>

¹⁷⁸ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2020C00127>

¹⁷⁹ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/customs-brokers>

¹⁸⁰ <https://bicon.agriculture.gov.au/BiconWeb4.0>

| 関連法規 | 内容 |
|---|--|
| 輸出制限法 Export Control Act 1982 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 2トン以上の木質チップ、丸太、断面積 225 cm² 以上の製材品は規定商品 (prescribed goods) として輸出許可の取得を要求 ■ 木材製品は規定対象外→輸出許可を必要としない |
| 輸出制限 (未加工木材) 規則 Export Control (Unprocessed Wood) Regulations 1986 ¹⁸¹ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 1982 年連邦輸出制限法の下に規定 ■ 各州のプランテーション林業実施規定を参照 |
| 輸出制限 (広葉樹木質チップ) 規則 Export Control (Hardwood Wood Chips) Regulations 1996 ¹⁸² | <ul style="list-style-type: none"> ■ 1982 年連邦輸出制限法の下に規定 |
| 輸出制限 (地域森林管理合意) 規則 Export Control (Regional Forest Agreements) Regulations 1997 ¹⁸³ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域森林合意締結エリアからの未加工材および広葉樹木質チップには輸出制限 (未加工木材) 規則、輸出制限 (広葉樹木質チップ) 規則は適用されず、輸出許可を必要としない |

| | |
|---|--|
| 輸出制限法 Export Control Act 2020 ¹⁸⁴ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 1982 年輸出制限法 (Export Control Act) から置換。2021 年 3 月 28 日から施行される。 |
| 輸出制限 (木材および木質チップ) 規則 Export Control (Wood and Woodchips) Rules 2020 現在はドラフト ¹⁸⁵ が公開されているのみ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 1986 年輸出制限 (未加工木材) 規則 (Export Control (Unprocessed Wood) Regulations)、1996 年輸出制限 (広葉樹木質チップ) 規則 (Export Control (Hardwood Wood Chips) Regulations)、1997 年輸出制限 (地域森林管理合意) 規則 (Export Control (Regional Forest Agreements) Regulations) から置換。2021 年 3 月 28 日から施行される。 ■ 木材および木質チップの輸出事業者は木材輸出ライセンス (Wood export licence) を取得することが義務 |

¹⁸¹ <https://www.legislation.gov.au/Series/F1996B01073>

¹⁸² <https://www.legislation.gov.au/Series/F1996B01313>

¹⁸³ <https://www.legislation.gov.au/Details/F1997B02604>

¹⁸⁴ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2020C00192>

¹⁸⁵ https://ehq-production-australia.s3.ap-southeast-2.amazonaws.com/69add594f66fe7bd246322586f950391b5d6df61/original/1606972100/Exposure_Draft_-_Wood_and_Woodchips_Rules_2020.pdf_8f230869aa9cb1b54ce7df2a8fcf10d2?X-Amz-Algorithm=AWS4-HMAC-SHA256&X-Amz-Credential=AKIAIBJCUK4Z04WUUA%2F20210318%2Fap-southeast-2%2Fs3%2Faws4_request&X-Amz-Date=20210318T144831Z&X-Amz-Expires=300&X-Amz-SignedHeaders=host&X-Amz-Signature=b417747c5e48a451345665b7b8747631a004d2dce3dcf3323e518d8e1ffe8cfb

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ ただし実施規定が承認された州からのプランテーションからの木材、地域森林管理合意締結地域からの木材については対象外 |
|--|--|

1982年輸出制限法（Export Control Act）において、2トン以上の木質チップ、丸太、断面積225 cm²以上の製材品は規定商品（prescribed goods）のリストに含まれており、輸出には輸出許可（export permit）の取得を必要とする。輸出許可を取得するためには、申請書¹⁸⁶、各州からの木材の収穫や販売の許可証、販売に関連する文章（領収証や税金のインボイス等）を提出する。また農業水資源省は輸出後に輸出事業者に対して実際に輸出された量に関する文章を要求する場合がある。

しかしプランテーションからの木材はすべて輸出許可の取得が免除されている。1986年輸出制限（未加工木材）規則（Export Control (Unprocessed Wood) Regulations）により、農業水環境省が州のプランテーション林業実施規定（Code of Practice）が環境や遺産価値を保護するものであると認めた州からのプランテーション材輸出に関しては1982年連邦輸出制限法の例外となることが規定され、連邦科学工業研究機構（Commonwealth Scientific and Industrial Research Organisation: CSIRO）が既に各州、準州のプランテーション林業実施規定を木材生産プランテーションに関する森林実施の国家原則（Forest Practices Related to Wood Production in Plantations: national principles）に対照させて評価し、承認をしているためである¹⁸⁷。

また前述のようにオーストラリア連邦政府と4州政府（オーストラリア州、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、タスマニア州）は10地域において地域森林管理合意（Regional Forest Agreement）を締結しているが、1997年輸出制限（地域森林管理合意）規則（Export Control (Regional Forest Agreements) Regulations）に基づき、地域森林合意締結エリアからの木材および木質チップの輸出も輸出許可の取得が免除されている。

その他の木材製品の輸出には輸出許可は必要ない。

都市の選定木などサルベージ作業から得た木材の輸出に関しては、木材をどのように入手したかを示す法的な宣言（statutory declaration）¹⁸⁸と農業水環境省への申請が必要である。

2020年に制定された新しい輸出制限法（Export Control Act）によれば、同法は2021年3月28日より1982年輸出制限法に代わって施行される。またその実施のため2020年輸出制限（木材および木質チップ）規則（Export Control (Wood and Woodchips) Rules）が施行され、1986年輸出制限（未加工木材）規則（Export Control (Unprocessed Wood) Regulations）、1996年輸出制限（広葉樹木質チップ）規則（Export Control (Hardwood Wood Chips) Regulations）、1997年輸出制限（地域森林管理合意）規則（Export Control (Regional Forest Agreements) Regulations）が置換されることになっている。2020年輸出制限（木材および木質チップ）規則はドラフトが公開されているのみだが、木材および木質チップの輸出事業者は木材輸出ライセンス（Wood export licence）を取得することが義務付けられている。実施規定が承認された州からのプランテーションからの木材、地域森林管理合意（Regional Forest Agreement）締結地域からの木材については木材輸出ライセンスの取得は必要とされない。

¹⁸⁶ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/domestic-forestry/wood-export-licence-applications/hardwood-application.pdf>

¹⁸⁷ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/australias-forests/plantation-farm-forestry/principles>

¹⁸⁸ <https://www.ag.gov.au/legal-system/statutory-declarations>

輸入国が植物検疫の証明書を必要とする場合、農業水環境省の輸出文章システム（Export Documentation System: EXDOC）に登録し、検疫証明書（phytosanitary certificate）の発行を受けすることができる。そのためのガイドも提供されている¹⁸⁹。

<サンダルウッド（白檀）の輸出>

プランテーションで栽培されたサンダルウッドの輸出には許可が必要ないが、天然木の場合は連邦の農業水資源省（DAWR）からの許可が必要である。それを取得するためには以下の書類を必要とする。

■ 西オーストラリア州からのサンダルウッドの輸出

州の生物多様性保全観光資源局からの森林産物（サンダルウッド）許可（Forest Produce (Sandalwood) Licence）、商品生産者許可（Commercial Producer's/ Nurseryman's Licence：私有地の場合）または商業目的許可（Commercial Purposes Licence：公有地の場合）¹⁹⁰、サンダルウッド輸送許可（Sandalwood Transport Authority Notice: STAN）。また販売に関する書類（領収書、請求書等）

■ クイーンズランド州からのサンダルウッドの輸出

州の環境遺産保護省からの保護植物収穫ライセンス（protected plant harvesting licence）および販売に関する書類（領収書、請求書等）

<CITES>

サンダルウッドを含め、オーストラリアの林業樹種において、CITES リスト掲載種は存在しない¹⁹¹。

¹⁸⁹ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/biosecurity/export/plants-plant-products/plant-exports-manual/completion-phytosanitary-certificate-user-guide.pdf>

¹⁹⁰ NEPCon 前掲

¹⁹¹ NEPCon 前掲

7-6 木材・木材製品の合法性の確保に関する法令等とその実施状況

7-6-1 違法伐採対策に係る法令等及びその運用状況

7-6-1-1 違法伐採禁止法の概要

7-6-1-1-1 概要

オーストラリアの違法伐採対策は、2012年11月28日に制定、2014年11月30日に施行された「2012年違法伐採禁止法 (Illegal Logging Prohibition Act 2012)」と、運営上の規則を定める「2012年違法伐採禁止規則 (Illegal Logging Prohibition Regulation 2012)」(2014年11月30日に発効)によって定められている。この法の目的は、「オーストラリアにおける違法伐採された木材製品の輸入・販売を制限することで、違法伐採が環境、社会、経済に与える有害な影響を軽減する」ことである¹⁹²。この法律は、以下の2つを定めている：

- ①違法に伐採された木材や規制木材製品¹⁹³を故意に、無謀に、または意図的にオーストラリアに輸入したり、違法に伐採された国内産の原木を加工したりすることを犯罪行為とする
- ②規制木材製品¹⁹⁴をオーストラリアに輸入したり、国産の原木を加工したりする前に、構造化されたリスク評価と低減プロセスを行うこと (デューデリジェンスの実施)

違法伐採禁止法は法的枠組みを確立しているが、デューデリジェンスの要件を含むいくつかの運営上の要素は違法伐採禁止規則に盛り込まれることになり、2012年の違法伐採禁止法成立以降、国内外の産業界、海外政府、社会・環境団体の代表者を含む主要なステークホルダーとの協議を経て策定され、2014年11月30日に違法伐採禁止法の施行と同時に発効した¹⁹⁵。2012年の違法伐採禁止法の制定から2014年の施行までの期間は、違法に伐採された木材、木材製品を輸入、加工することは犯罪であり起訴されるが(上記①)、デューデリジェンスに関しては、その細則が定まっていなかったことから(違法伐採禁止規則はこの間に作成された)、デューデリジェンスの実施の義務は免除されていた¹⁹⁶。

違法伐採禁止法と違法伐採禁止規則の概要を表7.5、7.6に示す。両法律文書の仮訳は7-7-2-1章、7-7-2-2章にそれぞれ収録した。

表 7.5 違法伐採禁止法の概要

| | 概要 |
|-------|-----------------|
| 第1部 序 | 法の概要・定義等が示されている |

¹⁹² Australian Government (2012) Illegal Logging Prohibition Bill 2012: revised explanatory memorandum.

(https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r4740_ems_febfb15f-da56-4977-8981-458ed66592bd/upload_pdf/371953revem.pdf;fileType=application%2Fpdf)

¹⁹³ 違法に伐採された木材・木材製品の輸入と加工の禁止はすべての製品に適用されるが、デューデリジェンス実施義務は「規制木材製品」に該当する製品に対して適用される。規制木材製品については、7-6-1-1-4 参照。

¹⁹⁴ 前掲及び7-6-1-1-4 章、7-7-2-2 章別表1 規制木材製品を参照。

¹⁹⁵ Australian Government (2018) Statutory Review of the Illegal Logging Prohibition Act 2012. Department of Agriculture and Water Resources, Canberra. (<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging-statutory-review-report.pdf>)

¹⁹⁶ Australian Government (2018) 前掲

| | | |
|---------------|--|---|
| 第2部 輸入 | 第1章 違法に伐採された木材の輸入 | 違法に伐採された木材、木材製品を輸入することは犯罪であることと、それに対する罰則を示している。 |
| | 第2章 輸入者のデューデリジェンス | 規制木材製品を輸入する際にデューデリジェンス要件を遵守しないことは犯罪であることと、それに対する罰則を示し、デューデリジェンス要件の遵守を求めている。 |
| 第3部 加工 | 第1章 違法に伐採された原木の加工 | 違法に伐採された原木（輸入原木を除く）を加工することは犯罪であることと、それに対する罰則を示している。 |
| | 第2章 加工者のデューデリジェンス | 違法に伐採された国産原木を加工する際にデューデリジェンス要件を遵守しないことは犯罪であることと、それに対する罰則を示し、デューデリジェンス要件の遵守を求めている。 |
| 第4部 監督、捜査及び執行 | 第1章 捜査官 第2章 監督 第3章 捜査 第4章 民事罰 第5章 法律違反通知 | 監督、捜査に関する規定が示されている。 |
| 第5部 雑則 | | 本法運用最初の5年間について見直しを義務付けている |

表 7.6 違法伐採禁止規則の概要

| | | 概要 |
|----------------------------|--------------------------------|---|
| 第1部 序 | | 規則の名称と定義 |
| 第2部 輸入 | 第1章 違法に伐採された木材の輸入 | 木材輸入における規制木材製品、除外品が示されている。 |
| | 第2章 規制木材製品の輸入にあたってのデューデリジェンス要件 | 要求されるデューデリジェンスの詳細が示されている。 |
| 第3部 加工 | 第1章 原木加工にあたってのデューデリジェンス要件 | 違法に伐採された原木（輸入原木を除く）を加工することは犯罪であることと、それに対する罰則を示している。 |
| 第5部 ¹⁹⁷ 適用と経過規定 | | 規則改正の適用等 |
| 別表1 | | 規制木材製品のリスト（HSコード） |
| 別表2 | | 木材適法性枠組み、国別ガイドライン、州別ガイドライン |

¹⁹⁷ 原文にも第4部はない。

特筆すべきなのは、政府（管轄官庁である農業水環境省）の違法伐採禁止法関連のウェブサイト¹⁹⁸の充実ぶりである。この政府ウェブサイトでは、利用者（規制対象者）に対してかなり親切な説明が提供されている。例えば、規制対象の免除に関する解説として、事例を一般にもわかりやすい平易な表現で、次のように掲載している¹⁹⁹。

セレナさんは、オーストラリアに商業品の混載貨物を輸入している。委託貨物の総額は3万豪ドルで、これには900豪ドル相当の紙製品が含まれているが、他の規制木材製品は含まれていない。規制木材製品の価値は1000豪ドルを超えていないため、免除の範囲内であることから、セレナさんはデューデリジェンスを行う必要はない²⁰⁰。

オーストラリア政府担当者へのインタビューによれば、このウェブサイトの主な目的は、規制木材の輸入者や国内の加工事業者に、違法伐採禁止法の下での義務と、自主的なコンプライアンスを確保するために考慮すべきことについて教育することであり、このウェブサイトの製作にかなりの時間を費やした。ウェブサイトを常に最新の状態に保ち、新しい資料やアドバイスが開発された際には継続的に追加していくことを目指している。

本章では、この政府ウェブサイトを中心に、違法伐採禁止法について解説する。以降、この政府ウェブサイトを情報源とした場合は、「政府ウェブサイト」と記すこととした。

7-6-1-1-2 違法伐採の定義

違法伐採禁止法では、「違法に伐採するとは、収穫場所（オーストラリア国内であるか否かを問わず）において効力を有する法律に違反して木材を収穫することをいう」と定義されており、伐採時の合法性に焦点が置かれている。一方、EU木材規則では、伐採権、伐採権の支払い、木材伐採の慣行、第三者の保有権、貿易・関税義務を含む伐採国の適用法の合法性、米国レイシー法ではさらに広く、植物の輸入、輸出、輸送、販売、受領、取得、または購入に関する外国法の合法性を対象としている。オーストラリア政府へのインタビューによれば、違法伐採の定義を議論する段階において、事業者がデューデリジェンスを行う上で現実的に実行が可能かどうかを優先させ、事業者が情報を入手しやすい伐採の合法性に焦点を絞ることにしたとのことである。政府ウェブサイトによれば、違法伐採行為の例は、保護種の伐採、保護区での伐採、偽造や違法な許可証による伐採、違法とされる方法による伐採などである。

7-6-1-1-3 法が定める責務と罰則

違法伐採禁止法が主に定めるのは、木材・木材製品輸入者と国産原木の加工事業者それぞれに対し、「違法伐採木材の輸入（輸入者に対して）と加工（国産原木加工事業者に対して）の禁止」と「規制木材製品²⁰¹の輸入（輸入者に対して）と加工（国産原木加工事業者に対して）に際しデューデリジェンス要件を遵守すること」の2点である。

(1) 輸入

¹⁹⁸ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging>

¹⁹⁹ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/importers/regulated-timber-products>

²⁰⁰ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/importers/regulated-timber-products>

²⁰¹ 7-6-1-1-4章、7-7-2-2章別表1規制木材製品を参照。

違法に伐採された木材と、違法に伐採された木材を輸入することは犯罪であり、罰則として5年間の拘禁もしくは500罰金単位(約880万円)²⁰²、またはその両方が科せられる(違法伐採禁止法第8条、第9条)。これに違反し、裁判所が有罪判決を下した場合、没収される(違法伐採禁止法第10条)。また、規制木材製品を輸入する際に、デューデリジェンス要件を遵守しない場合は、300罰金単位(約530万円)の罰金、デューデリジェンス要件を遵守したことを申告しなかった場合、100罰金単位(約180万円)の罰金が科せられる(違法伐採禁止法第12条、第13条)。デューデリジェンス要件は違法伐採禁止規則に定められる(違法伐採禁止法第14条)。

(2) 国産原木加工

国内で違法に伐採された原木(法律原文では、オーストラリア国内へ輸入された原木を下記の条文の対象外としている)を加工することは犯罪であり、罰則として5年間の拘禁もしくは500罰金単位(約880万円)、またはその両方が科せられる(違法伐採禁止法第15条)。これに違反し、裁判所が有罪判決を下した場合、没収される(違法伐採禁止法第16条)。また、国産原木を加工する際に、デューデリジェンス要件を遵守しない場合は、300罰金単位(約530万円)の罰金が科せられる(違法伐採禁止法第17条)。デューデリジェンス要件は違法伐採禁止規則に定められる(違法伐採禁止法第18条)。

違法伐採禁止法では、国内での違法な伐採を禁止するのではなく、違法に伐採された国産材原木を加工することを禁止しているのが特徴である。オーストラリア政府へのインタビューによれば、違法な伐採の禁止は、生産者に対して各州で定められた森林関連の法律で定められているため、違法伐採禁止法で同じ義務を重複して生産者に課すことを避けるため、国産原木加工事業者を対象にしているとのことであった。また、国産原木を加工せずに輸出する場合は、違法伐採禁止法の対象外とのことであった。

7-6-1-1-4 輸入規制対象となる木材・木材製品

違法伐採禁止法では、輸入に関して規制の対象となる「規制木材製品(regulated timber products)」は、違法伐採禁止規則に定めるとしている(違法伐採禁止法第9条3項)。規制木材製品は、違法伐採禁止規則別表1に関税HSコードによって定義されており、木材・木製品(44類)、パルプ(7類)、紙(48類)、家具(94類)が含まれている²⁰³。一方で、楽器、スポーツ用品、印刷物など、木材や木質繊維で作られた特定の輸入品、その他の製品の輸送に使用される包装材は対象外で、竹、籐も木材製品とはみなされない(前掲書⁴)。これに加えて違法伐採禁止規則第6条に、デューデリジェンス要件遵守(違法伐採禁止法第12条)の対象から除外される規制木材製品が示されている。

- 規制木材製品であっても全面的にリサイクル材料から製造されたもの
- 一部がリサイクル材料から製造されたもの場合、リサイクル材料から製造された部分
- 委託販売品として輸入された規制木材製品で、合計価格が1000豪ドル(約8万円)を超えない場合

また、規制木材製品におけるリサイクル材料とは、以下の条件を満たすものであると定義されている(違法伐採禁止法第6条)：

²⁰² 2020年7月現在、1罰金単位は222豪ドル、約17,611円である。

²⁰³ 詳細は7-7-2-2章別表1規制木材製品を参照

- 材料がかつて別の製品またはその一部であり、かつ、
- その材料が取り出された時点でかつての別製品がもはや当初意図した目的に使用されず、廃棄物とみなされている
- ただし、材料が製造工程の副産物であるときは、リサイクル材とはいえない（例：パーティクルボードまたは優密度ファイバーボード製造に使用された挽き材から出たおがくず又は切れ端）

日本のクリーンウッド法では、対象とする木材について「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く」、家具、紙等の物品については「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く」としており、違法伐採禁止法と同様にリサイクル材は対象外となっているが、リサイクル材の定義は、「建築廃材、リサイクル家具、古紙などの一度使用されたもの及びこれらを材料とする木材は、本法の対象とする木材等には含まれません。また、製材工場で発生した端材やのこくず、林地残材などで、使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とする木材も、本法の対象とする木材等には含まれません（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引²⁰⁴）」とされており、オーストラリアの違法伐採禁止法の定義と異なっている。

7-6-1-1-5 デューデリジェンス要件

違法伐採禁止法が遵守を求めるデューデリジェンス要件の詳細は、違法伐採禁止規則に定められている。オーストラリア政府は違法伐採禁止規則に記載されているデューデリジェンス要件を事業者にわかりやすい表現で政府ウェブサイトに掲載している。ここでは主に政府ウェブサイトの表現を使用して説明するが、法的文書の要求事項は7-5-4-2章の違法伐採禁止規則の仮訳を参照されたい。また、オーストラリア政府担当者へのインタビュー調査で得られた情報も記載した²⁰⁵。

1) 木材・木材製品輸入者に求められるデューデリジェンス要件

(1) デューデリジェンスシステム

輸入者は、規制木材製品の輸入に先立って、デューデリジェンスシステムを設けなければならないが、以下の条件を満たしていなければならない（違法伐採禁止規則第9条）。これに違反した場合は民事罰として100罰金単位（約180万円）が科せられる。

- 会社名（該当する場合）、住所、住所、連絡先、Eメールアドレスなどの詳細。
- 事業として輸入する場合は、ABN（オーストラリア事業番号）/ACN（オーストラリア企業番号）と主な事業活動の説明。
- デューデリジェンスシステムの担当者の名前と連絡先。
- 違法に伐採された木材を輸入するリスクを最小限に抑えるための手順書

政府ウェブサイトは、デューデリジェンスシステムは、規制木材製品を輸入するたびに、どのような行動をとるべきかを決定するのに役立つため、理解しやすく、わかりやすいものでな

²⁰⁴ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4tebiki.pdf>

²⁰⁵ オーストラリア政府へのインタビュー調査の詳細は7-6-1-2-2章

ればならない、としている。デューデリジェンスシステムには、デューデリジェンス要件として、次の4ステップが含まれている必要がある。

ステップ1 情報収集

ステップ2 リスクの特定と評価

ステップ3 リスク低減

ステップ4 記録

(2) デューデリジェンス要件：ステップ1 情報収集

輸入者は、規制木材製品の輸入に先立って、その製品に関する情報を「合理的に可能な限り (reasonably practical)」収集しなければならない (違法伐採禁止規則第10条)。収集する情報は最低限、下記の通りである。これに違反した場合は民事罰として100罰金単位 (約180万円) が科せられる。

- 輸入しようとしている製品の種類と商品名。
- 輸入する製品の数量 (数量、重量または個数)。
- 製品が製造された国。
- 木材が伐採された国、地域、伐採ユニット
- 木材の樹種名 (一般名称または学名)
- 仕入先の詳細 (名前、住所、商号、事業者識別番号など)
- 製品購入の際にサプライヤーから提供された書類
- 木材が合法的に伐採されたことを証明する資料や書類

これらの情報の多くは、既存の商業文書、契約書、請求書などに記載されているかもしれないが、より多くの情報、文書、または証拠を得るためにサプライヤーと協力する必要があるかもしれない。必要な情報をどのように収集するか (電話、電子メール、オンライン調査、サプライヤーに送るアンケートなど) は事業者次第である (政府ウェブサイト)。

情報収集には「合理的に可能な限り」という条件が付いている。何が合理的か (妥当か) についてのオーストラリア政府の見解は次のとおりである (政府ウェブサイト)：

必要な情報の入手可能性、情報収集にかかる時間、費用、難易度、必要な情報を収集するために必要な手順などを考慮する必要があるが、製品に含まれている木材とその木材がどこから来たのかという基本的な質問に答えられなければ、リスクの特定と評価のステップでその製品が低リスクであると結論づけるのは困難となるであろう。

また、インタビューでは、オーストラリア政府担当者は、次のように回答している。「合理的に可能な限り」とは、輸入者がデューデリジェンスに過度のコストや労力をかけずに現実的に収集できる情報を意味すると理解している。私たちは、複雑なサプライチェーンの場合には、輸入者が収集することが困難な情報があると認識しており、このような場合には、必要な情報を探し、入手できない場合には、全体的なリスク評価の一環として、「情報が入手できないことを考慮した」という証拠の提示を求める。例えば、木材がどこから来たのか、樹種か何かがわからない場合には、リスクが低いという結論を出すのは難しいはずである。さらに、輸入者の一般的な能力も考慮に入れている。例えば、サプライチェーンに関する情報へのアクセスの能力が異なるため、大規模な多国籍企業に対しては、小規模な業者に対するよりも、裏付けとなる情報を収集するための努力を期待する可能性が高いということであるが、これは、輸入者が置かれた実際の状況に大きく依存すると考えている。

(3) デューデリジェンス要件：ステップ2 リスクの特定・評価

輸入に先立ち、収集した情報から輸入する製品が違法に伐採された木材であるリスクを特定し評価するために、違法伐採禁止規則は①木材合法性枠組の使用、②国別ガイドラインの使用、③規定されたリスク要素の使用、の3つの方法を提供しており（違法伐採禁止規則第11条、第12条、第13条）、そのうち1つを選択する。どの方法を使用するかは状況次第だが、①と②は製品が特定の要件を満たしている場合にのみ使用でき、③はすべての状況で使用することができる（政府ウェブサイト）。これに違反した場合は民事罰として100罰金単位（約180万円）が科せられる。

①木材合法性枠組を使用したリスクの特定・評価

木材合法性枠組とは、森林管理協議会（FSC）が管理するFSC森林管理認証基準とFSC生産・流通・加工過程基準、森林認証制度承認プログラム（PEFC）が管理するPEFC持続可能な森林管理認証基準とPEFC生産・流通・加工過程基準である（違法伐採禁止規則別表2）。輸入する製品がFSCかPEFC認証を受けている場合、この方法を使用することができる（違法伐採禁止規則第11条）。この方法を利用する場合は、以下の2つを行う必要がある（政府ウェブサイト）。

- サプライヤーと輸入する製品が認証を受けていることを確認する
- 収集した情報を考慮して、その製品が違法な出所から輸入されたものであることを示唆するものがないかどうかを判断する

認証を受けた木材であることを確認でき、製品に違法木材が含まれていることを示唆する他の情報がなければ、「リスクは低い」と評価して輸入を進めることができる。よくある間違いは、サプライヤーやサプライチェーンのうちの誰かが認証を受けていれば、その製品が認証を受けているとみなすことである。認証を受けた事業者でも、認証されていない製品を扱うことは可能であり、さらに製品が認証されていると偽っている可能性もあることに留意する必要がある（政府ウェブサイト）。

FSC/PEFC認証を受けている製品かを確認する方法が政府ウェブサイトでテンプレートとして提供されている²⁰⁶（表7.7）。

表 7.7 FSC/PEFC 認証製品の確認方法

| | |
|---|--|
| <p>ステップ1：サプライヤーの証明書番号が正当なものであることを確認する</p> | <p>アクション</p> <p>認証を受けたサプライヤーには、独自のFSCまたはPEFC認証コードまたは、証明書に記載された番号がある。</p> <p>番号は一般的にこの構造に従っている：TT-COC-1234、BMT-PEFC-2334、SGS-COC-12244。</p> <p>このコードまたは番号は、各スキームのウェブサイトで検索することで確認することができる。</p> |
|---|--|

²⁰⁶ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/importers-fsc-pefc-assessment.pdf>

| | |
|--------------------------------|--|
| | <p>Forest Stewardship Council (FSC)²⁰⁷ PEFC International²⁰⁸</p> <p>共通の問題点と解決策 番号またはコードが間違っていて入力されている場合（オンラインで見つけれない場合は、サプライヤーに連絡する。オンライン証明書へのリンクを電子メールで送ってもらう、または、スキームに連絡して、サプライヤーが提供する証明書コードについて問い合わせる。</p> |
| ステップ2：サプライヤーが証明書の所有者であることを確認する | <p>アクション オンラインで証明書の詳細を見つけたら、サプライヤーから提供された詳細と照合する</p> <p>共通の問題点と解決策 サプライヤーから提供された詳細内容と一致しない場合は、証明書の真正性を確認する必要がある。 サプライヤーが製品は FSC または PEFC 認証を受けていると主張しているが、証明書にサプライヤーの名前が記載されていない場合は、CoC (chain of custody) が途切れている可能性がある。サプライヤーまたはスキームから詳細な情報を入手する必要がある。 CoC が途切れている場合は、別のリスク評価オプション（②国別ガイドラインを使用したリスクの特定・評価または③規定されたリスク要素を使用したリスクの特定・評価）を使用しなければならない。</p> |
| ステップ3：証明書の有効期限を確認する | <p>アクション サプライヤーの証明書の有効期限は、FSC または PEFC のウェブサイトに記載されている必要がある。証明書が供給期間内に有効であることを確認する。</p> <p>共通の問題点と解決策 証明書の有効期限が切れている場合、または現在一時停止中の場合は、その理由を尋ねるべきである。この点については、サプライヤーに相談するか、スキームに直接相談する必要があるかもしれない。</p> |
| ステップ4：供給される製品が証明書記録にリストされ | <p>アクション 認証を受けたサプライヤーは、認証製品と非認証製品の両方を供</p> |

²⁰⁷ <https://info.fsc.org/>

²⁰⁸ <https://www.pefc.org/find-certified/certified-certificates>

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>ているか確認する</p> | <p>給することができるため、供給される製品が、サプライヤーの FSC または PEFC 証明書に記載されているものと同じであることを確認する必要がある。</p> <p>共通の問題点と解決策 購入しようとしている製品がサプライヤーの認証の対象外である場合、記録に誤りがあるかどうかをサプライヤーに確認する必要がある。その場合は、認証機関に書面による確認を求めることも必要である。</p> |
| <p>ステップ5:供給される製品が注文通りであることを確認する</p> | <p>アクション 上記ステップを完了しても、サプライヤーが認証された製品でないものを提供する可能性がある。</p> <p>共通の問題点と解決策 請求書や納品書を確認し、認証番号が記載されていることを確認する。製品の説明には、製品が FSC または PEFC 認証を受けたものであることが記載されている必要がある。 製品の説明には、以下のような記載が含まれている場合がある。 FSC 100%, FSC Mix X%, FSC Mix Credit, FSC Controlled Wood X% PEFC 認証、PEFC 管理された供給源</p> |

オーストラリア政府のインタビューで得た情報は次の通りである。現状では、木材合法性枠組はリスク評価のためのツールとして使用され、輸入者や加工事業者は他の情報も照会し評価する必要がある。例えば、違法な木材を扱っている認証された業者に関する NGO の報告があれば、輸入者／加工事業者はリスク評価の一環としてそれを考慮することが求められる。認証スキームを通じて木材の一貫した管理体制を証明できる FSC や PEFC を利用することで、輸入者は合法的に木材が調達されたことをさらに確実にすることができる。一般的に、紙などの非常に複雑なサプライチェーンを持つ製品を扱う輸入者にとっては、認証スキームを利用することで比較的簡単にリスク評価ができることが明らかになっている。さらに、サプライチェーン情報を提供するようにサプライヤーに強制する力がないかもしれない小規模事業者にとって特に重要になると考えている。このような認識から、木材合法性枠組のみなし遵守（認証材であれな合法材とみなす）の導入を検討したが、2018年1月にオーストラリア議会でこの措置は認められず実現しなかった。

②国別ガイドラインを使用したリスクの特定・評価

国別ガイドライン(Country Specific Guideline, CSG)は、オーストラリア政府が主要な貿易相手国と交渉した文書で、その国の木材伐採を規制する法的枠組と合法性を証明する書類、木材の輸送、加工、輸出承認プロセスに関する情報を提供する（政府ウェブサイト）。違法伐採禁止規

則別表 2 に 8 か国が記載されており、その後も新たに公開され現在 10 か国²⁰⁹の CSG が政府ウェブサイトに掲載されている。

輸入する製品が CSG10 か国で伐採された木材であれば、CSG を使ってリスクの特定と評価を行うことができる（違法伐採禁止規則第 12 条）。その方法は、政府ウェブサイトでテンプレートとして提供されている²¹⁰（表 7.8）。

表 7.8 国別ガイドライン(CSG)を使用したリスク特定、評価方法

| | |
|---|--|
| <p>1) CSG が輸入する製品に適用できるか決定する</p> | <p>アクション 製品が CSG の対象かを確認する。</p> <p>共通の問題点と解決策 CSG は下記の規制木材製品に使用することができる： 製品がすべてが CSG 国で伐採された材である場合 製品がオーストラリアに直接輸出された場合 第三国で加工されたり、第三国を経由して輸入されたりした製品に対しては使用することができない。 製品に複数の国から調達された木材が含まれている場合も CSG を使用することはできない。 製品が第三国経由で出荷され、開梱されていない場合は、CSG を使用することができる。 CSG が製品に適用できないことが判明した場合は、別のリスク評価方法（①木材合法性枠組を使用したリスクの特定・評価または③規定されたリスク要素を使用したリスクの特定・評価）を選択する必要がある。</p> <p>質問: 情報と文書には伐採国が明確に示されているか？ 製品に含まれる木材は全て CSG 国で伐採されたか？ 収穫国は輸出国でもあるか？</p> |
| <p>2) CSG と収集した情報を比較する</p> | <p>アクション サプライヤーから収集した情報や書類を CSG に記載されているものと比較する。 CSG が入手していない他の文書を指定している場合は、これらの文書も入手する努力をするべきである。</p> <p>共通の問題点と解決策 サプライヤーが書類を提供できない場合、CSG が入手可能な書類の種類、発行機関、書類のコピーの入手方法についてのガイダンスを提供している場合がある。</p> |

²⁰⁹ カナダ、チリ、フィンランド、インドネシア、イタリア、マレーシア、ニュージーランド、バブアニューギニア、ソロモン諸島、韓国（2020 年 11 月時点）

²¹⁰ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/importers-csg-assessment.pdf>

| | |
|------------------------|--|
| | <p>CSG に記載されているすべての文書を収集する必要はなく、入手が合理的に可能なものだけでよい²¹¹。しかし、合理的なリスク評価を行うのに十分な情報が必要である。</p> <p>質問:</p> <p>CSG が推奨する、伐採の合法性を裏付ける情報を確認または文書を入手したか？</p> <p>製品について収集した情報は CSG の情報や文書と一致しているか？</p> |
| <p>3) リスク評価</p> | <p>アクション</p> <p>収集したすべての情報と書類を使って、輸入しようとしている製品に違法伐採された木材が含まれている可能性があるかどうかを判断する必要がある。</p> <p>結論を出す際には、製品が違法に伐採された木材を含んでいるかを示す他の情報も考慮する必要がある。</p> <p>共通の問題点と解決策</p> <p>CSG は、現地の汚職や不正行為、その国の林業法の有効性を考慮していない場合がある。これらの要因が製品にどのような影響を与えるかを検討する必要がある。</p> <p>CSG には林業法の最新動向が記載されていない場合がある。</p> <p>質問：</p> <p>収集した文書は真正なものであり、適切な政府機関等が作成したものであるか？</p> <p>矛盾した文書や不足している文書はないか？</p> <p>製品に含まれる木材は CSG の国で伐採禁止や制限の対象になっていないか？</p> <p>製品の合法性を疑わせるようなメディアの記事、第三者の報告書、政府の声明はないか？</p> <p>製品の合法性を疑わせるような情報ないか？</p> |

²¹¹ 「(2) デューデリジェンス要件：情報収集」の定義を参照。

| | |
|---------------------------|--|
| <p>4) リスク評価の結論</p> | <p>アクション</p> <p>上記のステップを完了すれば、製品に違法に伐採された木材が含まれている可能性があるかを判断できるようになるはずである。</p> <p>リスクが低いと判断した場合は、デューデリジェンスを完了したことになる。リスクの結論を文書化すれば、規制木材製品を輸入することができる。</p> <p>共通の問題点と解決策</p> <p>リスクが低いと結論できない場合は、規制木材製品を輸入する前に、リスクを低減するための措置を取る必要がある。</p> |
|---------------------------|--|

オーストラリア政府へのインタビューによれば、政府は主要な貿易パートナーと協力して、国別ガイドライン（CSG）の交渉と開発を続けている。オーストラリアに輸入される木材製品の量と金額の両方を考慮し、CSG 対象国を決定しており、これにより輸入木材製品の大部分が CSG を利用できるようになっている。また、オーストラリアを主要な輸出国としている国（ソロモン諸島など）も対象としている。

CSG は、オーストラリアの輸入者が違法伐採規則のデューデリジェンス要件を満たすことができるよう支援することを目的に、合法的に伐採された木材が外国の法域でどのようなものなのかを木材の伐採から輸出までの過程を示すことで明らかにするものであり、輸入者が利用できる文書の例も含まれている。

CSG は貿易相手国政府との協力のもとに開発される。通常、相手国政府との間で CSG の役割について最初に話し合いを行い、その後、草案作成、修正、最終決定というプロセスを経る。最終的には、書簡を通じて、当局の高官と相手国政府の機関が共同で署名する。これにより、文書が相手国政府の現在の法律とプロセスを正確に反映していることが保証される。

CSG の開発における主な課題は、相手国政府から提示される情報と、オーストラリアの輸入者にとって重要で関連性のある情報との間の適切なバランスを見つけることである。国によっては、伐採時に文書が発行されても、サプライチェーンを通じてバイヤーに渡されていないことがある。そのため、相手国政府と協力して、情報と文書のベストミックスを見つけることになるが、これが最も困難な作業である。

CSG の開発をできる限り迅速に進めるよう努めているが、長い時間がかかることが多い。CSG の完成は、オーストラリアの貿易相手国の利益、優先順位、リソースに依存しており、国によって異なる。比較的短い期間（8～12 ヶ月）で完成できた国もあれば、それ以上の期間を要した国もある。CSG を 3～5 年ごとに見直し、正確性を確保しているが、相手国政府の枠組みに大きな変更があった場合には、より短い期間で更新するために、相手国政府と協力を行ってきた。現在、10 か国の CSG 公表しているが、これに加えて、中国、ベトナム、フランス、ドイツ、タイとの交渉を行っている。

③規定されたリスク要素を使用したリスクの特定・評価

リスクの特定評価方法の①か②を選択しなかった場合、または、①、②を使用しても規制対象製品が「違法に伐採されたリスクが存在しない、またはリスクが低い」ことを特定できなかった場合は、この方法を使用しなければならない（違法伐採禁止規則第 13 条）。違法伐採禁止規則に定められた事項をわかりやすく取りまとめたテンプレートが、「規定されたリスク要素」として

政府ウェブサイトで提供されている²¹²。「規定されたリスク要素」として、テンプレートには、5つの質問が記載されており（表 7.9）、それぞれについて、リスクの特定（高・中・低）とそう判断した理由について記載が求められ、最終的な結論として、輸入する製品の総合的な違法伐採リスクの判断（高・中・低）が求められる。

表 7.9 「規定されたリスク要素」として回答しなければならない5つの質問

| 規定されたリスク要素（質問） | 説明 |
|------------------------------|---|
| 1. 木材が伐採された地域に違法伐採が多いか？ | 国や地域によっては、林業活動に対するガバナンスや執行に問題があったり、違法伐採の原因となる汚職に問題があったりする。違法伐採のリスクを判断する際には、これらの要因を考慮しなければならない。 その木材が保護地域から伐採されたものや、サプライヤーがその木材がどこから来たのかを教えてくれない場合は、違法伐採のリスクが高いと考えられる。 |
| 2. 原木の種類はこの地域で違法伐採されることが多いか？ | 木材の種類によっては、違法伐採される可能性が高いものもある。この質問に答えるためには、輸入しようとしている木材の種類と、どこで伐採されたかを知る必要がある。 サプライヤーが木材の種類を教えてくれない場合、またはその木材が供給者の言う地域で生育していることを確認できない場合、またはその木材が「絶滅危惧種」または「絶滅危惧種」としてリストアップされている場合は、違法伐採のリスクが高いことを示している可能性がある。 |
| 3. 伐採地に武力紛争があるか、あるいは最近あったか？ | 武力紛争は、当局が森林資源を管理し、合法的な木材伐採を確保することを困難にする可能性があるため、木材がどこで伐採されたのか、また伐採地域で武力紛争があるかどうかを確認する必要がある。 |
| 4. 製品はどの程度複雑か？ | 製品の生産に関わるサプライチェーンの複雑さを確認し、検討する。サプライチェーンが長く（複数の関係者が関与している）、複雑な複合製品（複数の木材や供給元が関与している）は、違法な木材が使用されているというリスクが高くなる。 |

²¹² <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/importers-risk-assessment.pdf>

| | |
|---------------------------|--|
| | 製品を構成する材とその出所を十分に理解していなければ、違法に伐採された木材が製品に含まれている可能性があるというリスクを考慮する必要がある。 |
| 5. 木材が違法伐採されたことを示す情報があるか？ | これには以下が含まれる。 - 偽造された可能性のある文書、矛盾した文書、欠落した文書 - 違法伐採木材を扱うことで知られる業者 - 市場価格に比べ顕著な低価格 - 適切な税が価格に含まれていない - 現金のみの取引や適切な書類が添付されない低価格の製品 - 賄賂を要求される - 質問に対して理にかなった回答が受けられない |

(4) デューデリジェンス要件：ステップ3 リスク低減

リスク評価の結論として、製品が低リスクではないという結論に至った場合は、製品を輸入する前に特定されたリスクに見合った十分なリスク低減プロセスを実施する必要がある（違法伐採禁止規則第13条）。これに違反した場合は民事罰として100罰金単位（約180万円）が科せられる。政府ウェブサイトは、リスク低減の方法は事業者次第で個々の状況に依存する、そしてどのような措置をとるにせよリスクを低減するための努力は、特定されたリスクに対して適切なものであるとし、リスク低減に必要な可能性のある措置として下記を挙げている²¹³。また、措置を通じて違法伐採された木材が含まれているリスクを低レベルにまで低減できたことを確認したら、実施した措置を示すために記録を残す必要がある。

- サプライヤーからより多くの証拠や情報を求める
- 仕入先に代替品を依頼する
- サプライヤーを訪問しサプライチェーンの詳細を確認
- 監査の実施
- 場合によっては、リスクの低い製品の調達やサプライヤーの変更を検討する必要がある

(5) デューデリジェンス要件：ステップ4 記録

デューデリジェンスに関連する記録は製品の輸入日から5年間保管しなければならない（違法伐採禁止規則第16条）。これに違反した場合は100罰金単位（約180万円）の罰金が科せられる。記録はデジタルでも紙でも可能であり、デューデリジェンスプロセスで行ったすべてのステップ（上述した(1)から(4)）を網羅した記録を保持する必要がある。また、違法伐採禁止規則第15条には、長官が輸入者に対し、デューデリジェンスシステムと製品輸入時にデューデリジェンスシステムの諸要件を遵守しているかに関する情報を要請でき、要請日から28日以上先の遵

²¹³ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/importers/du-diligence#step-4--risk-mitigation>

守日までに書面で提出しなければならない。これに違反した場合は民事罰として100罰金単位（約180万円）が科せられる。

(6) 税関申告

デューデリジェンスプロセスの一環ではないが、製品輸入時の税関申告において、Community Protection Question (CPQ：地域保護のための質問)に回答する必要がある。その質問は「輸入者は2012年違法伐採禁止法及び関連規制のデューデリジェンス要件を遵守していますか？（製品が免除されているか、木材が含まれていない場合は、はいと答えてください。）」というものである。政府ウェブサイトによれば、これはデューデリジェンスの要件を満たしていることを表明するものであり、以下の場合ははいと回答する：

- デューデリジェンスを行い、製品に違法伐採された木材が含まれている可能性が低いと判断した場合
- 製品がデューデリジェンスを免除されている製品である場合
- 製品に木材や木材繊維が含まれていない場合（例：木材が含まれていない家具）

規制木材製品を輸入する際には、毎回この質問に答えなければならず、虚偽の申告や誤解を招くような申告は犯罪となる。

オーストラリア政府に、CPQに「いいえ」と回答した場合について質問したところ、次の回答を得た。現行の違法伐採禁止法の規定では、CPQへの回答の仕方によって規制木材製品が国境で拘束されることはないため、「いいえ」と答えた輸入者であっても輸入することができる。しかし、「いいえ」と回答した場合は、その後、さらなる教育や啓発という形でその輸入者へのフォローアップを行うことになるだろう。さらに、このようなことが繰り返し行われている場合には、他のコンプライアンスにおいて取り締まることができるか検討することになる。CPQは、不遵守をチェックするためではなく、輸入者にデューデリジェンスが求められていることを認識、理解させることを目的としている。これまで、340万回以上の回答がなされているが、回答者の約7割がデューデリジェンス要件を満たしていると申請した。

2) 国産原木加工事業者求められるデューデリジェンス要件

(1) デューデリジェンスシステム

加工者は、国産原木の加工に先立って、デューデリジェンスシステムを設けなければならない、以下を満たしていなければならない（違法伐採禁止規則第18条）。これに違反した場合は100罰金単位（約180万円）の罰金が科せられる。

- 会社名（該当する場合）、住所、住所、連絡先、Eメールアドレスなどの詳細。
- 事業として輸入する場合は、ABN（オーストラリア事業番号）/ACN（オーストラリア企業番号）と主な事業活動の説明。
- デューデリジェンスシステムの担当者の名前と連絡先。
- 違法に伐採された木材を加工するリスクを最小限に抑えるための手順

違法伐採された木材を加工する前に、どのように行動すべきかを判断するのに役立つため、デューデリジェンスシステムは、理解しやすく、わかりやすいものでなければならない（政府ウェブサイト）。デューデリジェンスシステムは、デューデリジェンス要件として、次の4ステップが含まれている必要がある。

- ステップ1 情報収集
- ステップ2 リスクの特定と評価
- ステップ3 リスク低減
- ステップ4 記録

(2) デューデリジェンス要件：情報収集

加工者は、原木の加工の輸入に先立って、その原木に関する情報を「合理的に可能な限り (reasonably practical)」収集しなければならない (違法伐採禁止規則第 19 条)。これに違反した場合は民事罰として 100 罰金単位 (約 180 万円) が科せられる。収集する情報は最低限、下記の通りである。

- 伐採された樹木の一般名または学名を含む丸太の説明
- 原木を伐採した州または領土と森林収穫ユニット
- 加工している原木の量 (量、重量、本数)
- サプライヤーの詳細 (名前、住所、取引名、ABN/ACN を含む)
- 原木を購入するためにサプライヤーから提供された書類
- 木材が合法的に伐採されたことを示す資料や書類。

これらの情報の多くは、既存の商業文書、契約書、請求書などに記載されているかもしれないが、より多くの情報、文書、または証拠を得るためにサプライヤーと協力する必要があるかもしれない。必要な情報をどのように収集するか (電話、電子メール、オンライン調査、サプライヤーに送るアンケートなど) は事業者次第である (政府ウェブサイト)。また、「合理的に可能な限り」という条件については、前章に示した通りである。

(3) デューデリジェンス要件：リスクの特定・評価

加工に先立ち、収集した情報から輸入する製品が違法に伐採された木材であるリスクを特定し評価するために、違法伐採禁止規則は①木材合法性枠組の使用、②州別ガイドライン(SSG)の使用、③規定されたリスク要素の使用、の3つの方法を提供しており (違法伐採禁止規則第 20 条、第 21 条、第 22 条)、そのうち1つを選択する。これに違反した場合は民事罰として 100 罰金単位 (約 180 万円) が科せられる。どの方法を使用するかは状況次第だが、①と②は製品が特定の要件を満たしている場合にのみ使用でき、③はすべての状況で使用することができる (政府ウェブサイト)。

①木材合法性枠組を使用したリスクの特定・評価

木材合法性枠組とは、輸入材と同様、森林管理協議会 (FSC) が管理する FSC 森林管理認証基準と FSC 生産・流通・加工過程基準、森林認証制度承認プログラム (PEFC) が管理する PEFC 持続可能な森林管理認証基準と PEFC 生産・流通・加工過程基準である (違法伐採禁止規則別表 2)。オーストラリアでは、PEFC 認証材とは、Responsible Wood Certification Scheme²¹⁴による認証を受けた材とみなすことができる (政府ウェブサイト)。加工する原木が FSC か PEFC 認証を受けている場合、この方法を使用することができる (違法伐採禁止規則第 20 条)。この方法を利用する場合は、以下の2つを行う必要がある (政府ウェブサイト)。

²¹⁴ <https://www.responsiblewood.org.au/>

- サプライヤーと加工する原木が認証を受けていることを確認する
- 収集した情報を考慮して、違法伐採された原木であることを示唆するものがないかどうかを判断する

認証を受けた木材であることを確認でき、違法伐採された原木であることを示唆する他の情報がなければ、「リスクは低い」と評価して加工を進めることができる。サプライヤーや木材が認証されていないことが判明した場合は、別のリスク評価方法を選択する必要がある。よくある間違いは、サプライヤーが認証されているから原木が認証されていると思い込んでしまうことである。認証を受けたサプライヤーは、認証されていない原木も扱うことができ、また、サプライヤーが自社の原木が認証されていると偽って主張している可能性もあることに留意する必要がある（政府ウェブサイト）。FSC/PEFC 認証を受けている原木かを確認する方法が政府ウェブサイトでテンプレートとして提供されている（表 7.10）²¹⁵。

表 7.10 FSC/PEFC 認証原木の確認方法

| | |
|---|--|
| <p>ステップ1：サプライヤーの証明書番号が正当なものであることを確認する</p> | <p>アクション</p> <p>認証を受けたサプライヤーは、証明書に記載された独自の FSC または PEFC の認証コードや番号を持っている必要がある。</p> <p>このコードまたは番号は、関連するスキームのウェブサイトで検索することで確認することができる：</p> <p>Forest Stewardship Council (FSC)²¹⁶</p> <p>Responsible Wood (PEFC)²¹⁷</p> <p>共通の問題点と解決策</p> <p>番号またはコードが間違っていて入力されている場合（オンラインで見つけれない場合）は、サプライヤーに連絡する。オンライン証明書の記録へのリンクを電子メールで送ってもらうように依頼する。または、スキームに連絡して、サプライヤーから提供された証明書コードについて問い合わせる</p> |
| <p>ステップ2：サプライヤーが証明書の所有者であることを確認する</p> | <p>アクション</p> <p>証明書の詳細をオンラインで見つけた場合は、サプライヤーから提供された詳細と一致していることを確認する。</p> <p>共通の問題点と解決策</p> <p>サプライヤーの詳細が証明書の内容と一致しない場合は、証明書の信憑性を確認する必要がある。</p> <p>サプライヤーが、原木が FSC または PEFC 認証を受けていると主張しているが、認証書にサプライヤーの名前が記載されていない場合は、問題が</p> |

²¹⁵ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/processors-fsc-pefc-assessment.pdf>

²¹⁶ <https://info.fsc.org/>

²¹⁷ <https://www.responsiblewood.org.au/search-database/>

| | |
|-----------------------------------|--|
| | ある可能性がある。サプライヤーまたはスキームから詳細な情報を得る必要がある。 |
| ステップ3：証明書の有効期限を確認する | アクション サプライヤーの証明書の有効期限は、FSC または PEFC のウェブサイトに記載されている必要がある。証明書が供給期間内に有効であることを確認する。 |
| | 共通の問題点と解決策 証明書の有効期限が切れているように見える場合、または現在一時停止中の場合は、その理由を尋ねるべきである。この点については、サプライヤーに相談するか、スキームに直接相談する必要があるかもしれない。 |
| ステップ4：供給される原木が証明書記録にリストされているか確認する | アクション 認証されたサプライヤーは、認証された丸太と認証されていない丸太の両方を供給することができる。供給される丸太が、サプライヤーの FSC または PEFC 証明書に記載されているものと同じであることを確認する必要がある。 |
| | 共通の問題点と解決策 購入する丸太がサプライヤーの認証対象外の場合は、記録に間違いがないかどうかを業者に確認する必要がある。その場合は、認証機関に書面による確認を求めることも必要である。 |
| ステップ5：供給される原木が注文通りであることを確認する | アクション 上記の手順をすべて完了して購入しても、サプライヤーから認証原木を渡されていない可能性がある。 |
| | 共通の問題点と解決策 請求書と納品書を確認し、認証番号が引用されていることを確認する。商品説明は、FSC または PEFC 認証材としてリストされている原木のものと同じである必要がある。 |

②州別ガイドラインを使用したリスクの特定・評価

州別ガイドライン(State Specific Guideline, SSG)は、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、クイーンズランド州、西オーストラリア州、南オーストラリア州、タスマニア州で、作成されており（違法伐採禁止規則別表3）、原木の収穫地が該当する場合、使用することができる

（違法伐採禁止規則第21条）。SSGは連邦政府が各州政府と共同で開発したもので、各州での木材伐採を規制する法的枠組みと合法性を証明するために求めることができる関連文書に関する情報を提供しており、木材の輸送や加工の要件に関する有益な情報にもなりうる（政府ウェブサイト）。SSGは政府ウェブサイトに掲載されている²¹⁸。SSGを使用する際には、以下を行う必要

²¹⁸ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/processors/resources#state-specific-guidelines>

がある。また、政府ウェブサイトでリスク特定、評価方法のテンプレートが提供されている²¹⁹ (表 7.11)。

- 原木が SSG の対象になっていることを確認する
- 情報収集で入手した文書と SSG に記載されている文書を比較する
- 加工する原木が違法に伐採された可能性を判断するために、収集したすべての情報と文書を使用する

表 7.11 州別ガイドラインを使用したリスク特定、評価方法

| | |
|--|--|
| <p>ステップ 1：加工する原木に SSG を適用することができるか確認する</p> | <p>アクション 原木が SSG の対象となっていることを確認する。</p> |
| <p>ステップ 2：収集した情報と SSG を比較する</p> | <p>アクション サプライヤーから収集した情報や書類を SSG に記載されているものと比較する。 SSG に、入手していない他の書類が指定されている場合は、これらの書類も入手する。</p> <p>共通の問題点と解決策 サプライヤーが文書を提供できない場合、SSG は適切な文書をどこで入手できるかを判断するのに役立つ。 SSG に記載されているすべての文書を収集する必要はなく、入手することが合理的に可能なものだけでよい。しかし、合理的なリスク評価を行うためには十分な情報が必要となる。</p> <p>質問： 情報を確認したり、SSG が推奨したりしている伐採の合法性を裏付ける文書を入手したか？ 収集した原木に関する情報は、SSG の情報や文書と一致しているか？</p> |
| <p>ステップ 3：リスク評価</p> | <p>アクション 収集したすべての情報と文書を使って、原木が違法に伐採された可能性があるかどうかを判断する必要がある。 結論を出すためには、原木が違法に伐採された可能性があることを示す他の情報を考慮する必要がある。</p> <p>共通の問題点と解決策 SSG は林業法の最新動向を示していない場合がある。最新情報については、関係機関のウェブサイトを参照する必要がある。</p> |

²¹⁹ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/processors-ssg-assessment.pdf>

| | |
|-------------------|--|
| | <p>質問：</p> <p>収集した文書は本物か、適切な政府機関やその他の機関が作成したものか？</p> <p>矛盾した文書や不足している文書がないか？</p> <p>その木材は伐採禁止や制限の対象になっていないか？</p> <p>製品の合法性を疑わせるようなメディアの記事、第三者の報告書、政府の声明はありましたか？</p> <p>製品の合法性を疑わせるような情報はあるか？</p> |
| ステップ4：リスク評価を結論付ける | <p>アクション</p> <p>上記の手順を完了すると、原木が違法に伐採された可能性があるかどうかを判断できるようになる。</p> <p>リスクが低いと判断した場合は、リスク評価を完了し、原木を加工することができる。</p> <p>共通の問題点と解決策</p> <p>リスクが低いと結論できなかった場合は、より多くのデューデリジェンスを行う必要がある²²⁰。</p> |

③規定されたリスク要素を使用したリスクの特定・評価

リスクの特定評価方法の①か②を選択しなかった場合、または、①、②を使用しても規制対象製品が「違法に伐採されたリスクが存在しない、またはリスクが低い」ことを特定できなかった場合は、この方法を使用しなければならない（違法伐採禁止規則第22条）。違法伐採禁止規則で定められた事項をわかりやすくまとめたテンプレートが、「規定されたリスク要素」として政府ウェブサイト上で提供されている²²¹。「規定されたリスク要素」として、テンプレートには、5つの質問が記載されており（表7.12）、それぞれについて、リスクの特定（高・中・低）とそう判断した理由について記載が求められ、最終的な結論として、輸入する製品の総合的な違法伐採リスクの判断（高・中・低）が求められる。

表 7.12 「規定されたリスク要素」として回答しなければならない5つの質問

| リスク要素 | リスク特定（低リスク・中リスク・高リスク） | 理由（低リスク・中リスク・高リスクと判断した理由） |
|-------|-----------------------|---------------------------|
|-------|-----------------------|---------------------------|

²²⁰ 「(4) リスク低減」を参照。

²²¹ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/processor-risk-assessment.pdf>

| | | |
|--|------------------------------------|--|
| <p>1. その丸太の伐採地域では、違法伐採が多く発生しているか？</p> <p>この質問に答えるためには、丸太がどこから来たのかを知る必要がある。サプライヤーが教えてくれない場合は、違法伐採のリスクが高いと考えられる。</p> | | |
| <p>2. この地域では原木の樹種に対する違法伐採が多発しているか？</p> <p>違法伐採される可能性が高い原木の樹種がある。この質問に答えるには、加工する木材の樹種を知る必要がある。サプライヤーが原産地と言っている地域でその種が生育していない場合、またはその種が「危急」または「絶滅危惧種」としてリストアップされている場合²²²、違法伐採のリスクが高いことを示している可能性がある。</p> | | |
| <p>3. 原木が違法に伐採されたことを示す他の情報はありますか？</p> <p>これには以下が含まれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 偽造された可能性のある文書、矛盾した文書、または欠落した文書 • サプライヤーが違法伐採木材を扱うことで知られている • 市場価格に比べ大幅な安売り • 適正な税金が価格に含まれていない • 現金のみの取引や書類なしの取引に対する割引 • 賄賂の支払いを求められる • 質問に対して合理的な答えを得ることができない | | |
| <p>リスクに関する最終的な結論（丸を付ける）:</p> | <p>低 中 高</p> | |
| <p>規定されたリスク要素を用いてリスクを評価し、原木が違法伐採されるリスクが低いと判断した場合、デューデリジェンスを完了したことになる。リスクの結論を文書化し、丸太を加工することができる。</p> <p>リスクを低リスクと評価できなかった場合は、丸太を加工する前にリスクを低減するための措置を取らなければならない²²³。</p> | | |

²²² <http://www.iucnredlist.org/>

²²³ 次項「(4) リスク低減」を参照

(4) リスク低減

リスク評価の結論として、原木が違法伐採されたリスクが低くないという結論に至った場合は、原木を加工する前に特定されたリスクに見合った十分なリスク低減プロセスを実施する必要がある（違法伐採禁止規則第 23 条）。これに違反した場合は民事罰として 100 罰金単位（約 180 万円）が科せられる。

低リスクではないという結論に達した場合は、原木を処理する前にリスクを低減するための合理的な措置を講じる必要がある（政府ウェブサイト）。どのようにリスクを低減するかは事業者次第で個々の状況に依存するが、下記のような調査が必要になるかもしれない：

- サプライヤーからより多くの証拠や情報を求める
- 仕入先に代替品を依頼する
- サプライヤーを訪問しサプライチェーンの詳細を確認
- 監査の実施
- 場合によっては、リスクの低い製品の調達やサプライヤーの変更を検討する必要がある

いずれの措置をとるにしても、リスク低減の努力が適切であり、特定されたリスクに対して適切なものである必要がある。違法に伐採されるリスクを低レベルにまで低減できたことを確認したら、実施した低減措置の記録を保管しなければならない。リスクを低減できない場合は、原木を加工すべきではない。もし原木を加工して、後に違法伐採されていたことが判明した場合、重大な罰則に直面する可能性がある。

(5) 記録

デューデリジェンスに関連する記録は原木の加工日から 5 年間保管しなければならない（違法伐採禁止規則第 25 条）。これに違反した場合は 100 罰金単位（約 180 万円）の罰金が科せられる。記録はデジタルでも紙でも可能であり、デューデリジェンスプロセスで行ったすべてのステップ（上述した(1)から(4)）を網羅した記録を保持する必要がある。また、違法伐採禁止規則第 24 条には、長官が加工事業者に対し、デューデリジェンスシステムと原木加工時にデューデリジェンスシステムの諸要件を遵守しているかに関する情報を要請でき、要請日から 28 日以上先の遵守日までに書面で提出しなければならない。これに違反した場合は民事罰として 100 罰金単位（約 180 万円）が科せられる。

7-6-1-2 違法伐採禁止法の政府の運用

7-6-1-2-1 違法伐採遵守計画

2012 年違法伐採禁止法の管轄官庁は、農業水環境省（Department of Agriculture, Water and the Environment）であり、国際森林政策部(International Forest Policy Section)が担当している。政府の運用方針は、Illegal Logging Compliance Plan（違法伐採遵守計画、2018 年発行）²²⁴に明記されている。この計画は、違法伐採禁止法及び違法伐採禁止規則に基づき輸入業者及び国内加工事業者の法の遵守（コンプライアンス）を管理するための政府のアプローチに対する業界の理解を促進することを目的とし、違法伐採を管理するための具体的な戦略的アプローチと、遵

²²⁴ Department of Agriculture and Water Resources (Australian Government) (2018) Illegal Logging Compliance Plan: our plan for managing compliance, Canberra.

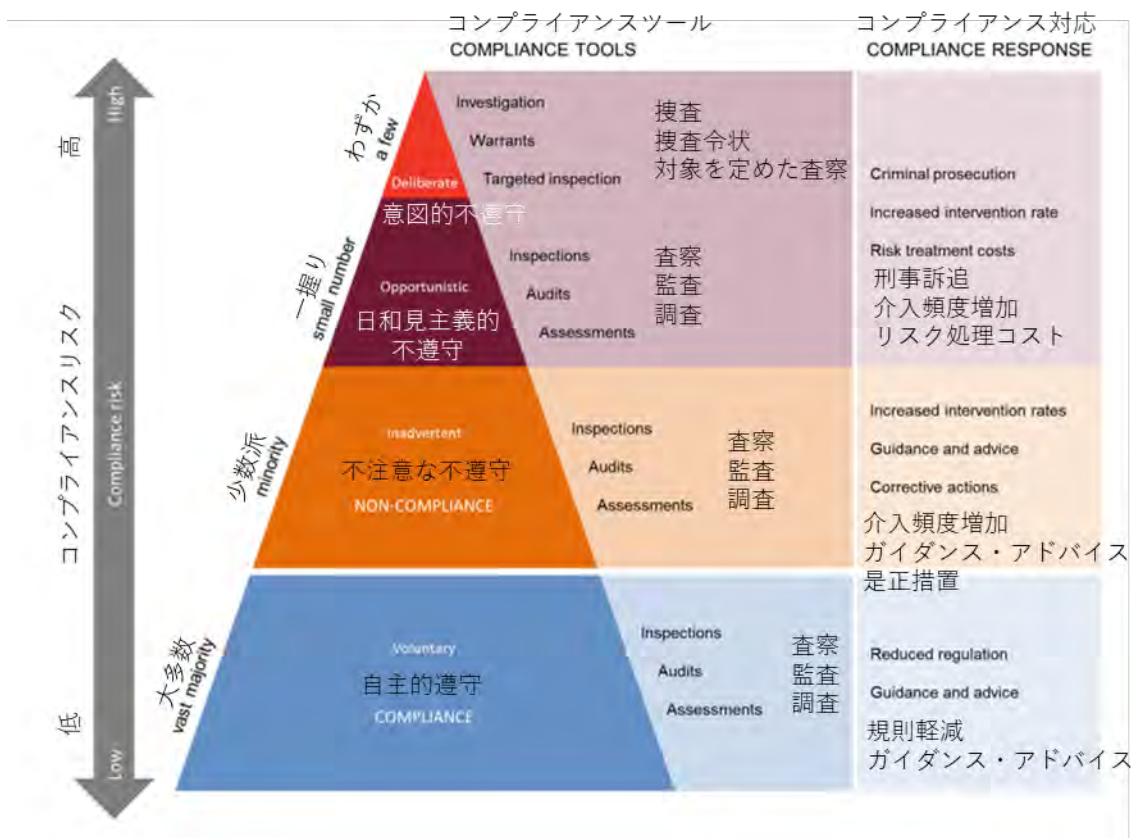
(<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging-compliance-plan.pdf>)

守状況の監視方針を説明している。本章では出典が明記されていない限り、この文書からの情報を取りまとめた。

(1) 運用方針

運用方針は、農業水環境省で採用されているアプローチに基づいている（図 7.15）。コンプライアンス・アプローチでは、規制対象者（木材輸入業者と国産材丸太加工事業者）の自発的なコンプライアンスの促進とコンプライアンス違反の度合いに応じた対応に重点を置いている。このアプローチでは、ほとんどの規制対象は、違法伐採禁止法の下での義務を遵守するか、遵守しようとする想定している。このような対象に対しては、当局はコンプライアンス推進のための明確な指導・助言を行う。遵守する意思があるにもかかわらず、デューデリジェンスの要件と責任を理解していないために、不注意で遵守していない対象が存在するが、そのような対象に対しては、当局は指導・助言だけでなく、コンプライアンスが確立されるまで対象の評価・監査を強化する。一方、違法伐採禁止法に意図的に違反する対象が少数存在することも想定し、これに対して当局は、正式な調査、行政措置、必要な場合の起訴を行う。当局が実施する対応は、教育、監査、行政措置、民事・刑事罰である。

図 7.6 農業水環境省で採用されている不遵守に対する対応



(オーストラリア政府資料³³より転載)

① 教育、アウトリーチ、アドバイス

規制対象が違法伐採禁止法に適應する時間を確保するために、デューデリジェンス要件に関する罰則を科さない「ソフトスタート・コンプライアンス期間（2014年11月30日から2018年1月1日）を設け、教育・指導を実施してきた。期間終了後も教育・指導を継続することで規制対象の自主的なコンプライアンスの確保に注力し、ガイダンス資料を引き続き改善していくことにしている。また、デューデリジェンスには、輸入者がリスクの高い伐採国を認識することが重要であり、効果的なリスクアセスメント実施のための情報や、高リスクと低リスクを区別するのに必要なガイダンス資料を継続的に公開・改善している。

② コンプライアンス監査

違法伐採禁止法のデューデリジェンス要件の遵守を評価するために、当局は監査を実施している。当局は監査の対象に選ばれた輸入者／加工事業者に情報依頼通知を送り、デューデリジェンスシステム²²⁵に関する情報と、それが特定の規制木材製品の輸入や丸太の加工にどのように適用されたかについての情報を、指定された期日までに提供するよう求める。当局は、規則の要件に照らしてデューデリジェンスシステムを評価する。当局は、提供された情報の性質に応じて、a) フィードバックを提供する、b) 行政措置を講じる、c) 民事又は刑事上の調査を開始する、又は d) 輸入者が要件を満たしているとして何の措置も取らない、という対応をする。

③ 行政措置

行政措置は、一般的に裁判所に基づく措置よりも適用するための費用が少なく、多くの場合、問題の早期解決を可能にし、公共の利益のために健全で時宜を得た成果を達成することに役立つ。行政措置は、訴訟を必要としないが、行政措置の条件に従わない場合は、訴訟に発展する可能性がある。行政措置には、次の事項が含まれている。

- 将来のコンプライアンスを要求する「アドバイス通知書」の発行
- コンプライアンス監査頻度の増加
- 違反通知書

④ 民事・刑事罰

違法伐採禁止法は、一定の違反行為に対して、民事および刑事上の罰則規定および関連する民事上の措置を規定している。民事罰は禁固や有罪判決には結びつかないが、裁判所が出す罰金は相当な額になる可能性がある。刑事訴追は、司法省が利用できる最も厳しい措置で、一般的には、輸入業者または加工事業者が違法伐採法に違反していることをわかっていながら、故意に行った行為に対して適用される。刑法違反で有罪判決が下った場合、前科、罰金、拘禁を受けることになる。当局が、訴追が最も適切な措置であるとみなし、十分な証拠が収集された場合、証拠の趣意書が作成され、連邦公訴局長に付託される。当局は、以下の状況のいずれかが発生した場合に、連邦公訴局長に問題を付託する可能性がある。訴追を開始の最終決定は連邦公訴局長に委ねられている。

- 違法に伐採された製品が輸入または加工されたことを示唆する一応の証拠を得た場合
- その犯罪が公共の利益のために処理されることをオーストラリア政府又は共同体が期待する場合

²²⁵ 7-6-1-1-5 1)(1)及び2)(1)を参照

- その犯罪の性質や規模が、起訴される可能性によって潜在的な犯罪者を抑止することが重要である場合
- 違反者の過去のコンプライアンス履歴

当局は、上記に加え次のような違法伐採禁止法に関する違反やリスクの高い製品を扱う事業者を特定するための調査（税関データや関連する情報の活用等）を行っている。これにより、違法に伐採された製品がオーストラリア国内市場に流出することをより効果的に防止することが可能になり、リスクの低い製品を扱う輸入業者への不必要な介入を減らすことができると考えている。

⑤ データ活用

規制関税コードに該当する税関申告が行われると、その貨物に関する情報が内務省から当局に転送され、オーストラリアに輸入される規制製品に対するデューデリジェンス要件の遵守状況の報告を監視することができるようになる。これにより、毎年少なくとも1つの規制木材製品を取扱っている輸入業者は約19,000あることが明らかになっている(表7.13)。

表 7.13 規制木材製品の輸入に関する統計（年平均数）

| | |
|-----------------|-------------|
| 輸入業者数 | 19,000 |
| サプライヤー数 | 29,000 |
| 原産国数 | 131 |
| 輸入貨物数 | 190,000 |
| 製品種数 | 970,000 |
| 規制木材製品輸入量合計（金額） | 74 億(\$AUS) |

(オーストラリア政府資料³³より転載)

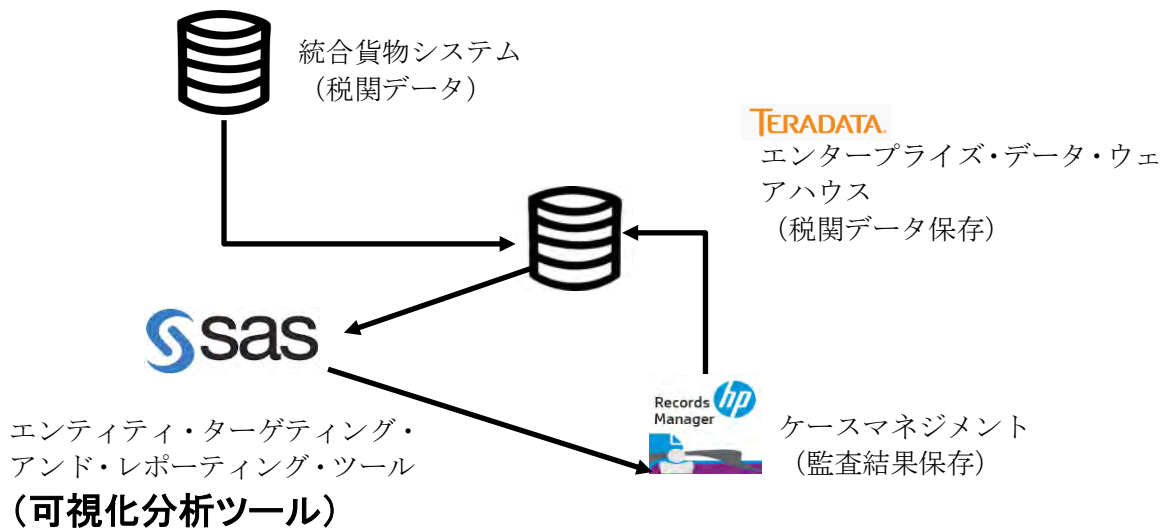
国産丸太加工事業者の監視は、他の政府機関とのネットワークを通じてデータを収集している。現在、約400の原木加工事業者が操業しており、年間約2700万m³の原木が加工されている。

当局は、規制対象製品の輸入量を考慮し、先進的な分析ソフトウェアを活用して、規制対象製品の動向を調査し、違法に記録されるリスクが高いと考えられる製品を特定し、監査の対象としている。規制された木材の輸入の傾向を調べたり、違法伐採のリスクが高い荷を特定して対象にしたりするために、特注の分析ソフトウェアを使用することもある。図7.16は、データ収集のためのITシステムの主要な要素を示している²²⁶。これらのシステムは、統合貨物システム(ICS, Integrated Cargo System)から毎日ダウンロードされる輸入データに基づいている。ICSは、内務省が輸出入管理、貨物リスク評価、顧客登録、貨物移動の追跡などを様々な目的で使用している。ICSデータは、当局の「エンタープライズ・データ・ウェアハウス(Enterprise Data Warehouse, TERADATA社)」に保存される。当局は、データのパターンの観察やさらなる分析、監査対象の特定のために、特注の可視化分析ツールであるSAS社のエンティティ・ターゲ

²²⁶ Australian Government (2018) 前掲

ティング・アンド・レポートング・ツール(Entity Targeting and Reporting Tool)を使用して分析している。さらに、当局の監査結果などを保存・管理している HP 社のケースマネジメント (Case Management) とリンクさせて、統合的な分析を可能にしている。このシステムを使用することで、当局は、輸入事業者とそのサプライヤー、商品の特徴、原産国など、様々なパラメータに基づいて対象を絞ることができる。

図 7.7 データ分析システム



(オーストラリア政府資料²²⁷から転載)

⑦ 他の機関との連携による情報収集

国内外の組織と協力して活動することで、林産物の複雑なサプライチェーンに関する情報を多く入手することができ、違法に伐採された木材が製品に含まれるリスクを評価することが可能になる。当局は、法律施行以来、各国政府およびオーストラリア各州政府と強固な関係を築いている。これによって、潜在的な高リスク製品や違法伐採された木材の不正取引が発生している事例などに関する情報を得ることができ、刑事訴追を含む取り締まりに関連する活動に活用されている。また、当局は林業や野生生物犯罪の取り締まりに関する主要な国際・国内フォーラムのメンバーとしても積極的に活動している。さらに国内では、森林関連犯罪の監視に携わるオーストラリアの他の機関、特に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)に基づき、国際的に絶滅のおそれのある動植物の輸入を規制する部局²²⁸とも連携している。

⑧ 科学的な証拠構築技術の導入

科学的な証拠構築技術には、質量分析、繊維分析、近赤外分光法、安定同位体、DNA バーコーディング、集団遺伝学、個体特定のための DNA プロファイリングなどがあり、当局はこれらをコンプライアンス監視活動にとって重要な分野とみなしている。これらの技術の進歩を理解

²²⁷ Australian Government (2018) 前掲

²²⁸ CITES の担当は 2020 年までは環境エネルギー省にあったが、省庁再編により現在は農業・水資源・環境省になっている。

し、活用することは、取り締まりの実施、特に民事又は刑事の訴追において必要な情報となるため極めて重要と認識しており、研究者との協力を行う予定である。まずは、リスクが高いと考えられる市販の製品についてDNA検査を実施し、必要に応じてデューデリジェンスの助言、監視の強化、適切な強制措置を実施することを想定している。

オーストラリア政府のインタビューによれば、最近アデレード大学と契約し、輸入木材のDNA検査と安定同位体検査の両方について、試験的に実施し活用の可能性を検討している。どのような検査を行うかによって、今後、契約する研究機関は変わる可能性がある。

(2) 政府の運用実績

2014年11月30日から2018年1月1日までのソフトスタート・コンプライアンス期間中、コンプライアンスに対する意識を高め、規制を受けるコミュニティにコンプライアンスの方法を教育する目的で、コンプライアンス評価（罰則のない監査）が実施された。コンプライアンス評価を実施した企業に対しては、コンプライアンス要件を満たしている、または、今後要件を満たすために変更する必要がある事項を示したアドバイス通知が発行された。コンプライアンス評価の対象は次の通りである。

- 規制対象製品輸入の約80%（金額ベース）を占めている主要な輸入業者512社のコンプライアンス評価を実施した
- 評価はリスクの高い製品や輸入経路に焦点を当て、床材、紛争国からの輸入、ベトナムから輸入された家具を取扱う業者を対象に実施した
- 国内の加工事業者

ソフトスタート・コンプライアンス期間中（2017年末まで）のコンプライアンス評価の結果、輸入業者の約6割は、デューデリジェンス義務の一部または全部を遵守していなかったが、その多くは法律や遵守の方法を認識していなかったという、意図的な不遵守ではなかった。同様に、多くの国内加工事業者も法律を正しく認識していなかったが、国産材に関する他の木材合法性の枠組みや、州レベルでの規制の施行によってコンプライアンス要件は高いレベルで満たされていた。

(3) 今後の方針

当局は、ソフトスタート・コンプライアンス期間のコンプライアンス評価によって、違法に伐採された木材が含まれるリスクが高い輸入経路と製品について理解を深め、今後はリスクの高いと判断される次のカテゴリーを対象に監査を実施する。

● 脆弱地域や紛争地域から輸入される製品

世界の脆弱な地域や紛争の影響を受けている地域は、制度的能力が弱く、効果的でない法律や統治体制、政治的不安定性が問題となっている。このような地域から輸入される木材は違法伐採リスクが高いと考えられる。このようなリスクが高いと考えられる地域を特定するのに役立つ多くの報告書とツールがインターネット上で公開されている²²⁹。実際にオーストラリアがこのよう

²²⁹ オーストラリア政府のウェブサイトにはリスクを特定するために参考にすることができるウェブサイト（オーストラリア政府関係のサイトの他、海外の団体、NGOが運営するサイトなど）へのリンクがまとめられている。

(<https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/importers/resources#online-resources>)

な地域から輸入している最も一般的な製品は製材で、それに加えベニヤ、モールディング、ストリップ、合板などもある。このような地域から合法的な木材を購入することは可能ではあるが、責任ある調達の実施のためには、不明瞭な政治的権限、係争中の法律、脆弱なガバナンス、森林保護に関する執行の欠如、および詐欺や偽造に弱い可能性のある公式文書について検討しなければならないため、デューデリジェンスにおいてリスク評価、リスク低減を確実に実施するためには、かなりの投資が必要になる。

- CITES 対象種およびその他の懸念がある種

当局は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)を通じて、より広範には、他国の絶滅危惧種の保護に関連する法律を活用して、他国の木材種の保護に対する努力を支援している。当局は CITES に掲載されている種の取引を追跡し、監視するために、オーストラリアの執行機関である環境・エネルギー省と緊密に協力しており、他国の執行機関とも協力している。

当局は、特に違法な代替品が発生する可能性や絶滅危惧種又は違法に伐採された種から製造された製品が輸入される可能性のある分野を見つけ、監視の対象としている。当局が使用している分析ソフトウェアは、懸念のある種を含む可能性のある商品の輸入を警告するようになっており、このソフトウェアのデータフィルタリングや検索機能を継続的に更新することで、新たに生じる懸念のある種に対しても対応できるようにしている。

- 複雑なサプライチェーン：複数の国を経由した調達

当局は、長く複雑なサプライチェーンが、規制対象製品に使用されている木材の原産地や樹種を明らかにすることを困難にしていると認識しているが、一方で複雑なサプライチェーンは、違法に伐採された木材を含む製品であるリスクを増大させる可能性もあると考えている。これは、サプライチェーンの段階が追加されるということは、違法伐採された木材が製品に混入する潜在的な可能性のあるポイントが増えると考えられるからである。サプライチェーンが複雑になればなるほど、違法木材を含む製品のリスクを判断するために必要な情報収集の手間は増えることになる。さらに、複雑なサプライチェーンを持つ製品の中でも、「タックスヘイブン」と国際的にみなされている国からの輸入には、特に注目している。

- 内部通報

当局は内部通報を違法行為に関する重要な情報源とみなしている。デューデリジェンス評価で判明した問題のある活動、例えば、偽造文書、市場価格を大幅に下回る商品の販売、適切な税金が価格に含まれていないこと、賄賂の支払いを求められていること、事務処理なしで商品の値下げが提供されていることなどを当局に報告できるように、「違法伐採ホットライン」が設置されている。

- 環境 NGO の報告書

多くの環境 NGO が、違法伐採の監視と追跡に関する多くの情報と技術を蓄積している。環境 NGO は高リスク国におけるネットワークを持っており、高リスクとみなされるサプライチェーンに関する実質的な証拠を得ていることもある。当局は、環境 NGO の報告書をコンプライアンス業務に役立つ情報源として活用するとともに、引き続き環境 NGO と協力していく。

● 過去の違反事例

これまでに監査を受け、改善が必要であるというアドバイス通知を受け取っている規制対象企業は、特に上述のカテゴリーに該当する製品を取扱っている場合は、再度監査の対象になることがある。

7-6-1-2-2 法の運用に関する管轄官庁へのインタビュー結果

前項の公開された文書による政府の違法伐採対策禁止法の運用情報を基に、管轄官庁である農業水環境省国際森林政策部（International Forest Policy Section）の違法伐採禁止法担当者に対しオンライン・インタビュー調査を実施した（2020年11月）。

(1) EU、米国の違法伐採対策との比較

インタビューでは、オーストラリアの違法伐採禁止法の特徴を、EUと米国の違法伐採対策と比較しながら説明を受けた。

オーストラリアの違法伐採禁止法の主な目的は、法律による介入を通じて木材のサプライチェーンに影響を与えることで、違法に伐採された木材や木材製品がオーストラリア市場で流通するのを防ぐことである。違法伐採禁止法は、故意または過失による違法伐採された木材の取引を抑制するための「禁止」の要素と「デューデリジェンス」の要素で構成されている。「禁止」の要素では、オーストラリアで輸入または加工されたすべての木材製品に適用され、禁止事項に違反していることが判明した場合には、重大な刑事罰（重罪の場合は実刑を含む）が科せられる可能性がある。「デューデリジェンス」の要素では、規制木材製品の輸入者や国産原木の加工事業者は、取り扱う木材製品が違法な出所からのものであるというリスクを積極的に管理することが求められる。デューデリジェンスは、違法伐採禁止規則に定められた特定の要件に合致するシステムを確立し、それを実施することであり、さらに、木材輸入や国産原木の積荷に際してこのシステムをどのように適用されたかの証拠を提示する必要がある。

オーストラリアの違法伐採禁止法は、EU木材規則(EUTR)多くの類似点があり、例えばEUTRにも「禁止 (EUTR 第4条)」と「デューデリジェンス (EUTR 第6条)」の要素がある。一方で、EUTRや米国のレイシー法との間にはいくつかの相違点がある。

①違法伐採の定義

EUTRでは、伐採権、伐採権の支払い、木材伐採の慣行、第三者の保有権、貿易・関税義務を網羅するすべての法律に関する違法を意味すると考えられるが、違法伐採禁止法では「伐採国の適用法に違反して伐採された」と定義し、伐採に関する違法に注目しており、第三者の保有権と貿易・関税義務を対象にしているとは考えられない²³⁰。

②規制対象事業者

違法伐採禁止法は、規制木材製品の輸入者と国産原木加工事業者にデューデリジェンスを義務付けているのに対し、EUTRは規制製品を初めてEU市場に出す事業者にデューデリジェンスを課し、さらに、EU市場内の流通にかかわる「取引者」にも多くの義務を課している。米国レイシー法は、木材サプライチェーンのすべての事業体に適用され、輸入者は特別な税関申告書に記入する必要があるという点で、異なった特徴を持っている。

²³⁰ 詳細は7-6-1-1-2を参照。

③規制対象製品

違法伐採禁止法の禁止事項はすべての木材製品に適用されるが、デューデリジェンスの要件は規制対象木材製品に限定されている。規制対象製品の比較を表 7.14 にまとめた。

④国別ガイドライン(CSG)、州別ガイドライン(SSG)

違法伐採禁止法では、輸入業者や加工事業者が、合法木材がどのようなものかをよりよく理解できるようにすることを目的に、国別・州別ガイドラインが作成され、デューデリジェンスのリスク評価プロセスでの使用が認められている。インドネシアや韓国でもこのようなガイドラインが法律に組み込まれているが、EUTR と改正レイシー法には含まれていない。

⑤木材合法性フレームワーク

違法伐採禁止法では、デューデリジェンスのリスク評価ツールとして、木材合法性フレームワークの使用を規定し、FSC や PEFC が提供する認証スキームが仕様できる。EUTR ではリスク低減の手段として森林認証の使用を認めているが、使用に関する規定はない。

⑥グリーンレーン（みなし遵守）

違法伐採禁止法には自動的に合法とみなされる取り決めは規定されていないが、EUTR では、FLEGT ライセンスや CITES ライセンスで保護された製品は、合法的な供給源からの製品であるとみなされる。

表 7.14 オーストラリア・EU・米国の違法伐採対策の規制対象製品の比較（オーストラリア政府より入手）

| HSコード | オーストラリア | EU木材規則 | レーシー法 |
|--|---------|--------|-------|
| 4403 Wood in rough | | | |
| 4407 Wood sawn or chipped lengthwise | | | |
| 4408 Sheets of veneering | | | |
| 4409 Continuously shaped wood | | | |
| 4410 Particleboard | | | |
| 4411 Fibreboard of wood | | | |
| 4412 Plywood | | | |
| 4413 Densified wood | | | |
| 4414 Wooden frames | | | |
| 4416 Casks, barrels | | | |
| 4418 Builders' joinery, doors | | | |
| 4701 Mechanical wood pulp | | | |
| 4702 Chemical wood pulp, dissolving grades | | | |
| 4703 Chemical wood pulp, soda or sulphate | | | |
| 4704 Chemical wood pulp, sulphite | | | |
| 4705 Mechanical or chemical wood pulp | | | |
| 4801 Newsprint | | | |
| 4802 Uncoated writing paper | | | |
| 4803 Toilet or facial tissue | | | |
| 4804 Uncoated kraft paper and paperboard | | | |
| 4805 Other uncoated paper and paperboard | | | |
| 4806 Glazed/translucent papers | | | |
| 4807 Composite paper and paperboard | | | |
| 4808 Corrugated paper and paperboard | | | |
| 4809 Carbon and self-copy paper | | | |
| 4810 Coated paper and paperboard | | | |
| 4811 Paper products coated/surfaced | | | |
| 4813 Cigarette paper | | | |
| 4816 Other carbon and self-copy paper | | | |
| 4817 Envelopes, letter cards | | | |
| 4818 Toilet paper, tissues, serviettes | | | |
| 4819 Cartons, boxes made of paper | | | |
| 4820 Paper booklets | | | |
| 4821 Paper labels | | | |
| 4823 Other paper | | | |
| 9401 Seats | | 検討中 | |
| 9403 Other furniture | | | |
| 9406 Prefabricated buildings | | | |
| 4401 Fuel wood | | | |
| 4402 Wood charcoal | | | |
| 4404 Hoopwood, poles, piles, stakes | | | |
| 4405 Wood wool, wood flour | | | |
| 4406 Railway sleepers | | | |
| 4415 Packing cases, boxes, crates | | | |
| 4417 Tools, tool handles, broom handles | | | |
| 4419 Table/kitchenware of wood | | | |
| 4420 Wood marquetry, caskets, statuettes | | | |
| 4421 Other articles of wood | | 検討中 | |
| 4812 Filter blocks, slabs and plates of paper pulp | | | |
| 4814 Wallpaper and similar coverings | | | |
| Chapter 49—Printed books, newspapers, pictures | | 検討中 | |
| 6602 Walking sticks | | | |
| 8201 Hand tools | | | |
| 8903 Yachts and other vessels for pleasure or sports | | 検討中 | |
| 9201 Pianos | | 検討中 | |
| 9202 Other stringed instruments | | 検討中 | |
| 9703 Sculptures | | | |

(2) ガイドンスの提供

オーストラリア政府は、ガイダンスの提供はかなり難しい作業であると感じているが、輸入業者や国内の加工業者に、違法伐採禁止法が定める義務と、自主的なコンプライアンスを促すために重要と考えると、できるかぎりのガイダンスをウェブサイトで公開している。

多くのデューデリジェンス要件には主観的な要素がある。例えば、何が許容可能なリスクで何が許容できないリスクであるかは、輸入者／加工業者が解釈するものである。この主観性は、輸入者／加工業者がデューデリジェンスを実施する際に何を合理的に知り、何を考慮すべきかにも関わってくる。違法伐採禁止法は、必要な裏付けとなる情報を収集し、それに基づいて十分な情報に基づいたリスク評価を行うことを輸入者／加工業者に要求しているが、これには事業者自らの判断が伴うことになる。この主観性に関する問題は EUTR や米国のレイシー法でも同様に生じていると理解している。

デューデリジェンス要件の多くは、輸入者の主観的な判断を伴い、リスク要素がどのように機能し、何を考慮する必要があるかについては多くの解釈の仕方がある。何が許容可能なリスクであり、何が許容できないリスクであるかは、輸入者／加工業者が解釈、判断することである。また、リスクに関する情報で、互いに一致しないものも存在するが、最終的な判断は事業者に委ねられている。事業者が活用できるように、政府はウェブサイト信頼性が高い情報源をできる限り提供するように努めている。

困難ではあるものの、政府は、リスク評価について可能な限りのガイダンスを提供する努力をしている。政府はこれまでどうすればデューデリジェンスの実施をシンプルにできるかを検討してきたが、事業者が取り扱う製品やそのサプライチェーンは多様であるので、リスク評価をイエス・ノーで回答するチェックリストのようなものに単純化することは困難であるという結論に至り、現在は3つのリスク評価方法を提示している²³¹。特に、リスク評価ツールの一つである「規制されたリスク要素」に関するガイダンスの作成は困難であったが、規制されたリスク要素を使用する事業者を支援するために、作成・提供しており、継続的に改善する機会を探し続けている。これまでに行われた教育活動には、木材製品の輸入業者への情報パンフレットの郵送、ウェビナー開催、政府ウェブサイトに掲載されている短いビデオクリップの作成、関連する業界フォーラムでのプレゼンテーションなどがある。また、オーストラリアの顧客と取引している輸出業者を対象に、海外市場でのワークショップも実施している。

(3) 監査の経験

①監査実施方法

監査は農業水環境省のコンプライアンス部が実施しており、輸入者／国産材工業者にデューデリジェンスプロセスを要求し、監査する責任を負っている。監査を担当するスタッフの数は、一度に行う評価の数、必要とされる情報のレベル、追加の執行措置が必要な場合などによって変動する。輸入者／国内加工業者のデューデリジェンスシステムと特定の製品に対するデューデリジェンスプロセスを机上で監査している。監査で重視しているのは、「事業者がどのようなデューデリジェンスシステムを運用していて、どのような情報を集めて、最終的にどう判断したか」であるので、企業を訪問することにプライオリティを置いていない。監査に要する時間は、大企業は多くの情報を提出してくるため何日もかかることがある一方で、1ページの資料しか送ってこない企業もあり、監査にかかる時間は様々である。

²³¹ 7-6-1-1-5 (3) 参照。

監査の目的は違法に伐採された木材を見つけることではなく、輸入者／国内加工事業者が要求されているデューデリジェンスを実施しているかどうかであり、事業者が適当なデューデリジェンスシステムを有しているか、製品に対しそのシステムを適切に運用しリスクを評価しているかに注目している。

これに加えて、輸入者／国内加工事業者が出したデューデリジェンスの結論が正確かどうかを確認するために、大学と契約し DNA 検査と安定同位体検査を導入している。現在は該当の製品を購入し分析を行っている。この取り組みは始まったばかりで結果を示すことはできないが、一部の企業が扱っている木材について間違った主張をしていることが示唆された。

① ソフトスタート・コンプライアンス期間について

オーストラリア政府は、ソフトスタート・コンプライアンス期間中に罰則を適用しない監査（コンプライアンス評価）を実施し、時間をかけてアプローチを進化させてきた。開始当初は、ベースラインとしてのデータを収集することを念頭に、輸入量上位 500 社（当時規制対象木材製品の約 80% を輸入）を対象に実施した。また、対象として幅広い製品と供給国を対象に評価した。これにより、政府はサプライチェーンの構造や入手可能な文書の概要を把握することができた。当初は、違法伐採禁止法に対する意識を高め、法律で何が求められているのかを輸入業者に理解してもらうこと、規制当局としての自分たちの能力を高めることに重点を置いていた。コンプライアンス違反を発見した場合には、輸入業者の理解とデューデリジェンスシステムの改善を目的として、輸入業者にアドバイスを提供した。このコンプライアンス評価で収集した情報は、規制対象となっている業界、デューデリジェンスの実施における課題、改善の可能性のある分野についての理解を深めるのに役立った。これらの情報はすべて、その後のアウトリーチ活動や監査実施体制に反映している。ソフトスタート期間中にコンプライアンス違反が判明した輸入業者の一部に対しては、再度監査対象とすることで、コンプライアンスを促進している。

ソフトスタート・コンプライアンス期間のメリットは、規制に関連する産業界が新しい法律に対するコンプライアンスの方法をテストし、継続的なコンプライアンスを確保するために必要な修正を行うことができることである。また、政府にとっては、監査における最低基準を設定する根拠を得ることができる。このような基準を持つことができれば、違反通知の発行、民事制裁、刑事制裁などのコンプライアンス違反の管理の実施が容易になると考えている。

ソフトスタート・コンプライアンス期間中のコンプライアンス評価の経験を反映し、現在はよりターゲットを絞ったリスクベースのアプローチに移行し、2018 年後半に Illegal Logging Compliance Plan（違法伐採遵守計画）を公表した。これは、監査のアプローチを明確化し、今後重点を置くことにしたリスクが高いとみなされる 6 分野を強調したものになっている²³²。リスクベースのアプローチによって、リスクが高い製品や過去のコンプライアンス違反に焦点を当てているため、リスクの低いとみなされる可能性の高い輸入者に対する不必要な介入を行うことを避けることができるようになってきていると考えている。

② 監査の実績

オーストラリア政府からは、実際の監査数や違反数などの実績について質問したが、詳細な数値は提示されなかった。ソフトスタート・コンプライアンス期間終了後から現在までで、違法伐採禁止法の下で起訴に進展したことはないが、2018 年末、木材輸入業者がデューデリジェンス

²³² 7-6-1-2-1(3)を参照。

義務を遵守しなかったとして、12,000 豪ドル（約 97 万円）の侵害通知が出された事例がある。また、オーストラリア国内での木材の違法伐採や輸出に関連した他の連邦法の下では、多くの起訴が行われている。起訴を起こすためには明らかな証拠が必要であり、それはハードルが高い。軽微な違反（minor breach）については行政措置（ministerial sanction）があり、当局が違反通知（breach notice）を発行する。罰則（penalty）については裁判所が判断するものである。

③ 監査で明らかになった課題等

これまでの監査では、輸入者が使用しているデューデリジェンスシステムは、独自に開発したシステム、業界団体のツールキットで提供されたテンプレート化されたアプローチ、民間コンサルタントが提供するサービスの利用であることが明らかになった。さらに、コンプライアンスのレベル、デューデリジェンスプロセスの複雑さは、輸入者のビジネスの規模にリンクしていることが観察された。輸入量の大きい事業者、特に国際的に知られた企業である場合には、少量の輸入者よりもはるかに詳細なデューデリジェンスプロセスを実施している傾向があった。

監査で判明する典型的なコンプライアンス違反は、輸入者、国内加工事業者ともに次のようなものである：

- 監査のためにデューデリジェンスプロセスの提供を依頼されてから期限（28 日）内に書類が提供されない。
- 製品に関連するデューデリジェンスに必要となる情報を十分に収集していない
- 適切なリスク評価を実施していない、またはリスク評価の結果を記録していない
- 規制木材製品を輸入する前にデューデリジェンスシステムを導入していない
- 取扱っている製品が規制されていることを知らない

このように、政府ウェブサイトでガイダンスやアドバイスを提供し、普及・教育の努力をしているにもかかわらず、一部の企業は未だに義務を理解できていないということが明らかになっている。このような企業のために、デューデリジェンスシステムを監査で何が求められているのかという基礎的な事項をまとめたチェックリストを作成した。これは、何が高リスクかを示しているものではなく、デューデリジェンスシステムの重要な要素が何である必要があるかを明確にしたものになっている。

監査を実施する上では様々な課題に直面した。例えば、外国語の文書を提出されたり、不完全な情報を提供されたりした場合は、監査において提供された情報が木材の原産地を完全に示すことができているのかを判断できない。また、規制対象全体のコンプライアンスを確認するために必要と考えられる監査数は、政府で提供できるリソースに比べて非常に多いことも問題である。これは監査をリスクベースのアプローチに移行した理由でもあり、よりリスクの高いと考えられる対象に焦点を絞ることで課題に対応している。ただ、オーストラリアでは木材輸入時に樹種名を申告する必要がないため、リスクの高い木材製品を特定することが困難になる場合がある。

リスク評価方法のガイダンスを提供したことは、輸入者／加工事業者にとって有用であったと考えているが、これらは正しく理解され、正確に適用される限りにおいてのみ有用であることも明らかになった。これまでの監査において、取り扱う製品に関連するリスクを客観的に評価するのではなく、現在のサプライチェーンを維持すべき理由を正当化しようとする事業者が数多く存在していた。輸入者は、リスク評価を下げることを目的として、製品のリスクを下げる情報のみを提供しようとするのではなく、正しい情報をリスク評価で考慮することが重要である。リスク

評価のステップでは、製品のリスクを低減するのではなく、リスクを洗い出すことが重要であると考えている。

輸入者／加工事業者の多くが、意識的か無意識的かは不明であるが、リスク評価のステップにリスク低減の要素（例えばリスク評価でより多くの文書や証拠を収集する）を組み込むことで、リスク低減ステップに進むこと（もしくはリスク評価で「製品の違法伐採リスクが高い」と結論すること）を回避していることがわかった。自社製品が「高リスクである」という正式な結論に達し、その後の低減措置を実施している事例はほとんどない。しかし、リスクの高いサプライヤーから木材を調達していることが判明した輸入者の中には、低減措置を講じても「リスクは低い」という合理的な結論を出すことが困難なため、今後はその業者を利用しないと結論した事例もある。

これまで、輸入者がデューデリジェンスの一環として科学的な技術を定期的にご利用しているケースはなかった。オーストラリア国内には、デューデリジェンスで活用できる科学的技術を使ったサービスを提供している企業が少なくとも1社あることは確認している。

④税関等との協力

税関（オーストラリア国境警備隊の管轄）と農業水環境省はバイオセキュリティ関連の問題で協力することについて合意をすでに結んでおり、違法伐採禁止法のために木材輸入関連の税関データ提供については、この合意を基礎に新たな覚書を締結することで実現した。税関からのデータはリスクを重視したアプローチの実施の際に重要である。最近、よりの確な監査対象の選択のために、税関データに加え、省内のインテリジェンスを担当するチームと協力することで得られるデータやその他一般に公開されているデータを収集・分析し、違法に木材製品を輸入、加工しようとしている事業者の意図や能力を評価しようと試みてきた。このことで、リスクの高いサプライチェーンの一部について明らかにすることができている。

税関データから、誰が何をどれだけ輸入したかは把握できるが、税関申告に樹種名が含まれないため、樹種情報は分からない。

⑤国産材加工事業者に対する取り締まり

違法伐採禁止法では、輸入者と国産材を取扱う国内加工事業者を区別しておらず、デューデリジェンスの実施が義務となっている。しかし、輸入業者の数は国内加工事業者よりも圧倒的に多く、国内加工事業者のコンプライアンス率は輸入業者よりも大幅に高いことを踏まえ、オーストラリア政府はこれまで輸入業者に焦点を当ててきた。

国内加工事業者に関連した課題は、違法伐採禁止法の認知を高めることである。輸入者は税関申告の際に毎回、地域社会保護の質問(CPQ)に回答する必要があり、違法伐採禁止法によるデューデリジェンス義務の存在を知ることができるが、国内加工事業者に対してはこのような機会がない。

7-6-1-2-3 違法伐採禁止法・規則のレビュー

オーストラリア政府は、違法伐採禁止法と違法伐採禁止規則のレビューをすでに2回実施している(表7.15)。最初のレビューは、デューデリジェンス要件が中小企業に過度な負担を与えているという業界からの意見に対応するために、違法伐採禁止規則が中小企業に与える影響を調査したものである。もう1つは、違法伐採禁止法の中で、最初の5年間の運用のレビューの実施ができる(違法伐採禁止法第84条)とされていることに基づき、この法律が政策目標の達成度合いがレビューされた。本章では、オーストラリア政府が実施した、これらのレビューの過程と結果を概説する。

表 7.15 オーストラリアの違法伐採禁止法・規則の見直しに関する年表

| | |
|---------|--|
| 2012/11 | <ul style="list-style-type: none"> 違法伐採禁止法制定 |
| 2014/11 | <ul style="list-style-type: none"> 違法伐採禁止法施行 違法伐採禁止規則(デューデリジェンス要求事項)発効 |
| 2015 | <ul style="list-style-type: none"> 独立レビュー「違法伐採禁止規則が中小企業に与える影響報告書」発行(民間委託) 「規則の影響に関する声明」の発行を約束 |
| 2017 | <ul style="list-style-type: none"> 「規則の影響に関する声明:違法伐採禁止規則の改正」発行 違法伐採禁止規則の改正案を国会に提出 |
| 2018 | <ul style="list-style-type: none"> 上院で改正案否決 違法伐採禁止法の「最初の5年間の運用の法定レビュー」発行 「違法伐採遵守計画」発行 ソフトスタート・コンプライアンス期間が終了し、違法伐採禁止法の本格実施開始 |

7-6-1-2-3-1 独立レビュー:違法伐採禁止規則が中小企業に与える影響

オーストラリア政府は、民間コンサルタントであるKPMG社に違法伐採禁止規則の影響に関する独立した第三者レビューを委託し、2015年に報告書「違法伐採禁止規則が小規模事業者に与える影響に関する独立レビュー(Independent review on the impact of the illegal logging regulations on small business)」が公開されている²³³。このレビューは、違法伐採禁止規則で定められた輸入木材製品に対するデューデリジェンス要件が中小企業に与える影響に焦点を当て、デューデリジェンスの実施に伴う中小企業のコストと違法伐採された木材がオーストラリア市場に流入するリスクとの間でバランスが取れていないことを指摘し、規則の修正の必要性を低減している。報告書の概要を簡略的にまとめた。ここで示す情報は引用のない限り、上述の報告書の

²³³ Department of Agriculture (2015) Independent review on the impact of the illegal logging regulations on small business. (<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/independent-review-impact-illegal-logging-regulations.pdf>)

情報に基づいている。また、この報告書は、違法伐採禁止規則が発効した翌年に公開されたものであり、非常に早い段階での評価となっていることに留意する必要がある。

(1) 背景

このレビューは、デューデリジェンスの細則を定めた違法伐採禁止規則発効後1年で実施されている。その理由は、規制対象業界の一部から、デューデリジェンス要件が中小企業に過度な負担を強いているという声が上がったことに対処するために実施したとのことである（オーストラリア政府インタビュー）。違法伐採禁止規則は、規制対象製品（木材製品、パルプ製品、紙製品、家具）を輸入するすべての事業者（委託品の合計金額が1,000豪ドル（約8万円）を超える場合）がデューデリジェンスの実施を求めている。この条件に従えば、実際に規制対象となる企業は毎年17,000以上となる可能性があり、多くの中小企業が含まれることになる。中小企業にとっては、デューデリジェンスを実施するためのコスト（コンプライアンスコスト）は大きな負担となる可能性があり、中小企業のコンプライアンスコストと違法伐採材が国内に流入するリスクを低減する効果との間で適切なバランスが取れているかを検討する必要があると考えられた。

(2) レビュー項目

① 規制対象における中小企業の役割

- 2012年のデータによると、規制対象事業者の60%近くが「零細」または「小規模」に分類され、これらの事業者が輸入する規制対象製品は全体の約20%に過ぎない。
- 零細・小規模企業は、中・大企業に比べて木材や家具製品を輸入している割合が高い。
- 現行の規制の下では、約10,000社の零細・小規模事業者が1,000豪ドルの個人委託の閾値の対象となっているが、閾値を年間75,000豪ドルに変更した場合、デューデリジェンス要件を遵守する必要がある零細・小規模事業者が約8,000社減ることになる。同様に中・大規模事業者のうち、約3,100社が1,000豪ドルの個人委託の閾値を超えていたが、年間75,000豪ドルに変更すると約2,000件減少することになる。

表 7.16 規制対象となった事業者数

| 事業者の年間売上高 | 事業者数 | 事業者数の比率 | 輸入製品量（金額） （百万豪ドル） | 輸入製品量（金額）の比率 |
|--------------------|--------|---------|----------------------|--------------|
| 零細（200万豪ドル以下） | 6,633 | 38% | 344 | 6% |
| 小規模（200万～1000万豪ドル） | 3,426 | 20% | 731 | 13% |
| 中・大規模（1000万豪ドル以上） | 3,108 | 18% | 4,444 | 77% |
| 不明 | 4,087 | 24% | 126 | 2% |
| 合計 | 17,254 | 100% | 5,784 | 100% |

② 違法伐採禁止規則の違法伐採された木材製品の流入減少への効果

- 現行の規制が違法木材流入のリスクの低減に貢献していることを示すいくつかの証拠が確認されたが、ソフト・コンプライアンス期間のデータに基づくため、企業はまだコンプライアンスのための準備が完了していない可能性がある。証拠の具体例は：
 - 輸入業者は、オーストラリアに入ってくる規制対象製品の77%税関申告時の地域社会保護の質問（CPQ）に「はい」と回答した。
 - インタビューした企業の14%は、規制についての知識があるとはいえ限られており、デューデリジェンス活動を行っていない。
 - インタビューした企業の36%が、規制には十分に精通しているが、現在のデューデリジェンスプロセスは不十分であると評価している。
 - インタビューした65社のうち、7社がデューデリジェンスの結果としてサプライヤーを変更し、1社が特定の製品の輸入を停止した。
- 現行の規制では、ほぼすべての木材製品が規制対象となっている。これは公平であると考えられると同時に、コンプライアンスコストを吸収する能力が企業（特に事業規模）によって異なる可能性を無視している。
- 一方で、零細・小規模事業者はサプライチェーンが複雑な家具製品の輸入比率が比較的高く、違法伐採された製品のオーストラリア市場へのシェアに貢献している可能性が高い
- 違法伐採された木材製品の流入減少への効果の観点から、中小企業を配慮した変更が効果的かどうかを判断することは現状困難であり、違法伐採製品がオーストラリアに流入するリスクの要因のさらなる分析が必要。
- 欧州連合（EU）、米国、その他貿易に影響を与える国際的なイニシアティブの実施や、リスクの高い原産国での施行を改善するための様々なイニシアティブなど、様々な補完的な措置の効果に影響されるため、規制の最終的な影響を評価すること困難である。これらの措置は様々な参加者による市場行動の変化を意図したものであるため、たとえ完全に実施されたとしても、オーストラリアが実施したものを含め、一つの措置の影響を分離することは不可能な可能性がある。

③コンプライアンスコストと違法伐採製品流入リスク低減のバランスの適切性

- サンプル調査によって、コンプライアンスに費やす時間が推定され、コンプライアンスコストが算出された²³⁴。デューデリジェンスシステム導入にかかったコスト（規則の勉強、研修参加、サプライヤーへの連絡、システムの構築）と、継続的に発生する年間のデューデリジェンスシステム運用コスト（サプライヤー情報の年次チェック、新規仕入先・製品の情報収集）が表7.17と表7.18にそれぞれ提示されている。
- 事業規模の拡大に伴ってデューデリジェンスシステム導入コストが増加する傾向にあるのは；
 - 大企業ほど規制に精通しているため、アーリーアダプターになる可能性が高く、したがって、コスト負担をより早く経験する。小規模企業はこれからコストを負うことになる。
 - 製品量/委託量が多い企業は、輸入される大量の製品を捕捉するために、より洗練され

²³⁴ 本項で使用する「コスト」とは、それに費やす時間から推定されたものである。

たデューデリジェンスシステムを設定する必要がある。大企業の「委託品／製品あたり」のコンプライアンスコストは、中小企業のそれよりも大きくないか、あるいは低いかもしれない。

- 多くの企業は、コンプライアンスコストのほとんどすべてがデューデリジェンスシステム導入コストとして発生すると考えているようで、デューデリジェンスシステム運用コストをゼロと回答していた。特に小規模企業は、デューデリジェンスシステムを維持するための追加的なコストは必要ないとする傾向がある。一方、運用コストをゼロと回答した大規模企業は、2014年11月30日以前に、規制の要件を満たすと考えられる既存のシステムを既に導入していたためである。
- 規制を熟知している企業のコンプライアンスコストが高くなるという傾向から、企業が規制に精通するにつれて、デューデリジェンスの取り組みを強化する必要性を認識することが示唆される。
- 業界全体のデューデリジェンスシステム導入に費やす推定コストは、2,000万豪ドル台、システム運用に費やす推定コストは、年間200万豪ドル台と推定された。サンプルサイズが小さく、実施の初期段階にあることを考えると、これらの推定値はあくまでも指標であり、注意して使用する必要がある。

表 7.17 デューデリジェンスシステム導入にかかったコスト（時間）

| 年間売上高 | サンプル数 | コストの中央値と範囲 (単位：時間) | 規制を熟知している企業数 | 規制熟知した企業のコストの中央値と範囲 (単位：時間) |
|-------------------|-------|-----------------------|--------------|--------------------------------|
| 0～200万豪ドル | 11 | 3 (0-115) | 1 | 0 (0) |
| 200万豪ドル～1,000万豪ドル | 18 | 13 (0-193) | 4 | 93 (4-193) |
| 1000万豪ドル以上 | 25 | 88 (0-1,016) | 15 | 200 (0-1,016) |

表 7.18 年間のデューデリジェンス実施にかかるコスト（時間）

| 年間売上高 | サンプル数 | コストの中央値と範囲 (単位：時間) | 規制を熟知している企業数 | 規制熟知した企業のコストの中央値と範囲 (単位：時間) |
|-------------------|-------|-----------------------|--------------|--------------------------------|
| 0～200万豪ドル | 11 | 0 (0-120) | 1 | 0 (0) |
| 200万豪ドル～1,000万豪ドル | 17 | 0 (0-120) | 4 | 40 (4-193) |
| 1000万豪ドル以上 | 25 | 9 (0-2,086) | 15 | 40 (0-1,016) |

(3) 提言

- 政府は、同規則の個別委託額の閾値を1万豪ドルに引き上げるべきである。これにより、多

くの企業がデューデリジェンスシステムを開発する必要がなくなるため、コンプライアンスコストを大幅に削減することができる。

- 国内産原木は、適切な認証を受けた供給者から供給されているか、関連する国や州の特定ガイドラインで必要とされている書類がすべて揃っている場合は、追加のデューデリジェンス要件を課すべきではない。現行の追加の情報収集やリスク評価の要件は、それに見合うだけの利益を得ることなくコストを増加させる。
- 政府は、規制対象事業者が規制に準拠しているかどうかを評価するために、罰則なしの自主的な監査を実施すべきである。これにより、「規制対応のために行った努力が実際に規制の要件を満たしているのか」という事業者が有する懸念を一部解消できることになる。この情報をより広範な規制対象事業者に伝えるためには、自主的な評価を通じて特定されたデューデリジェンスの実践的なアプローチに関する情報を、個人が特定されない形で公表することが重要である。
- 政府は、追加の国別ガイドラインの策定を急ぐべきである。これにより、事業者は、主要な貿易相手国に所在するサプライヤーから情報を収集する際に、何が期待されているか、あるいは「合理的に実用的」と考えられるかについて、より多くのガイダンスを得ることができるようになる。オーストラリア政府が重点的に取り組むべき国は、中国（最優先）、米国、タイ、ドイツ、韓国、そしてガイドラインの迅速化に意欲的な「リスクの高い」国である。
- オーストラリア政府は、より良い、よりのめを絞ったガイダンスやトレーニング・ワークショップの開発に資金を提供すべきである。

(4) 独立レビューに対する政府の対応

独立レビューに対し、オーストラリア政府は「違法伐採禁止規則が小規模事業者に与える影響に関する独立レビューに対する政府の対応（Government response to the ‘independent review of the impact of the illegal logging regulations on small business’）²³⁵」という文書を公開している。この文書の中で、政府はレビューを踏まえて検討し、規制影響評価書（RIS）の作成を行い、法規制の改革を実施するとしている。また、RISの進捗と規制の改正の実施には時間がかかることと、デューデリジェンス要件に対する理解を広める必要性を考慮し、現行の18ヶ月間の「ソフトスタート」遵守期間（本来2016年5月に終了予定）を延長するとした。

(5) 規制影響に関する声明の公表

2017年、オーストラリア政府は、「違法伐採禁止規則の改正」と題した、規制影響に関する声明(Regulation Impact Statement, RIS)を公表した²³⁶。これは、違法伐採禁止規則が定めたデュー

²³⁵ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/government-response-independent-review-impact-illegal-logging-regulations.pdf>

²³⁶ Australian Government 2017, Reforming Australia's illegal logging regulations - Regulation Impact Statement, Department of Agriculture and Water Resources. (https://ris.pmc.gov.au/sites/default/files/posts/2017/12/reforming_australias_illegal_logging_regulations_-_regulation_impact_statement.pdf)

デリジェンス義務を遵守するための企業や個人のコストを最小化するために、農業・水資源省が策定した提案である。この文書の概要を紹介する。

①どの様な問題に取り組んでいるのか？

違法伐採禁止法では企業や個人が「規制木材製品」輸入したり、国産原木を加工したりする前に、デューデリジェンスの実施を義務付けている。その詳細は違法伐採禁止規則に定められている。法律の施行以来、規制対象となった事業者の一部から、デューデリジェンス要件があまりにも大きな規制上の負担を強いることに懸念が表明され、関連するコストを最小限に抑えるために合理化することが提案された。

②なぜ行動が必要なのか？

当局は、規制のデューデリジェンス要件を遵守するためには、規制対象事業者に年間約 2820 万豪ドルのコストがかかると試算している。規制改革を実施しない場合、2015 年には約 19,522 社の輸入業者と 300~400 社の国内加工事業者が、デューデリジェンス要件を遵守しようとする際に、不必要な複雑さとコストに直面する可能性がある。

③どのような政策オプションが検討されたのか？

RIS では、6 つの規制オプションについて、政府が検討し判断した結果を示している（表 7.19）。

表 7.19 検討された政策オプションと政府の判断

| 検討された政策オプション | 政府の判断とその理由： |
|--|---|
| <p>オプション 1：現状維持 規制対象事業者は、既存のデューデリジェンス要件を引き続き遵守する義務を負うことになる。</p> | <p>望ましいオプションではない</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状のままでは、デューデリジェンスの実施に伴う規制上の負担と違法伐採された木材がオーストラリア市場に流入するリスクとの間で最適なバランスが取れていない 輸入業者や国内加工事業者は、デューデリジェンスの要件を満たそうとする際に、不必要な複雑さとコストに直面する可能性がある。 |
| <p>オプション 2：委託価格の閾値の変更 委託金額の閾値を現行の 1000 豪ドルからより高い閾値レベルに引き上げることで、規制対象の委託品と輸入業者の総数を減らすことになる。</p> | <p>望ましいオプションではない</p> <ul style="list-style-type: none"> 両方の選択肢を実施することで、年間最大 1,130 万豪ドルの規制に関するコストの削減につながる可能性がある 違法に伐採された木材や木材製品がオーストラリア市場に出回るリスクを高める可能性がある 規制対象のままとなる事業者、国内加工 |
| <p>オプション 3：規制の適用範囲から「個人的な」輸入を除外</p> | <ul style="list-style-type: none"> 規制対象のままとなる事業者、国内加工 |

| | |
|--|--|
| <p>個人使用のために木材製品を輸入する者がデューデリジェンスを行う必要を排除する。</p> | <p>事業者の規制負担は変化せず、不公平感をもたらす</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入業者にのみ利益をもたらすものであり、国内の加工事業者には利益がない |
| <p>オプション4：木材合法性枠組に対する「みなし遵守」の取り決め 特定の木材合法性枠組に対して「みなし遵守」の取り決めを設けるものであり、これにより、枠組を利用する企業や個人のデューデリジェンスプロセスに関連するステップの一部が削除されることになる。</p> | <p>推奨されるオプションである</p> <ul style="list-style-type: none"> FSC や PEFC の認証を受けた木材製品を輸入・加工する事業者のデューデリジェンス要件を合理化する 輸入者と国産原木加工事業者の両方の規制に関するコストの削減になる 違法伐採された木材がオーストラリア市場に流入するリスクを大幅に増加させることはない |
| <p>オプション5：国別ガイドライン(CSGs)及び州別ガイドライン(SSGs)に対する「みなし遵守」の取り決め デューデリジェンス義務を満たすためにCSG や SSG を使用する企業や個人のためのステップの一部を削除する「みなし遵守」の取り決めを確立するものである。</p> | <p>望ましいオプションではない</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の製品に特惠待遇を導入することによって貿易の流れをゆがめ、オーストラリアの広範な貿易関係を混乱させる可能性がある 低リスク国の選定はオーストラリアの国際貿易における義務との矛盾を招く可能性がある |
| <p>オプション6：低リスク国に対する「みなし遵守」の取り決め 違法伐採の「低リスク」と評価された国から木材や木材製品を輸入する輸入者のためのデューデリジェンスプロセスに関連するいくつかのステップを削除する「みなし遵守」の取り決めを確立するものである。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 大幅な規制上のコスト削減につながるかどうかは不明 |

④これらの選択肢についてのどのようなコンサルテーションがなされたのか？

2016年11月に、政府はコンサルテーションのための資料を公表し、2017年1月上旬まで6つの規制オプションについてのフィードバックを受け付けた、規制対象事業者、業界団体、環境非政府組織(NGO)、認証機関、外国政府から合計46件の文書の提出があった。文書を提出した組織のリストもこの文書の付録に掲載されている。

⑤政府はどのようにして推奨オプションを実施し、評価するのか？

政府は、規制の改正手続きを進め、推奨されるオプションを実現する。また、FSC および PEFC の管理機関と協力して、改正された規則の下での認証の利用方法に関する改善されたガイドダンスを開発する。また、規制対象事業者が改正と改正されたデューデリジェンス要件をどのように遵守することができるについての認識を高めるための教育とコミュニケーションプログラムを実施する。推奨オプションの有効性と効率性の評価は、違法伐採禁止法の通常の管理の一環として行われる。

(5) 規制改正の結果

2017年10月下旬、2018年1月1日から開始する規制改正案のパッケージが国会に提出された。この改正案を導入するにあたり、政府はソフトスタート・コンプライアンス期間が2018年1月1日に終了することも発表し、これに伴い、デューデリジェンス要件を遵守していなかった企業や個人は、多額の罰金を科される可能性が発生することとなった。しかしながら、最終的には2018年2月8日、規制改正案はオーストラリア議会上院で否決されたため、木材合法性枠組に対するみなし適合の規則の導入は見送られた²³⁷。その理由の1つは、森林認証制度は必ずしも合法性を担保するものではなく、みなし適合とするのは問題があるという意見があったためである（オーストラリア政府インタビュー）。

7-6-1-2-3-2 違法伐採禁止法の法定レビュー

違法伐採禁止法の最初の5年間の運用のレビューは、2018年11月29日までにオーストラリア政府の担当大臣に提供されることが義務付けられ、レビューの結果をまとめた「違法伐採禁止法の法定レビュー報告書（Statutory Review of the Illegal Logging Prohibition Act 2012）²³⁸」が2018年11月に公表された。この報告書は、違法伐採禁止法と関連する違法伐採禁止規則が政府の政策目標をどの程度達成したかを評価している。また、運用開始から5年間に遭遇した運用上の問題点を明らかにし、同法の運用を改善するための潜在的な選択肢を特定している。しかし、現在は、法律の安定性が必要であることを考慮して、法律の修正までは追求せず、さらに5年後より実質的な情報が得られてから再検討をすることを提案している。本項では、法定レビュー報告書の概要をまとめた。

(1) なぜ違法伐採禁止法が導入されたのか？

違法伐採禁止法は、「オーストラリアにおける違法伐採された木材製品の輸入・販売を制限することで、違法伐採が環境、社会、経済に与える有害な影響を低減する」ことを目的としている。法定レビュー報告書では、まず、なぜ同法が導入されたのかを振り返ることで、同法の役割や意義を明確にしている。

²³⁷ Australian Government (2018) 前掲

²³⁸ Australian Government (2018) 前掲

木材に関連する違法行為は、先進国、発展途上国を問わず世界中で発生しており、天然林、植林地、熱帯林、温帯林、北方林など、あらゆる種類の森林生態系で発生している。その違法行為の背後にある主な動機は利益である。違法伐採業者は、政府や伝統的な所有者へのロイヤリティの支払い、伐採管理の遵守にかかるコスト、人件費、その他の正当なコストなど、持続可能な林業経営に関連する多くのコストを回避しており、オーストラリア国内の木材価格にも悪影響を及ぼし、ビジネス上の意思決定、産業投資、収益性、オーストラリア経済の雇用に影響を及ぼす可能性がある。特に違法伐採の経済的コストについて、世界銀行の報告書を引用し、「公有地での違法伐採によって、途上国政府は年間約 50 億米ドル（約 70 億豪ドル）の収入を失っていると試算している」と記述している。

オーストラリアにおける違法伐採の影響については、既存の報告書などを引用し、次のようなことが述べられている。

- オーストラリアの木材・木材ベースの輸入のうち、最大 5 億米ドルが、アジア太平洋地域で伐採された違法伐採木材から供給されている可能性があるという試算がある。これは、その当時のオーストラリアの年間木材・木材ベースの輸入量の約 9.9%に相当する。
- 他の報告書でも同様推定値が報告されており、オーストラリアの木材製品輸入の 9%が違法な供給源からのものである可能性があるとし唆している。

このような事実を踏まえて違法伐採禁止法は、「合法的な木材製品の強力で競争力のある持続可能な国際貿易を促進すると同時に、違法伐採による環境、経済、社会的コストの削減にも貢献」、「事業者が違法に伐採された木材をオーストラリア市場に持ち込むリスクを減らすことで、政府は違法に伐採された木材製品によってオーストラリアの林業が打撃を受けることを回避しようとしている」、「実効性のある違法伐採禁止法は、オーストラリアを違法木材の魅力的な伐採地にしないだけでなく、持続可能で合法的な木材製品の供給者として国際市場でのオーストラリアの評判を高める」と述べ、同法の重要性を明確にしている。

（２）法の影響評価

法定レビュー報告書ではデータを提示しながら、違法伐採禁止法の影響評価を試みている。主な結果は次の通りである。

①輸入加工部門への影響

同法が規制対象業界である規制木材製品の輸入業者と国産原木の加工業者にどのような影響を与えたかについては、次の点が述べられている。

- レビュー期間中に規制木材製品の輸入は持続的に増加したが、同法が輸入木材製品の価値に重大な影響を与えたかを明確にすることは困難である。
- 規制木材製品は様々な国から調達されてきた。貿易パターンの変化を同法の実施に直接結びつけることはできない。実際、レビュー期間中、「よりリスクが高い」と考えられる製品やより複雑なサプライチェーンからの調達が変化したなどの明らかな変化はなかった。これは、ソフトスタート・コンプライアンス期間の設定により、輸入業者がリスクの可能性を積極的に評価しなかったことに起因する可能性がある。

- レビュー期間中、オーストラリアで伐採された原木の量は大幅に増加した。それと同時に、オーストラリアの木材加工事業者の統合が進んだ。これに同法が与える影響は限定的であることが示唆された。

②政策目標への影響

オーストラリア政府はこの法律の実施によって、オーストラリアの木材サプライチェーンの透明性と説明責任を高めることを目指している。規制によって、違法伐採のリスクがほとんどない、あるいは全くない木材製品だけがオーストラリアに輸入されたり加工されたりすることを第一の目標としている。しかし、同法が政策目標をどの程度達成しているかを判断することは困難である。その理由は、一般的に違法な行為が表沙汰になることは少なく、影響を正確に評価するための数値の入手は困難であること、ソフトスタート・コンプライアンス期間が延長されたため、デューデリジェンス義務違反に対する取り締まりは完全に実施されなかったこと、他の国際的な違法伐採対策を含めて様々な要因が国際貿易の動向に影響するため、同法の運用だけを変化の原因とすることが困難であることなどである。しかし一方で、監査の経験などから、一部の企業が「リスクの高い」サプライチェーンを避ける行動をとっていることも確認されており、同法の完全な実施が、政策目標達成を支える可能性が高いことを示唆している

(3) 法の範囲の検討

規制対象となる木材製品の範囲を拡大し、「リスクの高い」製品を追加的に含めることは、同法の政策目標達成への貢献を高める可能性がある。しかし、同法を効果的に管理するために政府の能力を超えて規制対象製品の範囲を拡大することには問題がある。それよりは、輸入業者が義務を認識してリスクの高い行動を改善できるように、政府がより広範な輸入業者に効果的に伝えられるかどうかを検討する必要がある。

規制対象製品の多く（例：一部の家具、一部の紙製品、中密度繊維板（MDF））には、複数の、あるいは高度に加工された木材が含まれている。また、製品によっては、供給、加工、取引で異なる複数のポイントを含む複雑なサプライチェーンを持つものもある。このような製品のデューデリジェンス実施は困難な場合があり、レビュー期間中にはこのような製品のデューデリジェンスに何が重要なのかという質問が定期的に寄せられた。このような製品を規制対象から除外すべきという意見も提出されたが、法で規制される製品の重要な要素であることに変わりはなく、法の適用範囲から外されるべきではない。複雑な製品に関するデューデリジェンスを実施する輸入業者に対して、政府が期待する事項を詳細に示すことは、輸入業者がデューデリジェンスを実施するためにどのような努力をしなければならないかを明確にできる可能性がある。

(4) 法の運用経験に基づく検討

2015年3月から2017年12月までの間（ソフトスタートコンプライアンス期間中）に規制木材製品の輸入業者500社以上を対象に監査を実施した。これらの事業者は、オーストラリアへの規制木材製品輸入の約80%を占めている。監査した輸入業者の約60%が、デューデリジェンス義務の一部または全部に違反していたことが判明したが、ほとんどの場合、これらの企業は法の遵守を望んでいたが、同法を知らなかった、あるいは法律と規制の要件を遵守する方法を誤解していることが原因であった。同様に、国内の加工事業者の多くは同法を良く知っているわけでは

ないが、森林認証制度（PEFC や FSC）を適用していることや、州レベルでの森林セクターの規制や執行がしっかりしていることによって、結果的に法律を遵守していた。

輸入業者の違反の原因は次のものがある：

- 法律の無知：法律の新しさと規制対象者が様々な業界に及んでいること。規制対象者の多くは必ずしも「木材」ビジネスに従事しているわけではない。

個人・単発の輸入業者の数：これらの規制対象者は、規制木材製品を輸入した経験が乏しく、法的義務を認識していないか、法的義務を遵守するのが容易な立場にない可能性が高い。

- 罰則の欠如：罰則を適用しなかったソフトスタート・コンプライアンス期間は、一部の企業の法律への対応を遅らせた可能性が高い。
- デューデリジェンスプロセスの主観性²³⁹：一部の企業は、デューデリジェンスプロセスの主観的な性質が問題を生じることに気づいている。多くの企業は、義務のすべてを満たすシンプルなチェックリストなどを要望している。
- 勘違いや誤解：特に林業認証制度の役割について、多くの当事者が特定の文書の意味やリスクを効果的に管理する方法を理解していないことが明らかになっている。
- 海外の林業関連の法規制：外国の林業関連法規制は複雑で、国やサプライチェーンによっては、どのようなものが合法であり、合法性を証明するためにはどのような書類が必要なのかを判断するのが難しい場合がある。

このようなコンプライアンス違反を考慮して、政府は法とデューデリジェンス義務について規制対象者を教育するためのリソースを継続的に投入する必要があるだろう。政府は、ガイダンスと教育資料を開発し、ウェブサイトで公開してきたが、さらなる努力が必要である。コンプライアンス率の向上は、不注意による不遵守を規制対象者に対する教育の継続によって抑止する一方で、故意の不遵守や不遵守を繰り返す事業者に対し、罰則を適用することで達成することができる。

規制対象事業者のデューデリジェンスの支援のために、政府は国別ガイドライン(CSG)・州別ガイドライン(SSG)の提供し、これらは重要な役割を果たしている。政府は CSG の追加交渉を継続し、CSG と SSG を最新の情報に更新する活動を継続するべきであり、そのための法律の修正は必要になるかもしれない²⁴⁰。

（５）法の改善の機会

今回のレビューでは、政策目標の達成のために違法伐採禁止法を修正・改善する潜在的な可能性を明らかにしたが、法律・規則の変更は、同法の全体的な運用に悪影響を及ぼさないように、また、オーストラリアの輸入・加工コミュニティに不当な負担を与えないように、慎重に検討する必要がある。また、規制対象業者にとっては、同法がその業務に及ぼす実際的な影響を理解するために、法律の安定性と確実性を保つ期間が必要であることにも留意する必要がある、法律を一定期間変更せずに維持することが必要であろう。将来の期間（例えば、ソフトスタート終了後

²³⁹ 主観性については、7-6-1-2-2(2)にも述べられている。

²⁴⁰ 法律では、これらのガイドラインの更新については定められていない。

5年間)を対象とした同法のレビューは、この見直しで特定された潜在的な課題をより実質的に検討できる可能性がある。

7-6-2 民間のリスク低減に係る取組みの実施事例

オーストラリアの違法伐採禁止法に関連して、業界団体や民間企業がどのような対応、取り組みを実施しているのかについてインタビュー調査を行った。オーストラリア政府に民間企業、業界団体、企業の紹介を依頼した結果、業界団体の Australian Timber Importers Federation (ATIF) と民間コンサルタントの Stephen Mitchell and Associates (SMA)社とのオンラインでのインタビューを調整いただいた。インタビューは2020年12月に、上記2社同時に実施し(各団体から担当者1名ずつ参加)、オーストラリア政府担当者も同席した。本章で示す情報は、特に記載がない限り、インタビュー調査で得られた情報である。

7-6-2-1 インタビュー結果概要

実施したインタビュー調査で得られた結果の中から、違法伐採禁止法の規制対象となっている民間輸入業者がリスク低減を含めたデューデリジェンスをどのように実施しているかに関わる情報をまとめた(表7.20)。

表 7.20 インタビューから得られた民間輸入業者のデューデリジェンスの実施に関する情報の概要

| デューデリジェンスのプロセス | 民間輸入業者の対応 |
|----------------|---|
| デューデリジェンスシステム | <ul style="list-style-type: none"> ● 会員企業は、ATIFが開発したデューデリジェンスツールを業種や輸入元、取り扱い製品を考慮して独自化したシステムを構築している(A) ● 事業者が使用しているデューデリジェンスシステムは様々。独自に開発、政府のテンプレート使用、公開ツールをそのまま使用など(S) ● 輸入者が使用しているデューデリジェンスシステムは、独自に開発したシステム、業界団体のツールキットで提供されたテンプレート化されたアプローチ、民間コンサルタントが提供するサービスの利用(G) |
| ステップ1 情報収集 | <ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集はサプライヤーに依存することになるため、サプライヤーがオーストラリアの法律を理解し、必要情報を提供してもらう必要がある(A) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認証材の場合でも、証書と製品がきちんと紐づけられた形で書類が準備される必要があり、それをサプライヤーが理解する必要がある(A) ➢ サプライヤーが必要情報を適切に準備できるよう、質問紙等テンプレートを準備している(A, S) ➢ サプライヤーを訪問し、法律の理解やコミュニケーションを促進している(A) |

| | |
|------------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● サプライヤーとの信頼関係がないと、必要な情報収集が困難になることあり (S) ● サプライヤーの情報の機密性が情報収集を困難にすることあり (S) ● 樹種名を把握することが困難(A) |
| <p>ステップ2 リスクの特定と評価</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● ATIF 会員企業はリスク評価に困難を感じている (A) ● ATIF はリスク評価を伐採国の CPI (腐敗認識指数) から始めることを推奨している(A) ● 熱帯国・中国は経験上、評価が困難 (A) ● 家具や紙袋は経験上、困難 (S) ● 認証スキームを通じて木材の一貫した管理体制を証明できる FSC や PEFC を利用することで、輸入者は合法的に木材が調達されたことをさらに確実にすることができる (G) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 紙などの非常に複雑なサプライチェーンを持つ製品を扱う輸入者にとっては、認証スキームを利用することで比較的簡単にリスク評価ができる (G) ➢ サプライチェーン情報を提供するようサプライヤーに強制する力がないかもしれない小規模事業者にとって森林認証材は特に重要になる(G) ➢ 森林認証材であっても、他の情報を照会し評価する必要がある。例：違法な木材を扱っている認証された業者に関する NGO の報告はリスク評価で考慮されることが求められる (G) ● 製品のリスクを低減するのではなく、リスクを洗い出すことが重要。現在のサプライチェーンを維持すべき理由を正当化するための情報だけでは不十分で、正しい情報をリスク評価で考慮することが重要(G) |
| <p>ステップ3 リスク低減</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● ATIF 会員企業は、リスク低減をリスク評価よりも困難に感じている(A) ● サプライヤーを訪問し、追加情報を収集することは有効(A, S) <ul style="list-style-type: none"> ➢ サプライヤーと上流のサプライチェーンを訪問 (S) ➢ 伐採地までサプライチェーンをたどることが |

| | |
|----------|---|
| | <p>できないこともある (S)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サプライヤーの変更、製品の変更 (例：認証材に変更) は頻繁に行われている (A, S) ● 低減措置を講じても「リスクは低い」という合理的な結論を出すことが困難なため、今後はその業者を利用しないと結論した事例あり (G) |
| ステップ4 記録 | <ul style="list-style-type: none"> ● ATIF のデューデリジェンスツールでは、監査で提出できる記録のためのテンプレートが準備されている (A) ● 政府が提供するテンプレートを使用している企業も多い (S) |

(A)：ATIF からの情報、(S)：SMA 社からの情報、(G)：政府からの情報²⁴¹

7-6-2-2 インタビュー結果詳細：オーストラリア木材輸入業者連盟

①ATIF の概要

ウェブサイト²⁴²の情報によると、Australian Timber Importers Federation (ATIF、オーストラリア木材輸入業者連盟) は、40 年以上前に設立され、オーストラリアの木材輸入・卸売業界の利益を代表する団体で、約 50 社の会員企業を有する。ATIF は、業界に関連する政策や法律、税関や国境保護、貿易問題などの連邦政府が管轄する問題について、木材輸入・卸売業者の活動を調整する責任を負っている。また、一般的なマーケティング、研究・技術革新開発、海運、港湾サービス、産業界への働きかけなど、他の様々な問題にも関与している。ATIF は木材が貴重で再生可能な資源であることを認識しており、そのための最良の林業施業を支援している。さらに、オーストラリア政府と協力して合法的な森林経営から木材と木材製品を輸入する方針を実現し、供給国における違法伐採と関連活動を排除することを約束している。ATIF では、次のような合法的な木材調達に関する倫理コードを定めており、会員に対し遵守を求めている²⁴³。

ATIF 会員は、合法で管理の行き届いた森林や植林地から木材や木材製品を調達します。ATIF 会員は、自分たちが扱う木材が合法的で管理の行き届いた森林からのものであることを保証するためには、森林と加工過程の独立した認定が最も有用な手段であることを認識しています。

ATIF のメンバーは、サプライヤーやサプライヤー国のその他の利害関係者との取引を通じて合法性を確認できるプロセスを開発し、その採用を奨励します。合法的な木材と木材製品の証拠には、以下のものが含まれます。

- 木材が原産国の法律に従って伐採されたことを証明する書類。
- 伐採された木材が、供給国政府が承認した森林管理システムおよび／またはコードに準拠していることを証明する書類。
- 認められた森林管理または認証スキームおよび／または第三者認証スキームに準拠している

²⁴¹ 詳細は 7-6-1-2-2 参照。

²⁴² <http://atif.asn.au/>

²⁴³ <http://atif.asn.au/code-of-ethics/>

ことを証明する文書。

②ATIF の違法伐採禁止法に関連する活動

ATIF の会員は、オーストラリアが輸入する HS コード 44 類の約 9 割をカバーしている。ATIF は 2012 年に政府の支援を受け、デューデリジェンスツールキットを開発した。これは政府のウェブサイトで公開されている²⁴⁴。国内各地で、輸入業者・通関業者などを対象にした、デューデリジェンスの理解を深めるトレーニングセミナーを開催してきた。会員に対して、デューデリジェンス要件や政府の監査で確認される書類についてアドバイスしたり、各企業のデューデリジェンスシステムの構築の支援を行ったりしている。また、デューデリジェンス関連の会員の理解・解釈が正しいかを政府に確認することも行う。会員は、デューデリジェンスに関して困ったことがあった場合は、ATIF に連絡してくるので、それに対して対応を行っている。ATIF は会員が信頼性のあるデューデリジェンスの実施を支援している。

違法伐採禁止法は、国内事業者には大きなコストを生じさせている。特に小規模な事業者（ATIF の会員ではない）にとっては困難で、法律の見直しが必要と考えている。一方、ATIF の会員の多くは大企業で、現在は法律を遵守することは問題なく対応できており、生じるコストも吸収できている。それでも、会員企業がデューデリジェンス要件を理解するにはかなりの時間がかかり、適切なデューデリジェンスを実施するのは大変なことである。違法伐採禁止法は、企業の行動変化をもたらし、企業はサプライチェーンに注意を払うようになっている。特にジンバブエや南米の一部の国、ミャンマーなど、リスクが高いと考えられる国からの輸入については注意が必要であることが、共通認識となっている。

違法伐採禁止法は、伐採の合法性のみ考慮しており、一般的には人権等の問題も考慮すべきという考えもあるが、生産国の現状を考えれば、まずは伐採の合法性を担保するという事は理にかなっていると考えている。木材の持続可能性は重要な課題であるが、合法性とは区別して考えた方がよいと考えている。例えばインドネシアの国家的なシステムである SVLK は合法性のみを保証するシステムである。持続可能性を考慮するのであれば、森林認証が必要になる。

③会員企業のデューデリジェンスの実態

会員企業は、独自のデューデリジェンスシステムを構築しているが、そのほとんどは、ATIF のデューデリジェンスツールキットを基にしたもので、会員の業種や輸入元、取り扱い製品を考慮して独自化されている。上述したように、会員企業が取り扱うのはパネルなどの建築資材が主で、家具などに比べてデューデリジェンスシステムはシンプルである。

デューデリジェンスの難しさは、事業者の収集する情報が、サプライヤー（オーストラリアの規制対象事業者が直接取り引きする輸入先企業）から提供される情報にかなり依存していることにある。そのため、サプライヤーにオーストラリアの違法伐採禁止法を説明し理解してもらう必要があるが、小規模なサプライヤーの場合、それが困難である。例えば、デューデリジェンスを適切に実施し、政府の監査に対応するためには、個々の製品に添付されている書類と製品がきちんと紐づけられていることが重要になる。認証材を輸入した場合、認証の情報がインボイスやパッキングリストにも記載されていなければ、製品が認証材であると示すことが困難になる。このことをサプライヤーが理解し、必要な書類を準備できることが必要である。また、サプライヤー

²⁴⁴ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/importers/resources#industry-generated-guidance-materials>

には、デューデリジェンスに必要な情報をきちんと提供してもらう必要がある。ATIF は会員企業に対し、サプライヤーに適切な情報収集等の依頼を行うことを推奨しており、そのための質問状などを準備している。デューデリジェンスでは、「合理的に可能」という考え方が重要であるが、このことが合理的に信頼できるデューデリジェンスの実施につながる。サプライヤーとのコミュニケーションには、サプライヤーを直接訪問して話すことが重要であるが、現在のコロナウィルス関連の問題で、海外渡航ができない状況になっており、デューデリジェンスが困難になっている。

基本的なところでは、事業者が適切な樹種名を把握することが困難となっている。例えば、商品名として使われているタスマニアオークはオークではなく、ユーカリである。このような基本情報の把握は、デューデリジェンスに重要である。

デューデリジェンスに必要な情報収集よりも、その次のステップであるリスク評価に会員企業は苦戦している。リスク低減については、さらに困難である。ATIF は会員企業からの問い合わせに対応することで、支援を行っている。リスク評価を CPI (Corruption Perceptions Index、腐敗認識指数) から始めるのは有効である。熱帯国 (東南アジアのいくつかの国、ブラジルや南米) と中国はリスク評価が難しいと経験上感じている。

リスク低減の手法として、サプライヤーを訪問し情報を収集することは有効である。違法伐採法とは関係がないが、最近ロシアからオーストラリアの建築基準を満たさない木材が送られるという問題が発生しており、このような問題を解決するためには、現地のサプライヤーを訪問し彼らをサポートする必要があるが、コロナウィルス感染拡大の問題で実施できず困っている状況であり、違法伐採法への対処 (リスク低減) としてもサプライヤー訪問ができない状況は問題であると認識している。サプライヤーが要求にきちんと対応できないようであれば、サプライヤーを変更してリスクを低減することも頻繁に行われている。また、認証材への変更も有効なリスク低減手段である。

7-6-2-3 インタビュー結果詳細：Stephen Mitchell and Associates 社

①SMA 社の概要

Stephen Mitchell and Associates 社 (SMA 社) は民間のコンサルタントで、5 年ほど前から事業を行っている。次の 3 分野のサービスを提供している²⁴⁵。

循環型経済とリサイクル：産業界が廃材や木材製品の市場にアクセスしたり、廃棄物やリサイクルに関する規制を遵守するサポートの提供、循環型経済と製品スチュワードシップの原則に基づいた戦略的かつ実践的なアドバイスを木材製品メーカーやサプライヤーに提供したりしている。

違法伐採規制：木材、紙、木製家具の輸入業者が、違法伐採禁止法および関連規則のデューデリジェンス要件に違反するリスクを低減するためのサポートを提供している。

製品の環境的検証：環境配慮製品宣言や持続的な建築物の格付けスキームを通じて、競合他社に先駆けてより多くの市場へアクセスすることを支援している。

代表の Stephen Mitchell 氏は、この分野で 20 年以上の経験を有し、違法伐採対策の分野では、150 社以上にトレーニングの提供やデューデリジェンスの支援を行ってきた。EU や米国の違法伐採対策の調査経験があり、それを基に ATIF のデューデリジェンスツールキットの開発に

²⁴⁵ <https://www.smassociates.com.au/>

も携わり、オーストラリア政府にも協力してきた経験がある。また、FSC・PEFC 認証の検査官でもある。

②SMA 社の違法伐採禁止法に関連する活動

SMA 社の違法伐採禁止法関連のサービスは、木材、ベニヤ、合板、紙製品、木製家具の輸入業者がコンプライアンス違反のリスクを低減するために、政府のガイダンスや業界のベストプラクティスに従った独自の体系的なアプローチによる実用的なサービスを提供することで、シンプルなテンプレートを使用したデューデリジェンスシステムの確立と維持、サプライヤーからの情報収集・リスク評価・低減手段の準備などを行っている。例えば、各種テンプレートは、顧客の事業にあわせてカスタマイズを行っている。また、カナダ、チリ、中国、マレーシア、インドネシア、EU、米国、ニュージーランド、ベトナムを含むすべての国からの輸入品のためのデューデリジェンス手続きを開発している。このほか、リスク評価等で生じた問題に対する専門的なアドバイス提供や、政府の監査への対応準備の支援も行っている。

違法伐採禁止法関連のデューデリジェンスのコンサルタントサービスを実施している企業はそれほど多くなく、5、6社ではないかと認識している。法律事務所や通関業者が行っていることもある。中には、ATIF のツールをコピーして提供しているだけのところもある。

違法伐採禁止法については、業界のコスト負担の問題があるが、それ以外には大きな問題はないと考えている。政府は国別ガイドラインなどを整備しており、事業者の助けになっている。違法伐採問題はこれまで木材関連業界に悪いイメージを与えることでマイナスの影響を与えてきたが、この法律があることでそれを回避することができている。この法律は伐採の合法性に焦点を当てており、持続可能性について定めているわけではないが、合法性は持続可能性を考慮する入口となっていると考える。

SMA 社では中小企業に接する機会が多いが、非常に熱心に取り組んでいる企業から、全く何もしていない企業まで様々である。家具業界では小規模事業者が多く、まだ法律を遵守できていない企業が多い。家具のデューデリジェンスは複雑で大変な作業であることも原因だろう。遵守のための作業を熱心に行っている会社と何もしていない会社との間の競争は懸念事項である。政府は監査をしっかりと行っていくべきだと考えている。

③民間企業のデューデリジェンスの実態

事業者が使用しているデューデリジェンスシステムは様々である。インターネットで検索した自由にダウンロードできる海外のツールをそのまま使っていたりもする。政府のウェブサイトにはかなりの情報やテンプレートが公開されており、事業者の役に立っていると考えている。大手企業の場合は独自のデューデリジェンスシステムを開発している。SMA 社は、クライアントの事業者にあわせた、シンプルなデューデリジェンスシステムの提供を行っている。通関業者も含め、デューデリジェンスで問題を抱えている企業が顧客で、紙袋を輸入する企業、一つの製品に複数の異なる木材が含まれていて違法リスクが高いと考えられる家具を輸入する企業にサポートを提供している。SMA 社ではサプライヤーへの質問票やレターをツールとして準備している。最近では、Eメールで不明点を問い合わせることが多く、便利になった。これらの企業のために特定の製品に適用できるテンプレートを作成したり、実際のリスク評価（サプライヤーへの連絡などを含めて）を行ったりしている。事業者が認証材を使った製品を輸入している場合は、木材合法性枠組があるためデューデリジェンスは簡単である。しかし家具や紙袋などのデューデリジェンスはとても複雑となり手間がかかる。

リスクの低減措置としては、まずは追加的な情報収集を行う。サプライヤーを訪問し、加工工場や、場合によっては伐採サイトを一緒に訪問することは効果的である。しかし、紙袋のような製品は、製紙工場を訪問することはできても、伐採サイトまでたどることはほとんど不可能である。ベトナムから輸入された家具についても、伐採地の情報を入手するのが困難であった。現地の間屋までたどり着けても、その先の情報を入手することが難しかった。このような場合は、認証材を使った製品に変更するしかないと考えている。サプライヤーの変更も一般的にリスク低減の方法である。

デンマークから輸入している家具のリスク評価を実施したことがあるが、10か国以上の異なる原産国の木材が含まれており、困難であった経験がある。デンマークはEU木材規則でデューデリジェンスが義務付けられているため問題は少ないと予想したが、実際はそうではなく、そのサプライヤーは機密情報であるとして情報提供を拒んでいた。デューデリジェンスはサプライヤーの姿勢に大きな影響を受け、情報の機密性というのは障害となる。結局、サプライヤーとの信頼が重要である。情報の収集において、サプライヤーを信頼するしかないし、信頼されていないと情報を得ることができない。そして、デューデリジェンスを通じてサプライヤーとの信頼関係が向上することもある。

7-7 参考情報

7-7-1 州別の合法性確認に利用できる書類

以下の合法性関係書類は全てオーストラリア農業水環境省のサイトに掲載の州別ガイドライン²⁴⁶より複写したものである。

7-7-1-1 西オーストラリア州²⁴⁷

林産物委員会 (FPC) からの天然林木材納品書 (Native Forest Log delivery note: D-note)

Native Forest Log Delivery Note (FPC 674 (2009))

Part A: Harvesting Information - All shaded parts to be completed by Contractor before truck leaves bush landing

Date of loading _____ Time of loading _____ Date & time of unloading _____

Registration no. (e) Truck/Prime Mover _____ Trailer (A) _____ Trailer (B) _____

Source of logs (Forest Block, Operation No./Compartment & Corps) _____ **Logging operation (FPC Use Only)** Dib Block Comp. Copp.

Product species _____ Product type _____

Customer's name _____ Delivery Location _____

FPC contractor (Production) _____ Harvesting contract no. _____ Ref no. (Contractor use only) _____

Work Description (✓) Fall Extract Debark Prepare Measure Load

FPC contractor (Delivery) _____ Harvesting contract no. _____ Ref no. (Contractor use only) _____

Work description (✓) Load Debark Cart

If point of sale is bush landing, tick box Feller's ID code (s) _____

CONTRACT OF SALE NO: _____ (FPC Use Only)

Part B: Signatures - All shaded parts to be completed by Contractor before truck leaves bush landing. Customer must sign on receipt

Loader operator _____ Trunk driver _____

Customer _____ (Date _____ Time _____) Customer ref no. (Customer use only) _____

Forest Officer conducting field check _____ (Date _____) Bush Landing On Road At Mill

Part C: Log Quantity - All shaded parts to be completed by Contractor before truck leaves bush landing (if measurement applicable)

| (i) INDIVIDUAL LOG MEASUREMENT | | | | (ii) WEIGHT (see details as printed by weighbridge printer on this D/Note or on attached weighbridge docket) | | | |
|--------------------------------|------------|-----------|--------------------------|--|------------|-------------------------------|--------------------------|
| Log | Length (m) | Diam (mm) | Volume (m ³) | Log | Length (m) | Diam (mm) | Volume (m ³) |
| 1 | | | | 23 | | | |
| 2 | | | | 24 | | | |
| 3 | | | | 25 | | | |
| 4 | | | | 26 | | | |
| 5 | | | | 27 | | | |
| 6 | | | | 28 | | | |
| 7 | | | | 29 | | | |
| 8 | | | | 30 | | | |
| 9 | | | | 31 | | | |
| 10 | | | | 32 | | | |
| 11 | | | | 33 | | | |
| 12 | | | | 34 | | | |
| 13 | | | | 35 | | | |
| 14 | | | | 36 | | | |
| 15 | | | | 37 | | | |
| 16 | | | | 38 | | | |
| 17 | | | | 39 | | | |
| 18 | | | | 40 | | | |
| 19 | | | | 41 | | | |
| 20 | | | | 42 | | | |
| 21 | | | | 43 | | | |
| 22 | | | | 44 | | | |
| No. of Logs on Load _____ | | | | Total Volume: _____ m ³ | | Net Load Weight: _____ Tonnes | |

Part D: Distribution: (i) White original: FPC (via Customer) (ii) Pink duplicate: Customer (iii) Green triplicate: FPC Contractor (iv) Yellow quadruplicate: Remains in book at all times

Annotations:

- 伐採林区番号 林産物委員会の公表する伐採計画と照合することによって合法性の確認ができる
- 樹種
- 丸太のサイズ

²⁴⁶ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/processors/resources#state-specific-guidelines>

²⁴⁷ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/western-australia-state-specific-guideline.pdf>

森林産物委員会 (FPC) からのプランテーション木材納品書 (Plantation Log delivery note: D-note)

Forest Products Commission
PLANTATION LOG DELIVERY NOTE FPC 875 (2002)

S 567890

Part A: Harvesting Information - All shaded parts to be completed by Contractor before truck leaves bush landing

Date of loading _____ Time of loading _____ Date & time of unloading _____

Registration no. (s) _____ Truck/Prime Mover _____ Trailer (A) _____ Trailer (B) _____

Source of logs _____ (Plantation, Operation No. & Coupe) _____ **Terrain - F (flat) S (steep) Op-type - 1 (T1) 2 (T2) 3 (T3) C (clearfall)**

Product species _____ **Logging operation** Dis Plant On No. E/S 1/2/3/C

Customer's name _____ Product type _____ Delivery Location _____

FPC contractor (Production) _____ Harvesting contract no. _____ Ref no. (Contractor use only) _____

Work Description (✓) Fall Extract Debark Prepare Measure Load

FPC contractor (Delivery) _____ Harvesting contract no. _____ Ref no. (Contractor use only) _____

Work description (✓) Load Cart

If point of sale is bush landing, tick box

CONTRACT OF SALE NO: _____ (FPC Use Only) _____

Feller's ID code (s) _____

Felling _____ Processing _____ Extracting _____ (Contractor use only)

Part B: Signatures - All shaded parts to be completed by Contractor before truck leaves bush landing *Customer must sign on*

Loader operator _____ Truck driver _____ Customer ref no. _____ (Customer)

Customer _____ (Date _____ Time _____)

Forest Officer conducting field check _____ (Date _____) Bush Landing On Road At Mill

Check to include truck hygiene, D-Note accuracy and compliance to safety requirements

Part C: Log Quantity - All shaded parts to be completed by Contractor before truck leaves bush landing (if measurement applicable)

| (I) BIN MEASURE | | | |
|-----------------|----------------|---------------|----------------|
| Bin | Log Length (m) | Bin Width (m) | Bin Height (m) |
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |

Total Volume: _____ m³

| or (II) SCANNER MEASURE | | | |
|-------------------------|----------------|-----------|-------------|
| Bin | Log Length (m) | Log Tally | No. of Logs |
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |

No. of Logs on load _____

Net Load Weight: _____ Tonnes

or (III) WEIGHT (see details as printed by weighbridge printer on this D/Note or on attached weighbridge docket)

樹種

丸太のサイズ

Part D: Distribution: (i) White original: FPC (via Customer) (ii) Pink duplicate: Customer (iii) Green triplicate: FPC Contractor (iv) Yellow quadruplicate: Remains in book at all times

FPC18396

伐採林区番号
林産物委員会の公表する伐採
計画と照合することによって
合法性の確認ができる

COPY

S 567890

公有天然林内のサンダルウッド採取のためのサンダルウッドライセンス (Sandalwood Licence: S2 Puller's Licence)



Government of Western Australia
Department of Parks and Wildlife
Wildlife Licensing Section

Your ref: _____
Our ref: _____
Enquiries: _____
Phone: 9219 9836
Fax: 9334 0278
Email: Wildlicensing@dpaw.wa.gov.au

Dear _____

RE: Forest Products Commission Sandalwood Licence

As you would be aware, last year the former Department of Environment and Conservation, now the Department of Parks & Wildlife (DPaW), with the agreement of the Forest Products Commission (FPC) resumed the practise of issuing licences under the *Sandalwood Act 1929* (Sandalwood Act) to persons holding a FPC production contract to harvest sandalwood on Crown land.

You would also be aware that FPC has since obtained legal advice from the State Solicitor's Office (SSO) as to whether FPC sandalwood contractors needed to hold individual licences under the Sandalwood Act or whether a single licence could be issued to the FPC, with each of the contractors named on the licence as an authorised person for the purposes of the licence. The advice from SSO supported the proposal for a single licence to be issued to FPC on behalf of its contractors, with FPC being ultimately responsible for the actions of its contractors under the licence.

Following further discussions between FPC and DPaW regarding the above advice, it was agreed that a single sandalwood licence be issued in your name on behalf of the FPC for the 2013/2014 sandalwood season. As was also agreed, all current FPC sandalwood contractors have been listed on the licence as authorised persons (copy of licence _____ attached).

FPC will be responsible for ensuring that all of the conditions of the licence are complied with, including the requirement to advise DPaW of the amounts of sandalwood harvested by each FPC sandalwood contractor named on the licence. Should the total amount of sandalwood harvested exceed the FPC's quota (1350T green & 1350T dead), as occurred last season, the FPC will be in breach of it's licence.

As the licensee, it is also important that you are familiar with condition 6 of the attached licence which states, '... any person authorised under this licence must carry a copy of this licence, along with a letter from the FPC identifying them as an approved sandalwood contractor...'. Please ensure that each contractor receives a copy of the attached licence along with a letter from FPC stating they are an approved sandalwood contractor.

If you have any questions regarding this matter, please contact the A/Senior Flora Licensing Officer, _____ on (08) 9219 9832 or wildlicensing@dpaw.wa.gov.au.

Yours sincerely

for Jim Sharp
A/DIRECTOR GENERAL

17 April 2014

17 Dick Perry Avenue, Technology Park, Kensington
Facsimile: (08) 9219 6242 Teletype: (08) 9334 0548
Postal address: Locked Bag 30, Bentley Delivery Centre, Western Australia 6153
www.dpaw.wa.gov.au

cc, _____, Sandalwood Manager, FPC

13/04/2014

DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE



Department of
Parks and Wildlife



Enquiries:
Telephone:
Facsimile:

17 DICK PERRY AVE, KENSINGTON, WESTERN AUSTRALIA
08 9334 0333
08 9334 0242

Correspondence:

Locked Bag 30
Bentley Delivery Centre WA 6983

PAGE 2
NO. _____

DATE OF ISSUE 19/07/2013
VALID FROM 19/07/2013
DATE OF EXPIRY 30/06/2014

LICENSING OFFICER

LICENSEE:
ADDRESS

(_____)

ライセンスを受けた事業者の名称

DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE



Department of
Parks and Wildlife



Enquiries:
Telephone:
Facsimile:

17 DICK PERRY AVE, KENSINGTON, WESTERN AUSTRALIA
08 9334 0333
08 9334 0242

Correspondence:

Locked Bag 30
Bentley Delivery Centre WA 6103

PAGE 1
NO. _____

RECEIPT NO. AMOUNT
 \$0.00

SANDALWOOD ACT 1929
SECTION 3

SANDALWOOD LICENCE - CROWN LAND

THE UNDERMENTIONED PERSON MAY, SUBJECT TO THE TERMS AND
CONDITIONS SPECIFIED HEREUNDER AND ATTACHED HERETO,
PULL AND REMOVE SANDALWOOD FROM THE CROWN LAND
SPECIFIED ON THIS LICENCE

DIRECTOR GENERAL

CONDITIONS

- 1 THIS LICENCE IS NOT TRANSFERABLE TO ANOTHER PERSON.
- 2 THE LICENSEE SHALL COMPLY WITH THE PROVISIONS OF THE SANDALWOOD ACT 1929, THE CONSERVATION AND LAND MANAGEMENT ACT 1984, THE WILDLIFE CONSERVATION ACT 1950, AND THE REGULATIONS IN FORCE UNDER THESE ACTS.
- 3 THE LICENSEE MUST COMPLY WITH THE PROVISIONS OF THE BUSH FIRES ACT.
- 4 THE LICENSEE IS HEREBY AUTHORISED TO ALLOW FOREST PRODUCTS COMMISSION (FPC) SANDALWOOD CONTRACTORS TO REMOVE ONLY THAT SANDALWOOD TO WHICH THEIR FPC CONTRACTS APPLY, THE RIGHTS TO WHICH ARE RESERVED TO THE CROWN.
- 5 THE LICENSEE SHALL COMPLY WITH ALL CONDITIONS ATTACHED TO OR ENDORSED UPON THIS LICENCE AND WITH ANY SPECIAL CONDITIONS THAT ARE NOTIFIED IN WRITING TO THE LICENSEE BY AN OFFICER OF THE DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE (DP&W).
- 6 THE LICENSEE AND ANY PERSON AUTHORISED UNDER THIS LICENCE MUST CARRY A COPY OF THIS LICENCE, ALONG WITH A LETTER FROM THE FPC IDENTIFYING THEM AS AN APPROVED SANDALWOOD CONTRACTOR AND PRODUCE SUCH LICENCE AND LETTER UPON DEMAND TO ANY AUTHORISED OFFICER OF DP&W, AN AUTHORISED FPC OFFICER OR THE LESSEES OF ANY PASTORAL OR OTHER LEASES/HOLDINGS (OR THEIR REPRESENTATIVES) WHERE SANDALWOOD OPERATIONS ARE OCCURRING OR WHEN TRANSPORTING ANY SANDALWOOD.
- 7 THIS LICENCE DOES NOT AUTHORISE THE TAKING OF SANDALWOOD FROM PRIVATE PROPERTY.
- 8 THE LICENSEE MUST INFORM DP&W OF ANY CHANGES TO THE LIST OF FPC SANDALWOOD CONTRACTORS NAMED AS AUTHORISED PERSONS UNDER THIS LICENCE, WITHIN 3 WORKING DAYS OF SUCH CHANGES OCCURRING.
- 9 THE LICENSEE SHALL PROVIDE A REPORT DETAILING ALL SANDALWOOD PULLED, HARVESTED OR REMOVED FOR EACH FPC SANDALWOOD CONTRACT UNDER THIS LICENCE TO THE SENIOR FLORA LICENSING OFFICER AT DP&W WITHIN 30 DAYS OF EXPIRY OF THIS LICENCE.

PURPOSE TO TAKE SANDALWOOD FROM CROWN LAND IN ACCORDANCE WITH CURRENT FOREST PRODUCTS COMMISSION SANDALWOOD CONTRACTS.

AUTHORISED PERSONS FOREST PRODUCTS COMMISSION (FPC) CONTRACTORS TO WHOM THE FPC HAVE ISSUED A CURRENT FPC SANDALWOOD CONTRACT.

DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE



Department of
Parks and Wildlife



Enquiries:
Telephone:
Facsimile:

17 DICK PERRY AVE, KENSINGTON, WESTERN AUSTRALIA
08 9334 0333
08 9334 0242

Correspondence:

Locked Bag 30
Bentley Delivery Centre WA 6163

PAGE 2
NO. _____

DATE OF ISSUE 02/10/2013
VALID FROM 02/10/2013
DATE OF EXPIRY 30/06/2014

LICENSING OFFICER

RESIDENTIAL
ADDRESS:

LICENSEE:
ADDRESS

(_____)

ライセンスを受けた事業者の名称

私有天然林からのサンダルウッド販売のための商業的生産者ライセンス (Commercial Producer's Licence)

DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE

| | | | |
|---|---|---|-----------------------------|
|  <p>Department of Parks and Wildlife</p> |  <p>Enquiries: Telephone: Facsimile:</p> | <p>17 DICK PERRY AVE. KENSINGTON, WESTERN AUSTRALIA 08 9334 0333 08 9334 0242</p> | <p>PAGE 1 NO. _____</p> |
| <p>Correspondence:</p> | <p>Locked Bag 30 Bentley Delivery Centre WA 6983</p> | <p>RECEIPT NO. 000 _____</p> | <p>AMOUNT \$25.00</p> |

**WILDLIFE CONSERVATION ACT, 1950
SECTION 23D
COMMERCIAL PRODUCER'S LICENCE**

THE UNDERMENTIONED PERSON MAY, SUBJECT TO THE TERMS AND CONDITIONS SPECIFIED HEREUNDER AND ATTACHED HERETO, SELL PROTECTED FLORA LAWFULLY TAKEN FROM PRIVATE LAND OR THAT HAS BEEN GROWN AND CULTIVATED ON PRIVATE LAND, AS DETAILED HEREUNDER

DIRECTOR GENERAL

CONDITIONS

- 1 THE LICENSEE SHALL, ON A FORM APPROVED BY THE DIRECTOR GENERAL, FURNISH TO THE DIRECTOR GENERAL, DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE, A RETURN OF ALL PROTECTED FLORA TAKEN UNDER THIS LICENCE FOR EACH CALENDAR MONTH. FLORA RETURNS SHALL BE FORWARDED SO AS TO BE RECEIVED NO LATER THAN THE 15TH DAY OF THE MONTH FOLLOWING THE PERIOD FOR WHICH THE RETURN FORM IS APPLICABLE.
- 2 THIS LICENCE MUST BE CARRIED BY THE LICENSEE WHEN TRANSPORTING OR SELLING PROTECTED FLORA, AND, WHERE THE LICENSEE IS NOT THE OWNER/OCCUPIER OF THE PROPERTY, WHEN TAKING PROTECTED FLORA FROM PRIVATE PROPERTY DETAILED UNDER THIS LICENCE. THIS LICENCE MUST ALSO BE SHOWN ON DEMAND TO A WILDLIFE OFFICER OR ANY OTHER AUTHORIZED DP&W OFFICER.
- 3 THIS LICENCE DOES NOT AUTHORISE THE SALE OF PLANT MATERIAL, FROM THE FOLLOWING SPECIES UNLESS SPECIFICALLY ENDORSED: SANKSIA HOOKERIANA, BORONIA MEGASTIGMA, CORYNANTHERA FLAVA, EUCALYPTUS SPECIES TAKEN FOR DIDGERIDOO AND WOOD PRODUCTS OF SANTALUM SPICATUM (SANDALWOOD).
- 4 THIS LICENCE DOES NOT AUTHORISE THE SALE OF MAJOR FOREST PRODUCTS (LOG TIMBER) TAKEN FROM PRIVATE PROPERTY FOR THE PURPOSE OF MILLING.
- 5 FURTHER STANDARD CONDITIONS ARE ATTACHED WHICH FORM PART OF THIS LICENCE - DO NOT DETACH.
- 6 CONDITION 3 OF THIS LICENCE IS AMENDED TO ALLOW THE SALE OF SANDALWOOD (SANTALUM SPICATUM) WOOD IN ACCORDANCE WITH A VALID SANDALWOOD ACT LICENCE.
- 7 THIS LICENCE ALLOWS FOR THE SALE OF GREEN SANDALWOOD (SANTALUM SPICATUM) THAT HAS BEEN LAWFULLY HARVESTED UNDER A SANDALWOOD ACT (S1) LICENCE THAT IS HELD BY THE SAME LICENSEE AS THIS LICENCE.
- 8 PRIOR TO TRANSPORTING ANY SANDALWOOD THE LICENSEE SHALL OBTAIN A "SANDALWOOD TRANSPORT AUTHORITY NOTICE" FROM DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE AS PER THE DETAILS IN THE COVERING LETTER.
- 9 THE LICENSEE SHALL NOT TRANSPORT SANDALWOOD WITHOUT A SANDALWOOD TRANSPORT AUTHORITY NOTICE FROM DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE.
- 10 THE LICENSEE SHALL COMPLETE ALL SECTIONS OF THE SANDALWOOD TRANSPORT AUTHORITY NOTICE AS SPECIFIED AND RETURN TO THE DEPARTMENT'S WILDLIFE LICENSING SECTION WITHIN TEN (10) WORKING DAYS.

LOCATIONS AS SPECIFIED ON LICENSEE'S SANDALWOOD ACT LICENCE (_____)

PURPOSE FOR THE SALE OF GREEN SANDALWOOD (SANTALUM SPICATUM) HARVESTED UNDER A VALID SANDALWOOD ACT LICENCE - _____ (S1 LICENCE TO BE PRODUCED WHEN SELLING SANDALWOOD).

DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE



Department of
Parks and Wildlife



Enquiries:
Telephone:
Facsimile:

17 DICK PERRY AVE, KENSINGTON, WESTERN AUSTRALIA
08 9334 0333
08 9334 0242

Correspondence:

Locked Bag 30
Bentley Delivery Centre WA 6883

PAGE 2
NO. _____

DATE OF ISSUE 01/11/2013
VALID FROM 01/11/2013
DATE OF EXPIRY 31/10/2014

LICENSING OFFICER

RESIDENTIAL
ADDRESS: _____

LICENSEE:
ADDRESS: _____

(_____)

ライセンスを受けた事業者の名称

サンダルウッド輸送許可 (Sandalwood Transport Authority Notice: STAN)



Department of
Parks and Wildlife



STAN #

Sandalwood Transport Authority Notice (STAN)

Authority to transport Sandalwood (*Santalum spicatum*) that has been taken from private property under a Sandalwood Act licence issued by the Department of Parks and Wildlife (DPaW).

| | |
|--|------------------------|
| <p>Section 1- DPaW WL officer to complete Licensee name: _____ Licence #: _____ Season: _____ Amount (Tonnes): Dead Green Vehicle type (make & model): Vehicle registration: _____ Date/s of transport: _____ Address of origin: _____ Name/Company of purchaser: _____ Street address of purchaser (destination): _____ DPaW office nominated for inspection: _____ <u>DPaW officer who completed Section 1:</u> Name: _____ Position: _____ Signature: _____ Date: _____</p> <p><u>Licensee declaration (this must be completed before transportation):</u> I declare that the amount of sandalwood being transported under this STAN does not exceed the amounts specified in sections 1 and 2 of this STAN. Note. Any green or dead sandalwood contained in this consignment, in excess of the amounts specified on the STAN is being transported illegally and may be seized by DPaW. Signature of licensee: _____ Date: _____</p> | <p>ライセンスを受けた事業者の名称</p> |
| <p>Section 2- DPaW (district) office to complete DPaW office of inspection: _____ Amount (Tonnes): Dead Green Weigh bridge location: _____ Weigh bridge date & time: _____ Weigh bridge receipt #: _____ Confirmation attached- refer to instructions document (tick) <input type="checkbox"/> Note: if the amounts exceed that authorised in Section 1 <u>contact Wildlife Licensing immediately.</u> _____ <u>DPaW officer who completed Section 2: (Wildlife Officer or District/Regional Manager nominee)</u> Name: _____ Position: _____ Signature: _____ Date: _____</p> <p>*DPaW officer MUST send a copy of this STAN to wildlifelicensing@dpaw.wa.gov.au <u>immediately</u></p> | <p>サンダルウッドの種類と量</p> |
| <p>Section 3- Purchaser to complete Date of transaction from licensee to purchaser: _____ Amount (Tonnes): Dead Green Name of purchaser: _____ Signature of purchaser: _____ Signature of licensee/licensee's representative: _____</p> <p>Licensee MUST ensure that a copy of this completed STAN is sent to DPaW's Wildlife Licensing within 24 hours of transaction (email: wildlifelicensing@dpaw.wa.gov.au or fax: 9334 0242) AND then posted within ten (10) working days to: Wildlife Licensing, Locked Bag 30, Bentley Delivery Centre WA, 6983</p> | |

DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE



Department of
Parks and Wildlife



Enquiries:
Telephone:
Facsimile:

17 DICK PERRY AVE, KENNINGTON, WESTERN AUSTRALIA
08 9334 0333
08 9334 0242

Correspondence:

Locked Bag 30
Bentley Delivery Centre WA 6983

PAGE 2
NO. _____

DATE OF ISSUE 07/12/2012
VALID FROM 07/12/2012
DATE OF EXPIRY 06/12/2013

LICENSING OFFICER

LICENSEE:
ADDRESS

(_____)

ライセンスを受けた事業者の名称

公有天然林の皆伐 (salvage logging) のための商業的生産者ライセンス (Commercial Producer's Licence)

DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE

| | | | | | | |
|---|-------------------------------------|---|--|--|---------------------------|---------------|
|  | Department of Parks and Wildlife |  | Enquiries: Telephone: Facsimile: | 17 DICK PERRY AVE, KENSINGTON, WESTERN AUSTRALIA 08 9334 0333 08 9334 0242 | PAGE NO. | 1 |
| | | | Correspondence: | Locked Bag 36 Santley Delivery Centre WA 6983 | | |
| | | | | | RECEIPT NO. | AMOUNT |
| | | | | | 0000 | \$100.00 |

**WILDLIFE CONSERVATION ACT 1950
SECTION 23C
COMMERCIAL PURPOSES LICENCE**

THE LICENSEE MAY, SUBJECT TO THE TERMS AND CONDITIONS SPECIFIED
HEREUNDER AND ATTACHED, TAKE PROTECTED FLORA FOR COMMERCIAL
PURPOSES FROM VACANT CROWN LAND, AND OTHER CROWN LAND IN ADDITION
TO THOSE AREAS LISTED BELOW, IN ACCORDANCE WITH THE ATTACHED
CONDITIONS 9 TO 22 (INCLUSIVE).

DIRECTOR GENERAL

CONDITIONS

- 1 THE LICENSEE SHALL COMPLY WITH THE PROVISIONS OF THE WILDLIFE CONSERVATION ACT AND REGULATIONS AND ANY NOTICES IN FORCE UNDER THIS ACT AND REGULATIONS
- 2 THIS LICENCE DOES NOT AUTHORISE THE TAKING FROM ANY LANDS THOSE SPECIES OF FLORA DECLARED AS RARE FLORA PURSUANT TO SECTION 23F OF THE WILDLIFE CONSERVATION ACT.
- 3 THE LICENSEE SHALL, ON A FORM APPROVED BY THE DIRECTOR GENERAL, FURNISH TO THE DIRECTOR GENERAL, DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE, A RETURN OF ALL PROTECTED FLORA TAKEN UNDER THIS LICENCE FOR EACH CALENDAR MONTH. FLORA RETURNS SHALL BE FORWARDED SO AS TO BE RECEIVED NO LATER THAN THE 15TH DAY OF THE MONTH FOLLOWING THE PERIOD FOR WHICH THE RETURN FORM IS APPLICABLE.
- 4 NO PROTECTED FLORA SHALL BE TAKEN BY THE LICENSEE IN SUCH A MANNER WHICH DESTROYS OR JEOPARDISES THE SURVIVAL OF THE PLANT, POPULATION OR ASSOCIATED VEGETATION, OR IN THE CASE OF ANNUAL FLORA, IN SUCH A MANNER THAT JEOPARDISES THE SURVIVAL OF THE POPULATION AND ASSOCIATED VEGETATION.
- 5 THE LICENSEE SHALL NOT TAKE WHOLE PLANTS, OR ROOTS OF PLANTS UNLESS AUTHORISED TO DO SO IN WRITING BY THE DIRECTOR GENERAL, DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE.
- 6 FURTHER STANDARD CONDITIONS ARE ATTACHED WHICH FORM PART OF THIS LICENCE - DO NOT DETACH.
- 7 **CONDITION 4 IS AMENDED TO ALLOW FOR THE REMOVAL OF WHOLE PLANTS AS PART OF AN APPROVED SALVAGE OPERATION, AS DETAILED IN THE PURPOSE SECTION OF THIS LICENCE**
- 8 THIS LICENCE DOES NOT PRECLUDE YOU, THE LICENSEE, FROM OBTAINING AND COMPLYING WITH WHERE NECESSARY, LAND CLEARING APPROVALS UNDER THE PROVISIONS OF LEGISLATION.
- 9 **NO ADDITIONAL TIMBER FELLING IS PERMITTED ON THE PROPERTY(S) LISTED ON THIS LICENCE**

LOCATIONS RESERVE _____ LOT _____ SHIRE OF _____
& RESERVE _____ LOT _____, SHIRE OF _____

PURPOSE FOR THE COMMERCIAL COLLECTION OF FLORA (TIMBER) TAKEN AS
SALVAGE IN ACCORDANCE WITH ENVIRONMENTAL PROTECTION ACT
1986 SECTION 51E PURPOSE PERMIT CPS NO. _____ (CPS EXPIRES
_____).

DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE



Department of
Parks and Wildlife



Enquiries:
Telephone:
Facsimile:

17 DICK PERRY AVE, KENSINGTON, WESTERN AUSTRALIA
08 9334 0333
08 9334 0242

Correspondence:

Locked Bag 30
Bentley Delivery Centre WA 6983

PAGE
NO.

2

DATE OF ISSUE 01/11/2012
VALID FROM 23/11/2012
DATE OF EXPIRY 22/11/2013

LICENSING OFFICER

RESIDENTIAL
ADDRESS:

LICENSEE:
ADDRESS

(_____)

ライセンスを受けた事業者の名称

私有プランテーションからの伐採のための木材伐採許可 (Timber Harvest Authorisation)

ABN
ACN

**TIMBER HARVEST
AUTHORISATION**

I, _____ give _____ and their Contractors permission to enter the land known as _____ Location Number _____ for the purpose of harvesting, extracting, loading and carting all plantation hardwood within the harvest boundary.

I am the legal owner of the plantation and agree to sell the plantation hardwood logs produced to _____ at the price indicated on the Pre-harvest Information sheet.

私有プランテーションの所有者名

原木の購入者名

Signed:

Date: _____

Please return to:

Fax: (08)

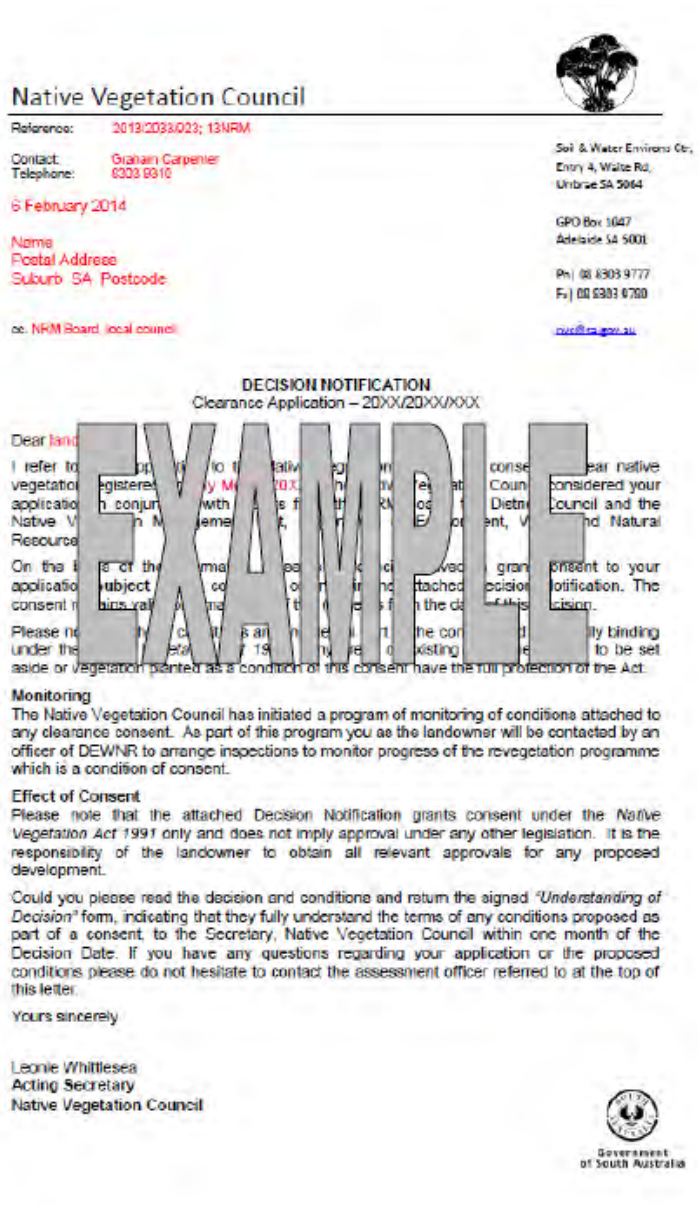
Attention:

Certificate of Title Check completed confirming ownership information.

Yes No

Please attach copy of C of T information to this document.

天然林伐採に関する天然植生審議会 (Native Vegetation Council) からの承認書



²⁴⁸ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/south-australia-state-specific-guideline.pdf>

DECISION NOTIFICATION
Native Vegetation Act 1991

Landowner: Name
 Application Number: 20XX/20XX/XX
 Defeat: XXXXXXXX
 Registered: XXXXXXXX
 Title Reference: CT XXXX/XX

皆伐の許可を受けた土地所有者名

Parcel: Section X, Lot Y, Parish Z, County W, State V, Australia
 Note: In respect of the proposed clearance, you are advised that the Native Vegetation Council has no responsibility for the environmental impacts of the proposed clearance. The landowner is responsible for the environmental impacts of the proposed clearance. The landowner is advised that the proposed clearance is subject to the following conditions:
 In respect of the proposed clearance, you are advised that the Native Vegetation Council has no responsibility for the environmental impacts of the proposed clearance. The landowner is responsible for the environmental impacts of the proposed clearance. The landowner is advised that the proposed clearance is subject to the following conditions:
 Grants consent for the proposed clearance in accordance with the attached 'Decision' and 'Conditions' for the purpose of clearing a house. The proposed clearance is subject to the following conditions:

CONDITIONS

1. The landowner must adequately inform any prospective purchaser, lessee or occupier of the land affected by conditions in this consent, of the relevant conditions.
2. The landowner must complete the attached form, acknowledging understanding of the decision and forward it to the Secretary, Native Vegetation Council within one month of the Decision Date.

REASONS FOR DECISION:

- The above conditions are imposed on this consent to ensure that:-
1. the loss of environmental benefits of the vegetation allowed to be cleared is significantly outweighed by the benefits which will be provided over time by the re-establishment of native vegetation in the area set aside.
 2. clearance of native vegetation is limited to the area actually approved.
 3. the clearance is subject to appropriate conditions to ensure effective monitoring and reporting.

Signed : Dated : ("the Decision Date")

私有プランテーションに対する商業木材プランテーションライセンス (Commercial Forest Plantation Licence)



FOREST PROPERTY ACT 2000
SECTION 16

COMMERCIAL FOREST PLANTATION LICENCE

LICENCE NO. []

I, XXXXXX, Minister for Forests, hereby grant pursuant to section 16 of the *Forest Property Act 2000* a Commercial Forest Plantation Licence to the Licensee in respect of the Commercial Forest Plantation for the Term set out in the Conditions listed below.

Licensee

Name:
Address:

EXAMPLE

ABN:

Commercial Forest Plantation

[details of land on which commercial forest plantation established]

Term

[specify term]


ライセンスを受けた事業者名

Conditions

1.

[Execution clause] by Minister for Forests
Dated:

公有天然林で伐採された木材の販売許可 (Sale permit)



SALES PERMIT xxxxxxxxx
FOR GETTING OF HARDWOOD SAWLOGS / POLES / GIRDERS
/ CYPRESS SAWLOGS

Issued to

[PERMITTEE NAME]
(ACN xx)

許可を受けた事業者名

Department of Agriculture, Fisheries and Forestry
GPO Box 46
Brisbane QLD 4001
Australia

²⁴⁹ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/qld-guideline.pdf>

SALES PERMIT XXXXXXXXX

**FOR THE GETTING OF HARDWOOD SAWLOGS / POLES / GIRDERS / CYPRESS
SAWLOGS**

GRANTED BY: THE STATE OF QUEENSLAND as represented by the Chief Executive,
Department of Agriculture, Fisheries and Forestry (ABN 66 934 348 189) of Level 6,
80 Ann Street, Brisbane, Queensland 4000 (the Chief Executive).

TO: [PERMITTEE NAME] (ACN xxxx) of [ADDRESS] ("You").

BACKGROUND:

許可を受けた事業者名

- A. You have been issued a Sales Permit, under the provisions of the *Forestry Act 1959*, for getting hardwood sawlogs / poles / girders / cypress sawlogs located on a specified part of Lot x on Plan xxx, which is also known as xxxx.
- B. The Chief Executive has granted You this Sales Permit under sections 46 and 56 of the *Forestry Act 1959* (the Act), by which the Chief Executive agrees to sell and You agree to purchase hardwood sawlogs / poles / girders / cypress sawlogs in accordance with the terms and conditions of this Sales Permit and the Act.

REMOVAL DOCKET

123456

Permittee:
Delivered to:
Product:
Quantity Removed:
.....

販売許可 (sale permit) 番号
前掲の販売許可と照合できる

Sales Permit No.:

S.F./Lot on Plan:

Cpt./MUID/Locality:

Vehicle Registration Numbers.

Truck.....Trailer 1:

Dolly: Trailer 2:

Loading Date:/...../..... Time: am/pm

Name of Driver:

Signature:

BLUE TO CLIENT
GREEN TO FOREST PRODUCTS
YELLOW RETAINED IN BOOK

公有天然林からの木材のタックス・インボイス

TAX INVOICE - COPY

Forest Products - South East FMA
 Department of Agriculture, Fisheries and
 Forestry LMB 383
 Gympie Qld 4570
 ABN: 66 934 XXX XXX Enquiry: (07) 548053XX

This Tax Invoice verifies that all the log timber or other forest products on this invoice are sourced from Forest Products' Defined Forest Area, which is operated to a forest management system certified to The Australian Forestry Standard AS 4 708-2007.
 Certificate No: 14731



Customer 30XXXXX
 Name of Permittee/Sawmill
 E.g. PO Box XX
 Maryborough Qld

| Invoice No | Date | Page |
|------------------------------|--------------|------|
| 540XXX | 19/08/2014 | 1/1 |
| Centre | Sales Permit | |
| South East FMA 2000XXXXX / A | | |

SPECIES TYPE: E.G. HARDWOOD MILLING TIMBER, POLES, GIRDERS, CYPRESS SAWLOGS, ETC.
 OPERATING AREA CODE: TENURE: SF RESERVE: 50 MJID: MBRMGBR12

| REF | LOG | LOG | CEN | SPEC | CUT | INIT | FIN | CL | VOLUME | VALUE | PER | TOTAL VALUE |
|-----|-----|-----|------|------|-----|------|-----|----|--------|-------|------|-------------|
| NO | NO | LEN | DIAM | | | | | CL | | | UNIT | |

DOCKET: SD111XX
 INITIAL INSPECTION: Contractor's name
 CROWN HAMMER: XX
 COMP VOL: XXX
 OPT VOL: XXX
 TOTAL VOLUME: XXX

DATE: 08/08/2014
 FINAL INSPECTION: Name
 MEASURER: Name
 COMP REBATE RATE: \$0.00
 OPT REBATE RATE: \$0.00
 TOTAL VALUE: \$XXX

販売許可 (sale permit) 番号
 前掲の販売許可と照合できる

| | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|--|-------|------|------|
| 1 | 101 | 93 | 43 | SPG | XXX | 1 | 1 | | 1.351 | \$XX | \$XX |
| 2 | 102 | 114 | 45 | SPG | XXX | 1 | 1 | | 1.813 | \$XX | \$XX |
| 3 | 103 | 87 | 47 | NRI | XXX | 2 | 2 | | 1.509 | \$XX | \$XX |
| 4 | 104 | 84 | 46 | FRG | XXX | 1 | 1 | | 1.575 | \$XX | \$XX |
| etc. | etc. | etc. | etc. | etc. | etc. | etc. | etc. | | etc. | etc. | etc. |

| | VOLUME | RATE | VALUE |
|-------------------------------|--------|------|-----------------|
| TOTAL COMP | 4.739 | \$XX | \$XXX |
| TOTAL OPT | 1.509 | \$XX | \$XXX |
| TOTAL DUD LOG | 0.000 | | \$XXX |
| TOTAL | 6.248 | | \$XXX |
| SALE VALUE (EXCLUSIVE OF GST) | | | \$XXX |
| GST AMOUNT | | | \$X |
| TOTAL AMOUNT PAYABLE | | | \$XXX.XX |

Application form

Section 14(b) – Nature Conservation (Administration) Regulation 2006

Protected plant harvesting licence

OFFICIAL USE ONLY

DATE RECEIVED _____

FILE REF _____

PROJECT REF _____

COMPLETE FORM CORRECT AA

COMPLETE FEE CONCESSION FEE

ADMINISTERING DISTRICT _____

ENTERED BY (SIGNATURE) _____

DATE _____

Important information for applicants

This form is to be used to apply for a protected plant harvesting licence. Information requested will enable your application to be processed as prescribed by the *Nature Conservation Act 1992*. Your application must be assessed and a permit granted by the chief executive before you can proceed with the proposed activity. Your application may take up to 40 days to process.

Before completing your application please read the information materials included with your application kit. Before lodging this application you should be familiar with the requirements of the Nature Conservation Act available on the Office of the Queensland Parliamentary Counsel website <http://www.legislation.qld.gov.au>. If you have queries about how to complete this form correctly or need guidance contact Permit and Licence Management on 1300 130 372.

Fees and concessions

In accordance with section 144 of the Nature Conservation (Administration) Regulation 2006, reduced fees are available for particular applications. Does the application relate to one of the following purposes?

- An educational purpose; or
- A scientific research purpose; or
- An activity directed at conservation; or
- Clearing to establish necessary property infrastructure; or
- A traditional owner activity.

See section 144 of the Nature Conservation (Administration) Regulation 2006 for definitions of the eligible purposes.

In accordance with section 155 of the Nature Conservation (Administration) Regulation 2006, a fee exemption is available for particular applications. Is the applicant one of the following;

- A recreational plant society
- A voluntary conservation organisation
- A volunteer community organisation

See section 155 of the Nature Conservation (Administration) Regulation 2006 for definitions of eligible applicants.

7-7-1-4 ニューサウスウェールズ州²⁵⁰

ニューサウスウェールズ林業公社 (Forestry Corporation NSW: FCNSW) からの納品書 (delivery docket)

FORESTS NSW DELIVERY DOCKET

29/10/2018 08:54 am No. 556000786

Customer **252108**

Region Central Region 152
Forest DINGO
Location 67N
ROFS
Compartment 67
Op Type
Age Class 0

Harvester HARWOOD HARVEST
Crew W HARWOOD HARVEST
Haulier NEWELLS CREEK S
Fleet # 0129
Truck BC81JU Vehicle Type 8 Axis
Trailer W09301 Total Tare Weight 18.50

| Tag No. | Length | Diam | SPE | Product |
|----------|--------|------|-----|------------------|
| GWYUEA / | 48 | 43 | BBX | Grader |
| GWYU57 / | 52 | 40 | BBT | Quota Sawlog |
| GWYU51 / | 50 | 40 | BBT | Hardwood Harvest |
| GWYTGN / | 59 | 39 | BBT | Quota Sawlog |
| GWYU62 / | 52 | 40 | BBT | Hardwood Harvest |
| GWYULH / | 124 | 51 | BBT | Quota Sawlog |
| GWYUGC / | 112 | 57 | BBT | Hardwood Harvest |
| GWYUKG / | 124 | 45 | BBT | Quota Sawlog |
| GWYUJF / | 124 | 45 | BBT | Hardwood Harvest |
| GWYUSZ / | 117 | 51 | BBT | Quota Sawlog |
| GWYUCB / | 110 | 66 | BBT | Hardwood Harvest |
| GWYTSP / | 112 | 43 | BBT | Quota Sawlog |
| GWYUFB / | 99 | 37 | BQ | Hardwood Harvest |
| GWYU40 / | 94 | 41 | BBT | Quota Sawlog |
| GWYU73 / | 111 | 41 | BBT | Hardwood Harvest |
| GWYU95 / | 75 | 48 | BBT | Quota Sawlog |
| | | | | Hardwood Harvest |

Totals Volume 25.5052 Count 16
FINAL GROSS 44.00

Driver: [Signature]
Load accepted by [Signature]
Customer signs to accept [Signature]
Staff [Signature]
[Signature] Pty Ltd

ENTER DATE 29/10

Each Delivery Docket has a unique barcode and timestamp. This information can be used to cross check your delivery with Forestry Corporation NSW.

Information in this section relates to location the raw logs were harvested.

Information identifying the contracted harvester and haulier will be recorded in this section.

The Delivery Docket will provide information about each raw log you receive. This will include information to assist in the identification of the logs, such as; length, diameter, species and product type.

This information can be used to comply with due diligence requirements in Subsection 19(1) of the Regulation.

The exchange of raw logs between harvester and processor is recorded here.

伐採林区番号
ニューサウスウェールズ森林公社が公表している毎年の伐採計画と照合させることによって合法性の確認を行うことができる

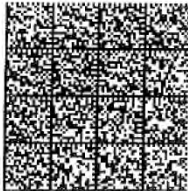
丸太のサイズ、樹種

²⁵⁰ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/nsw-state-specific-guideline.pdf>

VicForests からの納品書 (delivery docket)

Sawlog docket

Vic Forests - Docket #115001470



Dispatched: 2014-02-05 10:10 AM
Destination:

Harvest Unit: 300-917-0005

Forest Ops: Mosquito - CT

Contractor:

Hauler:

Driver:

Truck Reg:

Trailer Type: BD7

Legal GVM: 57.00 (ton)

Scale Weight: 57.00 (ton)

Logs:

| # | Seg | Sp | Gr | Ln | DI | Vol |
|---------|-----|----|----|------|-------|------|
| 1905543 | 1 | MA | C | 6.1 | 60.00 | 1.70 |
| 1905550 | 1 | MA | C | 2.7 | 82.00 | 1.43 |
| 1905550 | 2 | MA | D | 2.7 | 78.00 | 1.29 |
| 1905558 | 1 | MA | C | 6.2 | 47.00 | 1.04 |
| 1905563 | 1 | MA | C | 5.4 | 40.00 | 0.68 |
| 1905567 | 1 | MA | C | 6.2 | 52.00 | 1.27 |
| 1905574 | 1 | MA | D | 4.9 | 49.00 | 0.91 |
| 1905588 | 1 | MA | C | 6.2 | 61.00 | 1.75 |
| 1905591 | 1 | MA | C | 5.8 | 73.00 | 2.39 |
| 1905598 | 1 | MA | C | 4.9 | 79.00 | 2.35 |
| 1905602 | 1 | MA | C | 9.7 | 82.00 | 5.07 |
| 1905607 | 1 | MA | C | 5.4 | 75.00 | 2.39 |
| 1905612 | 1 | MA | C | 10.9 | 65.00 | 3.58 |
| 1905621 | 1 | MA | C | 9.1 | 66.00 | 3.08 |
| 1905626 | 1 | MA | C | 8.0 | 72.00 | 3.18 |
| 1905632 | 1 | MA | C | 10.9 | 58.00 | 2.85 |
| 1905633 | 1 | MA | C | 4.6 | 41.00 | 0.59 |

Log Count: 16

Total: 35.55

100% AFS certified

Certification Number: FMS20003

Pulplog docket

Vic Forests - Docket #115001457



0001150014574

Dispatched: 2014-02-05 09:44 AM

Destination:

Harvest Unit: 300-917-0005

Forest Ops: Mosquito - CT

Contractor:

Hauler:

Driver:

Truck Reg:

Trailer Type: S6

Legal GVM: 45.50 (ton)

Scale Weight: 45.50 (ton)

Species: AS - ASH

Grade: E grade sawlog

100% AFS certified

Certification Number: FMS20003



0001150014574

伐採林区番号

VicForest 社が公表している木材譲渡計画 (Timber Release Plan: TRP) と照合することによって合法性の確認を行うことができる

丸太の樹種

丸太のサイズ

'Harvest Unit' is the coupe number, which could be cross-referenced with the TRP which is available on VicForests' website

²⁵¹ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/victoria-state-specific-guideline.pdf>

森林実施計画 (Forest Practices Plan: FPP)

Valid entries in fields marked in red are 'mandatory' in determining the authenticity and currency of a Forest Practices Plan

承認された森林実施計画番号

森林実施機関 (Forest Practices Authority: FPA) からの認証によって合法性の確認ができる

Fields marked in yellow may provide data for determining the need to check for a Local Council permit.

²⁵² <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/tasmania-state-specific-guideline.pdf>

Forestry Tasmania からの納品書 (Delivery Arrangement)



Delivery Arrangement: XXXXXXXX ⁽¹⁾

Advice as for **xx/xx/20xx**

This document authorises:

PURCHASERS TRADING NAME **X**
ADDRESS
TOWN or SUBURB
 Australia
Postcode

承認された森林実施計画番号

To receive the forest products (detailed below) from:

| | |
|-----------------------|--|
| District code: | VALID TWO LETTER DISTRICT CODE |
| FPP/id: | Forest Practices Plan ID ⁽²⁾ |
| Operation: | Unique Number |
| Coupe / Yard: | Coupe ID |
| Operation manager: | Forestry Tasmania |
| Operation start date: | xx/xx/20xx |
| Contractor: | Name of Contactor delivering logs |

From **xx/xx/20xx** to **xx/xx/20xx**

All products are supplied under the terms of Sales Agreement **XXXXXXXX** and will be delivered to **XXXXXX** owned by **XXXXXX**.

Sale Agreement Type: **XXXXXXXX**

The coupe to which this Delivery Arrangement relates is within the Defined Forest Area covered by Forestry Tasmania's certification under the Australian Forestry Standard (AS4708). (Certificate no: 14647001AFA-001 expires 30 June 2015⁽³⁾)

The rates shown overleaf are accurate as at **xx/xx/20xx** but may change as specified in your agreement, or as otherwise negotiated. Operational Charges are subject to quarterly review. Please contact the relevant district for updated rates if required.

Notes to the **Delivery Arrangement** Example above

(1) Where a field is shaded or marked XX... there will need to be information entered pertinent to the specific operation

(2) This information may be useful in assisting in the check of the actual FPP if required

(3) This paragraph alerts the purchaser to other means of meeting due diligence obligations under the provisions of schedule 2 of the *Regulation*

7-7-2 違法伐採禁止法関連参考資料

7-7-2-1 違法伐採禁止法仮訳

オーストラリアの2012年違法伐採禁止法 (Illegal Logging Prohibition Act 2012) の仮訳を示す。原文は、オーストラリア政府のウェブサイト²⁵³よりダウンロードできる。

第1部 序

1 略称

本法は、「2012年違法伐採禁止法」と呼ぶことができる。

2 施行

(1) 本法中、表第1欄記載の各規定は、表第2欄に従って現に施行を開始し、またはすでに施行を開始したものとみなす。第2欄中のその他の記載は、その文言に従った効果を有する。

| 施行情報 | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|-------------|
| 第1欄 | 第2欄 | 第3欄 |
| 規定 | 施行開始 | 年月日・詳細 |
| 1. 第1・2条、その他本表の他の箇所に記載のない本法規定 | 本法が国王の同意を得た日。 | 2012年11月28日 |
| 2. 第3～8条 | 本法が国王の同意を得た日の翌日。 | 2012年11月29日 |
| 3. 第9条 | 本表2項記載の規定の施行開始日の翌日から2年の期間の最終日の翌日。 | 2014年11月30日 |
| 4. 第10・11条 | 本法が国王の同意を得た日の翌日。 | 2012年11月29日 |
| 5. 第12～14条 | 本表2項記載の規定の施行開始日の翌日から2年の期間の最終日の翌日。 | 2014年11月30日 |
| 6. 第15・16条 | 本法が国王の同意を得た日の翌日。 | 2012年11月29日 |
| 7. 第17・18条 | 本表2項記載の規定の施行開始日の翌日から2年の期間の最終日の翌日。 | 2014年11月30日 |
| 8. 第19～86条 | 本法が国王の同意を得た日の翌日。 | 2012年11月29日 |

注: 本表は本法中、当初制定された規定にのみ適用される。本表は、本法のその後の改正に応じて改正されることはない。

(2) 表第3欄記載の情報は、本法の一部ではない。本法の公開版において、本欄に情報を記入し、または本欄記載の情報を編集することができる。

²⁵³ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00027>

3 国王に対する拘束力

- (1) 本法は、国王の各能力を拘束する。
- (2) 本法によって国王が罰金を科せられ、または犯罪により訴追されることはない。

4 海外領土への不適用

本法は海外領土には適用されない。

5 州・領土法との重畳適用

本法は、本法と重畳適用が可能な州法または領土法の適用を排除しまたは制限することを意図するものではない。

6 本法に関する指針

本法は、違法に伐採された木材の輸入及び違法に伐採された原木の加工を禁ずるものである。

本法はさらに、違法に伐採された木材が輸入・加工されるリスクを減らすためデューデリジェンスを払うことを、規制木材製品の輸入者及び原木の加工者に義務づけるものである。

規制木材製品の輸入者は、輸入時に関税管轄大臣に対し、自己が払ったデューデリジェンスに関する申告書を提出しなければならない。

本法第4部は、本法に定める監督、捜査及び執行権限を捜査官が行使できるようにするため、規制権限法を適用する。

7 定義

本法において、

「オーストラリア」は、地理的意味で用いるときは、海外領土を含まない。

「民事罰規定」は、規制権限法におけると同じ意味を有する。

「コモンウェルス当局」とは、以下の各事項をいう。

- (a) 法律により、または法律にもとづき、公共目的のために設立された法人。
- (b) 以下のいずれかの者が単独で、または以下の複数の者が共同で、支配権を保有している会社。

(i) コモンウェルス

(ii) (a)記載の法人

「憲法上の会社」とは、憲法第51条(xx)項の適用を受ける会社をいう。

「関税管轄大臣」とは、1901年関税法を管轄する大臣をいう。

「デューデリジェンス要件」:

- (a) 規制木材製品輸入にあたっての「デューデリジェンス要件」は、第14条(1)項に定める意味を有する。
- (b) 原木加工にあたっての「デューデリジェンス要件」は、第18条(1)項に定める意味を有する。

木材を「違法に伐採する」とは、収穫場所（オーストラリア国内であると否とをとわな
い）において効力を有する法律に違反して木材を収穫することをいう。

「輸入」とは、オーストラリア国内へ輸入することをいう。

「捜査官」とは、第 19 条にもとづき任命された者をいう。

「規制木材製品」は、第 9 条(3)項に定める意味を有する。

「規制権限法」とは、2014 年規制権限（標準規定）法をいう。

「長官」とは、本省の長官をいう。

「本法」というときは、規則も含む。

「木材製品」とは、木材であるか、木材から製造されたか、または木材を含む物をいう。

第 2 部 輸入

第 1 章 違法に伐採された木材の輸入

8 違法に伐採された木材の輸入

以下の行為は犯罪となる。

- (a) 行為者が物を輸入し、かつ、
- (b) その物が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含み、かつ、
- (c) その物が本条に係る規則によって除外されていないとき。

罰則：5 年間の拘禁若しくは 500 罰金単位、またはその両方。

9 違法に伐採された木材を規制木材製品の形で輸入

- (1) 以下の行為は犯罪となる。
 - (a) 行為者が物を輸入し、かつ、
 - (b) その物が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含み、かつ、
 - (c) その物が規制木材製品であり、かつ、
 - (d) その物が本条に係る規則によって除外されていないとき。

罰則：5 年間の拘禁若しくは 500 罰金単位、またはその両方。

- (2) (1)項(b)の過誤要素は過失である。

- (3) 「規制木材製品」とは、規則に定める木材製品をいう。

10 没収

(1) 以下の場合、裁判所は、物の全部または一部をコモンウェルスに没収させるよう命ずることができる。

- (a) 裁判所が、その物またはその一部につき、第 8 条または 9 条に違反した罪で行為者に有罪判決を下した場合であって、かつ、
 - (b) その物が同人の所有物であるとき。
- (2) 同人は、上記の命令に関連して審理を受ける権利を有する。
- (3) 上記の物またはその一部は、長官が適切と判断した方法で取り扱いまたは処分することができる。ただし以下の時点より後に限る。

- (a) 命令や有罪判決に対する上訴の提起期間が、かかる上訴が提起されることなく終了したときは、それらの期間の終了時。
- (b) かかる上訴が1件または複数提起されたときは、それらの上訴が失効し、または最終決定された時点。

11 1901年関税法の適用

以下の場合においては、

- (a) 製品の輸入が第8条または9条にもとづく犯罪であって、かつ、
 - (b) 長官が、同輸入に1901年関税法の適用を希望する旨、(1901年関税法にいう)関税監督官に対して書面で通知した場合は、
- あたかも同輸入に含まれる同製品が1901年関税法にいう禁制輸入品であって、同法第229条にもとづき国王により没収されるべき製品であるかのように、1901年関税法が効力を有する。

第2章 輸入者が払うデューデリジェンス

12 規制木材製品の輸入

以下の行為は犯罪となる。

- (a) 行為者が物を輸入し、かつ、
- (b) その物が規制木材製品であり、かつ、
- (c) 同人が同製品輸入にあたってデューデリジェンス要件を遵守せず、かつ、
- (d) その物が本条に係る規則によって除外されていないとき。

罰則：300 罰金単位。

13 関税申告書

以下の行為は犯罪となる。

- (a) 行為者が物を輸入し、かつ、
- (b) その物が規制木材製品であり、かつ、
- (c) 同人が、自己が同製品輸入にあたってデューデリジェンス要件を遵守したかどうかにつき、規則に定める方法で関税管轄大臣に申告しておらず、かつ、
- (d) その物が本条に係る規則によって除外されていないとき。

罰則：100 罰金単位。

14 規制木材製品輸入にあたってのデューデリジェンス要件

- (1) 規制木材製品輸入にあたってのデューデリジェンス要件を、規則で定めなければならない。
- (2) 要件は、輸入した規制木材製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかするリスクを減らす目的のためにのみ定めなければならない。
- (3) 要件には、以下のいずれかまたは複数の事項に関連した要件を含めることができる。

- (a) 上記のリスク の評価目的での情報収集。以下の各事項に関連した情報を含む。
 - (i) 収穫した木材の種類、原産地及び詳細
 - (ii) 木材または木材製品のサプライヤーの名称、営業所の所在地その他の詳細
 - (iii) 木材収穫場所が属する国の法律を遵守しているという証拠
 - (iv) 収集した情報の完全性、正確性または信頼性
- (b) 上記リスクの評価・特定
- (c) リスクの程度に応じたリスク低減策
- (d) 第13条にもとづく関税管轄大臣への申告
- (e) コンプライアンス陳述書の提出
- (f) 監査
- (g) 定められた状況における救済策の実施
- (h) 報告書その他の情報の大臣への提供
 - (i) 情報公開
- (4) (3)項は(2)項を限定するものではない。
- (5) 規制木材製品の輸入にあたってのデューデリジェンス要件であって、特定の法律、規則またはプロセスを遵守することによってその全部または一部を充たせる要件を、規則で定めることができる。ここでいう法律、規則またはプロセスには以下の各事項を含む。
 - (a) 州、領土または外国において効力を有する法律または法律にもとづくプロセス
 - (b) 業界または認証団体が設立または認証した規則またはプロセス
 - (c) 確立された運用プロセス
- (6) (5)項(a)～(c) は(5)項を限定するものではない。

第3部 加工

第1章 違法に伐採された原木の加工

15 違法に伐採された原木の加工

- (1) 以下の行為は犯罪となる。
 - (a) 行為者が、原木を原木以外のものに加工し、かつ、
 - (b) 同人が憲法上の会社であるか、または以下のいずれかの状況で原木を加工し、かつ、
 - (i) 外国との、または州間若しくは州・領土間の貿易・通商の過程で、または貿易・通商の目的で
 - (ii) 領土内において
 - (iii) 憲法上の会社に代わって
 - (iv) 憲法上の会社に木材製品を供給する目的で
 - (v) コモンウェルスまたはコモンウェルス当局に代わって
 - (vi) コモンウェルスまたはコモンウェルス当局に木材製品を供給する目的で
 - (c) 同原木が違法に伐採されたものであり、かつ、
 - (d) 同人が、本条に係る規則によって除外される対象集団に含まれず、かつ、
 - (e) 同加工が本条に係る規則によって除外されず、かつ、

(f) 同原木が本条に係る規則によって除外される種類でないとき。

罰則： 5年間の拘禁若しくは500罰金単位、またはその両方。

例外 輸入原木

(2) 同原木がオーストラリア国内へ輸入されたものである場合、(1)項は適用されない。

注： (2)項記載の事項との関連では、被告人が立証責任を負う（刑法13.3(3)を参照）。

16 没収

(1) 以下の場合、裁判所は、物の全部または一部をコモンウェルスに没収させるよう命ずることができる。

(a) 裁判所が、その物またはその一部につき、第15条に違反した罪で行為者に有罪判決を下した場合であって、かつ、

(b) その物またはその一部が同人の所有物であるとき。

(2) 同人は、上記の命令に関連して審理を受ける権利を有する。

(3) 上記の物またはその一部は、長官が適切と判断した方法で取り扱いまたは処分することができる。ただし以下の時点より後に限る。

(a) 命令や有罪判決に対する上訴の提起期間が、かかる上訴が提起されることなく終了したときは、それらの期間の終了時。

(b) かかる上訴が1件または複数提起されたときは、それらの上訴が失効し、または最終決定された時点。

第2章 加工者が払うデューデリジェンス

17 原木の加工

(1) 以下の行為は犯罪となる。

(a) 行為者が原木を原木以外のものに加工し、かつ、

(b) 同人が憲法上の会社であるか、または以下のいずれかの状況で原木を加工し、かつ、

(i) 外国との、または州間若しくは州・領土間の貿易・通商の過程で、または貿易・通商の目的で

(ii) 領土内において

(iii) 憲法上の会社に代わって

(iv) 憲法上の会社に木材製品を供給する目的で

(v) コモンウェルスまたはコモンウェルス当局に代わって

(vi) コモンウェルスまたはコモンウェルス当局に木材製品を供給する目的で

(c) 同人が原木加工にあたってのデューデリジェンス要件を遵守せず、かつ、

(d) 同原木が本条に係る規則によって除外される種類でないとき。

罰則：300罰金単位。

例外 輸入原木

(2) 原木がオーストラリア国内へ輸入された場合は、(1)項は適用されない。

注： (2)項記載の事項との関連では、被告人が立証責任を負う（刑法13.3(3)を参照）。

18 原木加工にあたってのデューデリジェンス要件

- (1) 原木加工にあたってのデューデリジェンス要件を、規則で定めなければならない。
- (2) 要件は、違法に伐採された原木が加工されるリスクを減らす目的のためにのみ定めなければならない。
- (3) 要件には、以下の事項のいずれかまたは複数に関連した要件を含めることができる。
 - (a) 上記のリスクの評価目的での情報収集。以下の各事項に関連した情報を含む。
 - (i) 収穫した原木の種類、原産地及び詳細
 - (ii) 原木のサプライヤーの名称、営業所の所在地その他の詳細
 - (iii) 原木収穫場所が属する州または領土の法律を遵守しているという証拠
 - (iv) 収集した情報の完全性、正確性または信頼性
 - (b) 上記リスクの評価・特定
 - (c) リスクの程度に応じたリスク低減策
 - (d) コンプライアンス陳述書の提出
 - (e) 監査
 - (f) 定められた状況における救済策の実施
 - (g) 報告書その他の情報の大臣への提供
 - (h) 情報公開
- (4) (3)項は(2)項を限定するものではない。
- (5) 原木加工にあたってのデューデリジェンス要件であって、特定の法律、規則またはプロセスを遵守することによってその全部または一部を充たせる要件を、規則で定めることができる。ここでいう法律、規則またはプロセスには以下の各事項を含む。
 - (a) 州または領土において効力を有する法律または法律にもとづくプロセス
 - (b) 業界または認証団体が設立または認証した規則またはプロセス
 - (c) 確立された運用プロセス
- (6) (5)項(a)～(c)は(5)項を限定するものではない。

第4部 監督、捜査及び執行

第1章 捜査官

19 捜査官の任命

- (1) 長官は、本法に定める捜査官を書面で任命することができる。
- (2) 長官は、ある人が捜査官の権限を適正に行使するための適切な訓練または経験を積んでいると納得しない限り、同人を捜査官に任命してはならない。
- (3) 捜査官の任期は、任命書に記載する期間とする。期間は2年を超えてはならない。
- (4) 捜査官は、その権限行使にあたって長官の指示を遵守しなければならない。
- (5) (4)項にもとづいて与えられた書面の指示は、法律文書ではない。

第2章 監督

21 監督権限

監督対象規定

(1) 以下の各規定は、規制権限法第2部にもとづく監督の対象となる。

(a) 本法の規定

(b) 1914年犯罪法または刑法に違反する犯罪であって、本法と関連のある犯罪。

注： 規制権限法第2部は、本法が遵守されているか否かの監督枠組を形成する。枠組には立入・査察権限を含む。

監督対象情報

(2) 本法の規定に従って、または従うと称して提供された情報は、規制権限法第2部にもとづく監督の対象となる。

注： 規制権限法第2部は、情報が正確か否かの監督枠組を形成する。枠組には立入・査察権限を含む。

関連規定

(3) 規制権限法第2部が、(1)項記載の規定や(2)項記載の情報との関連で適用される場合、同部という関連規定は存在しない。

授權を受けた申請者及び授權を受けた者

(4) 捜査官は、(1)項記載の規定や(2)項記載の情報との関連では、規制権限法第2部にいう授權を受けた申請者であり授權を受けた者である。

発付官

(5) 以下の各人は、(1)項記載の規定や(2)項記載の情報との関連では、規制権限法第2部にいう発付官である。

(a) 治安判事

(b) 州または領土の裁判所の判事

(c) オーストラリア連邦巡回裁判所の判事またはオーストラリア連邦裁判所の判事が、本法に定める発付官としての職務を果たすことに同意し、その同意が有効な場合は、その判事。

管轄最高責任者

(6) (1)項記載の規定や(2)項記載の情報との関連では、長官が、規制権限法第2部にいう管轄最高責任者である。

(7) 長官は、(1)項記載の規定や(2)項記載の情報との関連で、規制権限法第2部にもとづく長官の権限を、本省内のSES職員またはSES職員代理に書面で委任することができる。

(8) (6)項にもとづく委任にもとづいて権限または機能を行使する者は、長官の指示を遵守しなければならない。

管轄裁判所

(9) 以下の各裁判所は、(1)項記載の規定や(2)項記載の情報との関連では、規制権限法第2部にいう管轄裁判所である。

(a) オーストラリア連邦裁判所

(b) オーストラリア連邦巡回裁判所

追加監督権限

(10) 以下のいずれかの事項を決するにあたっては、

- (a) (1)項記載の規定が従来遵守されてきたか、または現に遵守されているか
- (b) (2)項記載の情報の正確性

規制権限法第2部にもとづく監督権限には、(11)項記載の追加監督権限が含まれているものとみなす。

(11) 追加監督権限とは、(1)項記載の規定や(2)項記載の情報との関連で規制権限法第18条が適用される場合において、同条にもとづき立ち入った敷地内においていかなる物のサンプルでも採取しうる権限をいう。

支援者

(12) 授権を受けた者は、(1)項記載の規定や(2)項記載の情報との関連で規制権限法第2部にもとづく権限を行使し、または機能や任務を遂行するにあたり、他人の支援を受けることができる。

海外領土への不適用

(13) 規制権限法第2部は、(1)項記載の規定や(2)項記載の情報との関連で適用される場合は、海外領土には適用されない。

第3章 捜査

22 捜査権限

捜査対象規定

(1) 以下の各規定は、規制権限法第3部にもとづく捜査の対象となる。

- (a) 本法違反の犯罪
- (b) 本法中の民事罰規定
- (c) 1914年犯罪法または刑法に違反する犯罪であって、本法に関連する犯罪

注： 規制権限法第3部は、規定違反があったか否かの捜査枠組を形成する。枠組には立入・捜索・押収権限を含む。

関連規定

(2) 規制権限法第3部が(1)項記載の規定関連の証拠物件との関連で適用される場合、同部にいう関連規定は存在しない。

授権を受けた申請者及び授権を受けた者

(3) 捜査官は、(1)項記載の規定関連の証拠物件との関連では、規制権限法第3部にいう授権を受けた申請者であり授権を受けた者である。

発付官

(4) 以下の各人は、(1)項記載の規定関連の証拠物件との関連では、規制権限法第3部にいう発付官である。

- (a) 治安判事
- (b) 州または領土の裁判所の判事
- (c) オーストラリア連邦巡回裁判所の判事またはオーストラリア連邦裁判所の判事が、本法に定める発付官としての職務を果たすことに同意し、その同意が有効な場合は、その判事。

管轄最高責任者

- (5) (1)項記載の規定関連の証拠物件との関連では、長官が、規制権限法第3部にいう管轄最高責任者である。
- (6) 長官は、(1)項記載の規定関連の証拠物件との関連で、規制権限法第3部にもとづく長官の権限及び機能を、本省内のSES職員またはSES職員代理に書面で委任することができる。
- (7) (6)項にもとづく委任にもとづいて権限または機能を行行使する者は、長官の指示を遵守しなければならない。

管轄裁判所

- (8) 以下の各裁判所は、(1)記載の規定関連の証拠物件との関連では、規制権限法第3部にいう管轄裁判所である。
- (a) オーストラリア連邦裁判所
 - (b) オーストラリア連邦巡回裁判所

追加捜査権限

- (9) (1)項記載の規定関連の証拠物件との関連で規制権限法第3部が適用される場合、同部にもとづく捜査権限には、(10)項記載の追加捜査権限が含まれているものとみなす。
- (10) 追加捜査権限とは、(1)項記載の規定関連の証拠物件との関連で規制権限法第48条が適用される場合において、同条にもとづいて立ち入った敷地内においていかなる物のサンプルでも採取しうる権限をいう。

令状執行の際の実力行使

- (11) (1)項記載の規定関連の証拠物件との関連で規制権限法第3部が適用される場合、同部にもとづいて捜査令状を執行するにあたり、
- (a) 授権を受けた者は、当該状況下において物に対し、必要かつ合理的な実力を行行使することができる。
 - (b) 授権を受けた者を支援する者は、当該状況下において物に対し、必要かつ合理的な実力を行行使することができる。

支援者

- (12) 授権を受けた者は、(1)項記載の規定関連の証拠物件との関連で規制権限法第3部にもとづいて権限を行行使し、または機能や任務を遂行するにあたり、他人の支援を受けることができる。

海外領土への不適用

- (13) 規制権限法第3部は、(1)項記載の規定との関連で適用される場合は、海外領土には適用されない。

第4章 民事罰

23 民事罰規定

執行可能な民事罰規定

- (1) 本法中の各民事罰規定は、規制権限法第4部にもとづき執行可能である。

注： 民事罰規定は、規制権限法第 4 部にもとづき、規定違反による罰金の支払命令を取得することにより執行することができる。

授權を受けた申請者

(2) 長官は、本法中の民事罰規定との関連では、規制権限法第 4 部にいう授權を受けた申請者である。

管轄裁判所

(3) 以下の各裁判所は、本法中の民事罰規定との関連では、規制権限法第 4 部にいう管轄裁判所である。

- (a) オーストラリア連邦裁判所
- (b) オーストラリア連邦巡回裁判所

海外領土への不適用

(4) 規制権限法第 4 部は、本法中の民事罰規定との関連で適用される場合は、海外領土には適用されない。

第 5 章 法律違反通知

24 法律違反通知

法律違反通知対象規定

- (1) 以下の各規定は、規制権限法第 5 部にもとづく法律違反通知の対象となる。
- (a) 本法に違反する無過失責任犯罪
 - (b) 本法中の民事罰規定
 - (c) 1914 年犯罪法または刑法に違反する犯罪であって、本法と関連する犯罪

法律違反担当官

(2) 捜査官は、(1)項記載の規定との関連では、規制権限法第 5 部にいう法律違反担当官である。

管轄最高責任者

- (3) (1)項記載の規定との関連では、長官が、規制権限法第 5 部にいう管轄最高責任者である。
- (4) 長官は、(1)項記載の規定に関連した、管轄最高責任者としての長官の権限及び機能を、本省内の SES 職員または SES 職員代理に書面で委任することができる。
- (5) (4)項にもとづく委任にもとづいて権限または機能を行使する者は、長官の指示を遵守しなければならない。

海外領土への不適用

(6) 規制権限法第 5 部は、(1)項記載の規定との関連で適用される場合は、海外領土には適用されない。

第 5 部 雑則

83 報告書の公表

- (1) 長官は、本法の運用に関する報告書を公表することができる。
- (2) (1)項は、1988 年プライバシー法にいう情報開示を義務づけまたは授權するものではない。

84 本法運用の見直し

- (1) 大臣は、本法運用の最初の5年間についての見直しを実施させなければならない。
- (2) 見直し担当者は、5年間の終了時から12カ月以内に、書面による見直し報告書を大臣に提出しなければならない。
- (3) 大臣は、見直し報告書を受領してから各議院の15開会日以内に、報告書の写し1部を各議院に提出しなければならない。

85 長官による委任

- (1) 長官は、本法にもとづく長官の権限及び機能を、本省内のSES職員またはSES職員代理に書面で委任することができる。
- (2) (1)項にもとづく委任にもとづいて権限または機能を行行使する者は、長官の指示を遵守しなければならない。

86 規則

- (1) 連邦総督は、以下の各事項を定めた規則を制定することができる。
 - (a) 本法が制定を義務づけまたは許可している事項
 - (b) 本法を実施する上で制定することが必要または便利な事項
- (2) 規則では、(1)項を限定することなく、以下の各事項を行うことができる。
 - (a) 本法にもとづく事項に関する手数料を定めること。
 - (b) 規則違反の犯罪に対して、50罰金単位を超えない罰則を定めること。
 - (c) 規則中の特定の規定が民事罰規定である旨宣言し、かかる規定違反の罰金を、以下の限度を超えない範囲で定めること。
 - (i) 法人については100罰金単位
 - (ii) その他の場合は100罰金単位
 - (d) 本法にもとづいて下した決定の、行政上訴審判所による見直しについて定めること。

7-7-2-2 違法伐採禁止規則仮訳

オーストラリアの2012年違法伐採禁止規則 (Illegal Logging Prohibition Regulation 2012) の仮訳を示す。原文は、オーストラリア政府のウェブサイト²⁵⁴よりダウンロードできる。

第1部 序

1 規則の名称

本規則は「2012年違法伐採禁止規則」という。

3 定義

本規則において、

「法」とは、2012年違法伐採禁止法をいう。

「国別ガイドライン」とは、別表2第2部に定めるガイドラインをいう。

注： 第12条(1)(a)を参照。

「州別ガイドライン」とは、別表2第3部に定めるガイドラインをいう。

注： 第21条(1)(a)を参照。

「木材合法性枠組」とは、別表2第1部に定める枠組をいう。

注： 第11条(1)(a)及び第20条(1)(a)を参照。

第2部 輸入

第1章 違法に伐採された木材の輸入

5 規制木材製品

第9条(3)項にいう木材製品を、別表1に定める。

6 除外される規制木材製品

(1) 法第12条(d)及び13条(d)との関連で、以下の各物または物の一部を除外と定める。

(a) 規制木材製品であって、全面的にリサイクル材料から製造されたもの。

(b) 規制木材製品の一部がリサイクル材料から製造されたものであるときは、同製品中、リサイクル材料から製造された部分。

(c) 委託販売品の一部として輸入された規制木材製品。ただし委託販売品中の規制木材製品の合計価格が、輸入時において1000豪ドルを超えないことを条件とする。

(2) 本条において、規制木材製品中の木材であって以下の条件を充たすものはリサイクル材料である。

(a) 同材料がかつて別の製品またはその一部であって、かつ、

(b) 同材料が同別製品から取り外された時点で、同製品がもはや当初意図した目的に使用されず、かつ廃棄物とみなされ、かつ、

(c) 同材料が同規制木材製品の原料として使用されているとき。

²⁵⁴ <https://www.legislation.gov.au/Details/F2018C00368>

(3) ただし規制木材製品中の材料が製造工程の副産物であるときは、同材料はリサイクル材料とはいえない。

例： パーティクルボードまたは中密度ファイバーボードの製造に使用された挽き木材から出たおがくずまたは切れ端。

6A 一部除外される規制木材製品——デューデリジェンス要件は不要

(1) 本条は、部分的にリサイクル材料から製造された規制木材製品に関連して適用される。

(2) 第2・3章に定めるデューデリジェンス要件は、規制木材製品のうち第6条により除外される部分には適用されない。

7 関税申告書

法第13条(c)にいう、規制木材製品の輸入にあたってデューデリジェンス要件を遵守したかどうかに関する関税管轄大臣への申告書式とは、1901年関税法に従って提出する輸入申告書に含まれる、上記の趣旨の申告書をいう。

第2章 規制木材製品の輸入にあたってのデューデリジェンス要件

8 第2章の目的

本章では、法第14条(1)にいう、規制木材製品の輸入にあたってのデューデリジェンス要件を定める。

9 輸入者が設けるべきデューデリジェンスシステム

(1) 輸入者は、規制木材製品の輸入に先立って、デューデリジェンスシステムを設けなければならない。

(2) (1)項にいうデューデリジェンスシステムは、以下の各条件を充たしていなければならない。

(a) 書面であること。

(b) 輸入者がそのプロセスを踏むことで、規制木材製品の輸入に適用される本章記載のデューデリジェンス要件を充たしうるようなプロセスを定めること。

(c) 以下の各情報を含むこと。

(i) 輸入者の名称、所在地住所、郵便物宛先住所、電話番号及びeメールアドレス。

(ii) 輸入者が個人でない場合は、同システムの維持責任者に関する情報。同人の氏名、役職、及び電話番号・eメールアドレスその他の連絡先情報を含む。

(iii) 輸入者が実施する事業との関連で規制木材製品を輸入する場合は、輸入者が従事する主たる事業活動及び輸入者のABN（オーストラリア事業番号）またはACN（オーストラリア企業番号）。

(e) システムに関する書面の記録を含めること。

民事罰規定

(3) (1)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

10 デューデリジェンス要件——情報収集

(1) 輸入者は、規制木材製品の輸入に先立って同製品に関して、同人が合理的に取得可能な限り多くの(2)項記載の情報を取得しなければならない。

(2) 上記の情報とは以下の各情報をいう。

(a) 同規制木材製品の説明。以下の各情報を含む。

(i) 製品の種類及び商標。

(ii) 製品中の木材の供給源となった樹木の通称、属名または学名。

(b) 製品中の木材が収穫された国、国内の地域及び森林伐採林区。

(c) 製品が製造された国。

(d) 製品のサプライヤーの名称、住所、商号及び（あれば）事業・企業登録番号。

(e) 製品の出荷量。体積、重量またはユニット数で表す。

(f) 製品購入との関連でサプライヤーから提供された、または提供される予定の文書。

(g) 製品中の木材または同木材の伐採地域に対して木材合法性枠組が適用される場合は、同木材の収穫者その他同木材関連の担当者に対して発行されたライセンスまたは認証書の写しであって、同枠組の基準または要件を遵守している証拠となるもの。

(h) 製品中の木材または同木材の伐採地域に対して国別ガイドラインが適用される場合は、同ガイドラインが輸入者に取得を義務づけている、同製品に関する情報または証拠（例：認証書、ライセンスその他の文書）。

(i) 製品が違法に伐採されたものでないという証拠。これには以下の各事項に関する証拠を含むが、ただしそれに限定されない。

(i) 木材が収穫された場所において、製品中の木材の供給源となった樹木種の収穫が禁止されているか否か。

(ii) その場所での木材収穫が法律（規則を含む）により授權されている場合は、同木材収穫につき、法定要件を充たしているか否か。

(iii) 木材収穫権と引き換えに支払が必要な場合は、支払がなされたか否か。

(iv) 同木材の収穫場所との関連で法律上の使用・土地保有権を有する者がいる場合は、同木材収穫が、それらの権利を確立または保護する法律と矛盾していないか否か。

民事罰規定

(3) (1)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

11 デューデリジェンス要件——木材合法性枠組に違反するリスクの特定・評価（オプションのプロセス）

(1) 本条は以下の場合に、規制木材製品の輸入との関連で輸入者に適用される。

(a) 製品中の木材、または同木材の伐採地域に、別表2第1部に定める木材合法性枠組が適用される場合であって、かつ、

(b) 輸入者が(2)項記載の手順を利用することを選択したとき。

(2) 輸入者は、製品の輸入に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。

- (a) 枠組を使用して取得した情報や証拠が正確で信頼できるか否かを評価する。
- (b) 枠組を使用し、かつ第 10 条(1)項に従って収集した情報を検討することによって、製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかとするリスクの有無を特定・評価する。
- (c) (b)記載のリスクを特定・評価するにあたっては、輸入者が知り、または合理的に知りうるはずのその他の情報であって、製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかどうかを示唆する可能性のある情報を検討する。
- (d) 本条に従って実施した特定・評価の書面記録を作成する。

民事罰規定

- (3) (2)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

12 デューデリジェンス要件——国別ガイドラインに違反するリスクの特定・評価（オプションのプロセス）

- (1) 本条は以下の場合に、規制木材製品の輸入との関連で輸入者に適用される。
 - (a) 製品中の木材、または同木材の伐採地域に、別表 2 第 2 部に定める国別ガイドラインが適用される場合であって、かつ、
 - (b) 輸入者が(2)項記載の手順を利用することを選択したとき。
- (2) 輸入者は、製品の輸入に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。
 - (a) 10 条(1)項に従って取得した情報を、同ガイドラインを用いて評価する。
 - (b) 同ガイドラインを使用し、かつ第 10 条(1)項に従って収集した情報を検討することによって、製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかとするリスクの有無を（2A 項に定める基準に照らして）特定・評価する。
 - (c) (b)記載のリスクを特定・評価するにあたっては、輸入者が知り、または合理的に知りうるはずのその他の情報であって、製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかどうかを示唆する可能性のある情報を検討する。
 - (d) 本条に従って実施した特定・評価の書面記録を作成する。
- (2A) (2)項(b)記載のリスクの特定・評価ならびにその特定・評価の結果は、合理的なものでなければならない。

民事罰規定

- (3) (2)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

13 デューデリジェンス要件——リスクの特定・評価（第 11・12 条に代わる手順）

- (1) 本条は以下のいずれかの場合に、規制木材製品の輸入との関連で輸入者に適用される。

- (a) 輸入者が第 11 条(2)項若しくは 12 条(2)項記載の手順を利用することを選択しなかったとき、または
- (b) 輸入者が、
 - (i) 第 11 条(2)項若しくは 12 条(2)項記載の手順を利用することを選択し、かつ、
 - (ii) それらの手順を利用しても、規制木材製品が、違法に伐採された木材であるもしくは、違法に伐採された木材を含むリスクが存在しない、または低いことを特定できない場合とき。
- (2) 輸入者は、製品の輸入に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。
 - (a) 以下の各方法を用いて、規制木材製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかするリスクを（2A 項に定める基準に照らして）特定・評価する。
 - (i) 第 10 条(1)項に従って収集した情報を評価する。
 - (ii) (3)項記載の諸要素を検討する。
 - (b) 本条に従って実施した評価・リスク特定プロセスの書面記録を作成する。
- (2A) (2)項(a)記載のリスクの特定・評価ならびにその特定・評価の結果は、合理的なものでなければならない。
- (3) (2)(a)(ii)にいう諸要素とは、以下の各事項をいう。
 - (a) 以下の各事項の普及
 - (i) 製品中の木材の伐採地域における違法伐採行為全般
 - (ii) 製品中の木材の供給源となった樹木種の生育地域における違法伐採行為
 - (iii) 同地域における武力紛争
 - (b) 製品の複雑さ
 - (c) 輸入者が知り、または合理的に知りうるはずのその他の情報であって、製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかどうかを示唆する可能性のある情報

民事罰規定

- (4) (2)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

14 デューデリジェンス要件——リスクの低減

- (1) 本条は以下の場合に、規制木材製品の輸入との関連で輸入者に適用される。
 - (a) 同製品との関連で第 13 条が適用される場合であって、かつ、
 - (b) 輸入者が、同製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかするリスクを特定し、かつ、
 - (c) そのリスクが低くないとき。
- (2) 輸入者は、規制木材製品の輸入に先立って、以下の各事項を実施しなければならない
 - (a) 特定されたリスクに見合った十分なリスク低減プロセスを実施する。
 - (b) 本条に従って実施したリスク低減プロセスの書面記録を作成する。
- (3) リスク低減プロセスには、以下の各段階を含めることができる。

- (a) 製品についてさらなる情報を取得すること。同製品に関連した認証または独立評価も含む。
- (b) 製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかするリスクを再評価すること。第 11 条(2)項、12 条(2)項または 13 条(2)項記載の手順の利用も含む。
- (c) 製品を輸入しない。

民事罰規定

- (4) (2)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

15 デューデリジェンス要件——長官への情報提供

長官が情報を要請できること

- (1) 長官は、以下の各事項に関する情報を輸入者に要請することができる。
 - (a) 規制木材製品の輸入時において施行中の、輸入者のデューデリジェンスシステム。
 - (b) 同規制木材製品の輸入と関連して、輸入者が自己のデューデリジェンスシステムの諸要件を遵守しているか否か。
- (2) 要請は、以下の各条件を充たしていなければならない。
 - (a) 書面であること。
 - (b) 要請日から 28 日以上先の遵守日を記載すること。

輸入者が情報要請に従うべきこと

- (3) 輸入者は、要請された情報を、要請書記載の日までに書面で長官に提供しなければならない。

民事罰規定

- (4) (3)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

16 デューデリジェンス要件——記録

- (1) 輸入者は、下表記載の各記録を、記録ごとに定める期間にわたって保存しなければならない。

| デューデリジェンスに関する記録 | | | |
|-----------------|---|-------------|-----------------|
| 項目 | 記録の種類 | 該当する規定 | 記録保存期間 |
| 1 | 各規制木材製品の輸入時において施行中の、輸入者のデューデリジェンスシステムに関する書面記録 | 第 9 条(2)(e) | 製品を輸入した日から 5 年間 |
| 2 | 規制木材製品について輸入者が収集した情報 | 第 10 条 | 製品を輸入した日から 5 年間 |

| デューデリジェンスに関する記録 | | | |
|-----------------|---|----------------------------|-----------------|
| 項目 | 記録の種類 | 該当する規定 | 記録保存期間 |
| 3 | 規制木材製品に関して、木材合法性枠組または国別ガイドラインに違反するリスクの特定の記録 | 第 11 条(2)(d)または 12 条(2)(d) | 製品を輸入した日から 5 年間 |
| 4 | 規制木材製品との関連で輸入者が実施した評価・リスク特定プロセスの記録 | 第 13 条(2)(b) | 製品を輸入した日から 5 年間 |
| 5 | 規制木材製品との関連で輸入者が実施したリスク低減プロセスの記録 | 第 14 条(2)(b) | 製品を輸入した日から 5 年間 |

民事罰規定

(2) (1)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

第 3 部 加工

第 1 章 原木加工にあたってのデューデリジェンス要件

17 第 1 章の目的

本章では、法 第 18 条(1)項にいう、原木を原木以外の物に加工するにあたってのデューデリジェンス要件を定める。

18 加工者が設けるべきデューデリジェンスシステム

(1) 加工者は、原木の加工に先立って、デューデリジェンスシステムを設けなければならない。

(2) (1)項にいうデューデリジェンスシステムは、以下の各条件を充たしていなければならない。

- (a) 書面であること。
- (b) 加工者がそのプロセスを踏むことで、原木の加工に適用される本章記載のデューデリジェンス要件を充たしうるようなプロセスを定めること。
- (c) 以下の各情報を含むこと。
 - (i) 加工者の名称、所在地住所、郵便物宛先住所、電話番号及び e メールアドレス。
 - (ii) 加工者が個人でない場合は、同システムの維持責任者に関する情報。同人の氏名、役職、及び電話番号・e メールアドレスその他の連絡先情報を含む。
 - (iii) 加工者が実施する事業との関連で原木を加工する場合は、加工者が従事する主たる事業活動及び加工者の ABN または ACN。
- (e) システムに関する書面の記録を含めること。

民事罰規定

(3) (1)項に違反した加工者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

19 デューデリジェンス要件——情報収集

(1) 加工者は、原木の加工に先立って同原木に関して、同人が合理的に取得可能な限り多くの(2)項記載の情報を取得しなければならない。

(2) 上記の情報とは以下の各情報をいう。

(a) 同原木の説明。以下の各情報を含む。

(i) 原木の供給源となった樹木の通称、属名または学名。

(ii) 原木を収穫した地域。州または領土、及び森林収穫単位を含む。

(b) 原木のサプライヤーの名称、住所、商号及び（あれば）事業・企業登録番号。

(c) 加工される原木量。体積、重量またはユニット数で表す。

(d) 原木購入との関連でサプライヤーから提供された、または提供される予定の文書。

(e) 原木または同原木の伐採地域に対して木材合法性枠組が適用される場合は、同原木の収穫者その他同原木関連の担当者に対して発行されたライセンスまたは認証書の写しであって、同枠組の基準または要件を遵守している証拠となるもの。

(f) 原木または同原木の伐採地域に対して州別ガイドラインが適用される場合は、同ガイドラインが加工者に取得を義務づけている、同原木に関する情報または証拠（例：認証書、ライセンスその他の文書）。

(g) 原木が違法に伐採されたものでないという証拠。これには以下の各事項に関する証拠を含むが、ただしそれに限定されない。

(i) 原木が収穫された場所において、原木の供給源となった樹木種の収穫が禁止されているか否か。

(ii) その場所での原木収穫が法律（規則を含む）により授權されている場合は、同原木収穫につき、法定要件を充たしているか否か。

(iii) 原木収穫権と引き換えに支払が必要な場合は、支払がなされたか否か。

(iv) 同原木の収穫場所との関連で法律上の使用・土地保有権を有する者がいる場合は、同原木収穫が、それらの権利を確立または保護する法律と矛盾していないか否か。

民事罰規定

(3) (1)項に違反した加工者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

20 デューデリジェンス要件——木材合法性枠組に違反するリスクの特定・評価（オプションのプロセス）

(1) 本条は以下の場合に、原木の加工との関連で加工者に適用される。

(a) 原木、または同原木の伐採地域に、別表 2 第 1 部に定める木材合法性枠組が適用される場合であって、かつ、

(b) 加工者が(2)項記載の手順を利用することを選択したとき。

- (2) 加工者は、原木の加工に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。
- (a) 枠組を使用して取得した情報や証拠が正確で信頼できるか否かを評価する。
 - (b) 枠組を使用し、かつ第 19 条(1)項に従って収集した情報を検討することによって、原木が違法に伐採されたリスクの有無を特定・評価する。
 - (c) (b)記載のリスクを特定・評価するにあたっては、加工者が知り、または合理的に知りうるはずのその他の情報であって、原木が違法に伐採されたか否かを示唆する可能性のある情報を検討する。
 - (d) 本条に従って実施した特定・評価の書面記録を作成する。

民事罰規定

- (3) (2)項に違反した加工者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

21 デューデリジェンス要件——州別ガイドラインに違反するリスクの特定・評価（オプションのプロセス）

- (1) 本条は以下の場合に、原木の加工との関連で加工者に適用される。
- (a) 原木、または同原木の伐採地域に、別表 2 第 3 部に定める州別ガイドラインが適用される場合であって、かつ、
 - (b) 加工者が(2)項記載の手順を利用することを選択したとき。
- (2) 加工者は、原木の加工に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。
- (a) 第 19 条(1)項に従って取得した情報を、同ガイドラインを用いて評価する。
 - (b) ガイドラインを使用し、かつ第 19 条(1)項に従って収集した情報を検討することによって、原木が違法に伐採されたリスクの有無を（2A 項に定める基準に照らして）特定・評価する。
 - (c) (b)記載のリスクを特定・評価するにあたっては、加工者が知り、または合理的に知りうるはずのその他の情報であって、原木が違法に伐採されたか否かを示唆する可能性のある情報を検討する。
 - (d) 本条に従って実施した特定・評価の書面記録を作成する。

- (2A) (2)項(b)記載のリスクの特定・評価ならびにその特定・評価の結果は、合理的なものでなければならない。

民事罰規定

- (3) (2)項に違反した加工者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

22 デューデリジェンス要件——リスクの特定・評価（第 20・21 条に代わる手順）

- (1) 本条は以下のいずれかの場合に、原木の加工との関連で加工者に適用される。
- (a) 加工者が第 20 条(2)項若しくは 21 条(2)項記載の手順の利用を選択しなかったとき、または
 - (b) 加工者が、
 - (i) 第 20 条(2)項若しくは 21 条(2)記載の手順を利用することを選択し、かつ、

- (ii) それらの手順を利用しても、原木が違法に伐採されたものである〔リスクが存在しないかまたはリスクが低い旨を特定できない?〕とき。
- (2) 加工者は、原木の加工に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。
 - (a) 以下の各方法を用いて、原木が違法に伐採されたリスクを（2A項に定める基準に照らして）特定・評価する。
 - (i) 第19条(1)項に従って収集した情報を評価する。
 - (ii) (3)項記載の諸要素を検討する。
 - (b) 本条に従って実施した評価・リスク特定プロセスの書面記録を作成する。
- (2A) (2)項(a)記載のリスクの特定・評価ならびにその特定・評価の結果は、合理的なものでなければならない。
- (3) (2)(a)(ii)にいう諸要素とは、以下の各事項をいう。
 - (a) 原木の伐採地域における違法伐採行為全般の普及
 - (b) 原木の供給源となった樹木種の生育地域における違法伐採行為の普及
 - (c) 輸入者が知り、または合理的に知りうるはずのその他の情報であって、原木が違法に伐採されたか否かを示唆する可能性のある情報

民事罰規定

- (4) (2)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

23 デューデリジェンス要件——リスクの低減

- (1) 本条は以下の場合に、原木の加工との関連で、加工者に適用される。
 - (a) 原木との関連で第22条が適用される場合であって、かつ、
 - (b) 加工者が、原木が違法に伐採されたリスクを特定し、かつ、
 - (c) そのリスクが低くないとき。
- (2) 加工者は、原木の加工に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。
 - (a) 特定されたリスクに見合った十分なリスク低減プロセスを実施する。
 - (b) 本条に従って実施したリスク低減プロセスの書面記録を作成する。
- (3) リスク低減プロセスには、以下の各段階を含めることができる。
 - (a) 原木についてさらなる情報を取得すること。同原木に関連した認証または独立評価も含む。
 - (b) 原木が違法に伐採されたリスクを再評価すること。第20条(2)項、21条(2)項または22条(2)項記載の手順の利用も含む。
 - (c) 原木を加工しない。

民事罰規定

- (4) (2)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

24 デューデリジェンス要件——長官への情報提供

長官が情報を要請できること

- (1) 長官は、以下の各事項に関する情報を加工者に要請することができる。

- (a) 原木の加工時において施行中の、加工者のデューデリジェンスシステム。
- (b) 同原木の加工と関連して、加工者が自己のデューデリジェンスシステムの諸要件を遵守しているか否か。
- (2) 要請は、以下の各条件を充たしていなければならない。
 - (a) 書面であること。
 - (b) 要請日から 28 日以上先の遵守日を記載すること。

加工者が情報要請に従うべきこと

- (3) 加工者は、要請された情報を、要請書記載の日までに書面で長官に提供しなければならない。

民事罰規定

- (4) (3)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

25 デューデリジェンス要件——記録

- (1) 加工者は、下表記載の各記録を、項目ごとに定める期間にわたって保存しなければならない。

| デューデリジェンスに関する記録 | | | |
|-----------------|---|----------------------------|------------------|
| 項目 | 記録の種類 | 該当する規定 | 記録の保存期間 |
| 1 | 各原木の加工時において施行中の、加工者のデューデリジェンスシステムに関する書面記録 | 第 18 条(2)(e) | 原木が加工された日から 5 年間 |
| 2 | 原木について加工者が収集した情報 | 第 19 条 | 原木が加工された日から 5 年間 |
| 3 | 原木に関して、木材合法性枠組または州別ガイドラインに違反するリスクの特定の記録 | 第 20 条(2)(d)または 21 条(2)(d) | 原木が加工された日から 5 年間 |
| 4 | 原木との関連で加工者が実施した評価・リスク特定プロセスの記録 | 第 22 条(2)(b) | 原木が加工された日から 5 年間 |
| 5 | 原木との関連で加工者が実施したリスク低減プロセスの記録 | 第 23 条(2)(b) | 原木が加工された日から 5 年間 |

民事罰規定

- (2) (1)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

第 5 部 適用と経過規定

27 規制木材製品関連の改正の適用

別表1第2・3項施行時以後に行われた、物の輸入に関しては、これらの項により改正された「2017年違法伐採禁止改正（調和的なシステム変更その他の対策）規則」が適用される。

別表1—規制木材製品

1 規制木材製品

- (1) 以下の木材製品が規定されている。:
- (a) 表の第1列の項目の番号が4桁の数字の場合、1995年関税法別表第3のその見出しの下に記載されているすべての木材製品;
- (b) 表の第1列の項目の番号が4桁の数字よりも長い場合は、1995年関税法別表第3のその見出しまたは小見出しの下に記載されている木材製品。
- (2) 木材製品への言及は、木材製品が1995年の関税率法で持つ意味をしめしている。

| 規制木材製品 | | |
|--------|------------|---|
| | 第1列 | 第2列 |
| 項目 | 見出し・小見出し | 説明 |
| 1 | 4403 | 木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いてあるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） |
| 2 | 4407 | 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） |
| 3 | 4408 | 化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） |
| 4 | 4409.10.00 | さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） － 針葉樹のもの |
| 4A | 4409.22.00 | さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、か |

| 規制木材製品 | | |
|--------|------------|---|
| | 第1列 | 第2列 |
| 項目 | 見出し・小見出し | 説明 |
| | | んながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。 － 熱帯産木材のもの |
| 5 | 4409.29.00 | さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、んながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。 － その他のもの |
| 6 | 4410 | パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。） |
| 7 | 4411 | 繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。） |
| 8 | 4412 | 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 |
| 9 | 4413.00.00 | 改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は型材のものに限る。） |
| 10 | 4414.00.00 | 木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁 |
| 11 | 4416.00.00 | 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。） |
| 12 | 4418 | 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。） |
| 13 | 4701.00.00 | 機械木材パルプ |
| 14 | 4702.00.00 | 化学木材パルプ（溶解用のものに限る。） |
| 15 | 4703 | 化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。） |
| 16 | 4704 | 化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。） |
| 17 | 4705.00.00 | 機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ |
| 18 | 4801 | 新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。） |
| 19 | 4802 | 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙 |

| 規制木材製品 | | |
|--------|------------|--|
| | 第 1 列 | 第 2 列 |
| 項目 | 見出し・小見出し | 説明 |
| | | (ロール状又は長方形(正方形を含む。)のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第 48.01 項又は第 48.03 項の紙を除く。)並びに手すきの紙及び板紙 |
| 20 | 4803 | トイレトペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(ロール状又はシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。) |
| 21 | 4804 | クラフト紙及びクラフト板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第 48.02 項又は第 48.03 項のものを除く。) |
| 22 | 4805 | その他の紙及び板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注 3 に規定する加工のほか更に更に加工をしたものを除く。) |
| 23 | 4806.20.00 | 硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙(ロール状又はシート状のものに限る。) － 耐脂紙 |
| 24 | 4806.30.00 | 硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙(ロール状又はシート状のものに限る。) － トレーシングペーパー |
| 25 | 4806.40.00 | 硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙(ロール状又はシート状のものに限る。) － グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙 |
| 26 | 4807.00.00 | 接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。) |
| 27 | 4808 | コルゲート加工をし(平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。)、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、第 48.03 項の紙を除く。) |

| 規制木材製品 | | |
|--------|----------|---|
| | 第 1 列 | 第 2 列 |
| 項目 | 見出し・小見出し | 説明 |
| 28 | 4809 | カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。） |
| 29 | 4810 | 紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。） |
| 30 | 4811 | 紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第 48.03 項、第 48.09 項又は第 48.10 項の物品を除く。） |
| 31 | 4813 | 製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。） |
| 32 | 4816 | カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第 48.09 項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。） |
| 33 | 4817 | 紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの |
| 34 | 4818 | トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が 36 センチメートル以下のロール状に又は特定の大きさ若しくは形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品 |
| 35 | 4819 | 紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は |

| 規制木材製品 | | |
|--------|------------|---|
| | 第 1 列 | 第 2 列 |
| 項目 | 見出し・小見出し | 説明 |
| | | 板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの |
| 36 | 4820 | 紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー |
| 37 | 4821 | 紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。） |
| 38 | 4823 | その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品 |
| 39 | 9401.61.00 | 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第 94.02 項のものを除く。）及びその部分品 － その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。） － アップホルスターのもの |
| 40 | 9401.69.00 | 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第 94.02 項のものを除く。）及びその部分品 － その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。） － その他のもの |
| 41 | 9403.30.00 | その他の家具及びその部分品 － 事務所において使用する種類の木製家具 |
| 42 | 9403.40.00 | その他の家具及びその部分品 － 台所において使用する種類の木製家具 |
| 43 | 9403.50.00 | その他の家具及びその部分品 － 寝室において使用する種類の木製家具 |
| 44 | 9403.60.00 | その他の家具及びその部分品 － その他の木製家具 |
| 45 | 9403.90.00 | その他の家具及びその部分品 － 部分品 |
| 46 | 9406.10.00 | プレハブ建築物 |

| 規制木材製品 | | |
|---------|----------|-------|
| | 第 1 列 | 第 2 列 |
| 項目 | 見出し・小見出し | 説明 |
| － 木製のもの | | |

注：項目 45、46 は木製または木材を含む製品にのみ適用される

別表 2 木材合法性枠組、国別ガイドライン及び州別ガイドライン

注： 第 3 条を参照。

第 1 部 木材合法性枠組

1 木材合法性枠組

下表記載の各枠組は、木材合法性枠組である。

| 木材合法性枠組 | |
|---------|---|
| 項目 | 枠組 |
| 2 | 森林管理協議会（FSC）が管理する、以下の各事項： (a) FSC 森林管理認証基準 (b) FSC 生産・流通・加工過程基準 |
| 3 | 森林認証制度承認プログラム（PEFC）が管理する、以下の各事項： (a) PEFC 持続可能な森林管理認証基準 (b) PEFC 生産・流通・加工過程基準 |

注 2： FSC 森林管理認証基準及び FSC 生産・流通・加工過程基準に関する情報は、2014 年中は FSC ウェブサイト（<http://www.ic.fsc.org>）上で参照できる。

注 3： PEFC 持続可能な森林管理認証基準及び PEFC 生産・流通・加工過程基準は、2014 年中は PEFC ウェブサイト（<http://www.pefc.org>）上で参照できる。

第 2 部 国別ガイドライン

2 国別ガイドライン

下表記載の各ガイドラインは、国別ガイドラインである。

| 国別ガイドライン | |
|----------|--|
| 項目 | ガイドライン |
| 1 | 国別ガイドライン・カナダ編。2014 年 9 月 25 日、オーストラリア政府とカナダ政府が共同承認したもの。 |
| 2 | 国別ガイドライン・フィンランド編。2014 年 8 月 29 日、オーストラリア政府とフィンランド政府が共同承認したもの。 |
| 3 | 国別ガイドライン・インドネシア編。2014 年 10 月 21 日、オーストラリア政府とインドネシア政府が共同承認したもの。 |

| 国別ガイドライン | |
|----------|---|
| 項目 | ガイドライン |
| 4 | 国別ガイドライン・イタリア編。2014年10月3日、オーストラリア政府とイタリア政府が共同承認したもの。 |
| 4A | 国別ガイドライン・マレーシア編。2015年2月13日、オーストラリア政府とマレーシア政府が共同承認したもの。 |
| 5 | 国別ガイドライン・ニュージーランド編。2014年10月7日、オーストラリア政府とニュージーランド政府が共同承認したもの。 |
| 5A | 国別ガイドライン・パプアニューギニア編。2015年11月20日、オーストラリア政府とパプアニューギニア政府が共同承認したもの。 |
| 6 | 国別ガイドライン・ソロモン諸島編。2014年5月12日、オーストラリア政府とソロモン諸島政府が共同承認したもの。 |

注： 上記の国別ガイドラインは、2014年中は本省のウェブサイト
(<http://www.agriculture.gov.au>) 上で参照できる。

7-7-2-3 国別ガイドラインの例

オーストラリア政府は、規制対象事業者のデューデリジェンスを支援するために、生産国の法制度や合法的な木材の識別方法などの情報を提供している。国別ガイドラインは対象国政府との協議によって作成されており、生産国政府の木材の合法性に関する見解が強く反映されたものとなっている。例えば、パプアニューギニアの国別ガイドライン²⁵⁵は、全25ページの資料となっており、その概要を取りまとめた「クイック・リファレンス・ガイド²⁵⁶」も作成されている。ここでは以下に、パプアニューギニアの国別ガイドラインのクイック・リファレンス・ガイドを例として紹介（仮訳）する。

パプアニューギニアの国別ガイドラインのクイック・リファレンス・ガイド

このクイック・リファレンス・ガイドは、パプアニューギニアの国別ガイドラインに基づいている。これらの文書は、パプアニューギニア（PNG）から規制木材製品を輸入するオーストラリアの事業者が、違法伐採禁止法および違法伐採禁止規則に基づいてデューデリジェンスを実施するために使用することができる。

一般情報

PNGでは1991年に改正された林業法が森林資源管理の立法基盤となっている。森林省はパプアニューギニア森林公社(PNGFA)を管轄機関として、PNGの森林の保全と管理に責任を持っている。

パプアニューギニアにおける木材伐採の法的要件

1991年林業法は、PNGの森林資源の慣習的所有権を認めている。PNGの森林地域から木材を伐採しようとする企業や個人は、PNGFAによって発行された有効な木材許可(Timber permit)または木材ライセンス(Timber License)を持っていないなければならない。これらの活動は以下のいずれかの方法で行われなければならない。

- (a) 森林管理合意 (Timber Management Agreement)
- (b) 木材権 (Timber Authority)
- (c) 皆伐権 (Forest Clearing Authority)

また、廃止された林業法のもとで伐採活動が継続されているところもある。

- (a) 木材購入権 (Timber Right Purchase)
- (b) 地域森林エリア (Local Forest Area)

²⁵⁵ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/png-csg.pdf>

²⁵⁶ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/png-qrg.pdf>

パプアニューギニアからの合法製品の識別

PNG からの規制木材製品の輸入者は、取り決めの種類に応じて、1991 年林業法に基づいて発行された以下の文書のいずれかを提供することで、木材製品の合法性を確認することができる。

(a) **木材許可(Timber Permit)**：森林管理合意(FMA: Forest Management Agreement)地域、木材購入権(TRP: Timber Right Purchase)地域または地域森林エリア(LFA: Local Forest Area)内での伐採など、特定の活動を行うために森林大臣から事業者が発行される(図 1)。

(b) **木材ライセンス(Timber License)**：森林管理合意、TRP または LFA の対象となっていない慣習的な土地に対して、州森林管理委員会議長が発行する(図 2)。

図 1：木材許可

INDEPENDENT STATE OF PAPUA NEW GUINEA
FORESTRY ACT 1991
FORM 115
Act, Sec. 73
Reg. 118
TIMBER PERMIT
Permit No.: PNGFA-TP14-██████████

I, Hon. Patrick Prusich, MP Minister for Forests, by virtue of the powers conferred by Section 73 of the Forestry Act 1991 and all other powers me existing, grant a timber permit to ██████████ LTD (in this permit referred to as 'the holder').

This permit relates to the project area described in Schedule 1. Pursuant to or as conditions of this permit:

- (1) the amount of allowable cut is as specified in Schedule 2;
- (2) the term is as specified in Schedule 3 or no more than the term of any Forest Management Agreement relating to the project area (whichever is less);
- (3) where the term specified in paragraph (2) and Schedule 3 exceeds ten years, the term and conditions of this permit shall be reviewed by the Board after ten years and on the expiry of every successive period of five years;
- (4) the rates of royalties, levies and charges to be paid are as specified in Schedule 4;
- (5) the infrastructural requirements of this permit are as specified in the accompanying conditions or in Schedule 5;
- (6) this permit is subject to the provision of a performance bond for an amount specified in Schedule 6 which the holder shall lodge within 21 days with the Authority;
- (7) this permit relates to the project agreement specified in Schedule 7;
- (8) this permit is subject to the conditions prescribed in the Regulations;
- (9) this permit is subject to and conditional upon the holder throughout the period of the permit, observing and complying with all standards and practices as determined from time to time by the Authority including but not limited to the P.N.G. Logging Code of Practice, Procedures for Exporting Logs and Procedures for the Identification, Scaling and Reporting (including Royalty Self-assessment) on Logs harvested from Natural Forest Logging Operations or any revisions or replacement documents thereof.

Dated this 13th day of OCTOBER, 2005.

MINISTER FOR FORESTS

NOTE: A PROJECT STATEMENT UNDER SECTION 100 OF THE ACT, A FIVE YEAR WORKING PLAN UNDER SECTION 101 OF THE ACT AND AN ANNUAL LOGGING PLAN UNDER SECTION 102 OF THE ACT ARE REQUIRED TO BE SUBMITTED TO THE BOARD IN THE PRESCRIBED FORM BEFORE ANY RIGHTS IN THE TIMBER PERMIT MAY BE EXERCISED.

図 2：木材ライセンス

INDEPENDENT STATE OF PAPUA NEW GUINEA
FORESTRY ACT 1991
FORM 175
Act, Sec. 91
Reg. 177
LICENCE
Licence No.: PNGFA-L-██████████

██████████ LTD, a registered Forest Industry Participant (Reg. No. F-██████████) is hereby licensed to engage in the Forestry industry activities specified in Schedule 1.

This licence is granted for a term of 12 months commencing on the ██████████ day of ██████████, 2015 and is conditional on compliance by the licensee with the terms and conditions to which the activities authorized by this licence are related including but not limited to compliance with all standards and practices as determined from time to time by the Authority including but not limited to the P.N.G. Logging Code of Practice, the Procedures for Exporting Logs and the Procedures for the Identification, Scaling and Reporting (including Royalty Self-assessment) on Logs harvested from Natural Forest Logging Operations or any revisions or replacement documents thereof.

This licence is conditional upon the lodgement of a performance bond in accordance with Section 98 of the Act in an amount specified in Schedule 2.

The licensee shall comply with the terms and conditions contained in Schedule 3.

Date this 29th day of May, 2015

DAVID DOTAGNA
CHAIRMAN
FOR THE BOARD

SCHEDULE 1
Forest activities to be conducted under this Licence: Purchasing, harvesting, processing and marketing of Balsa and in the location of the Gazelle Peninsula, ENB Province.

SCHEDULE 2
The amount of the performance bond is K10,000.00 and must be renewed annually.

SCHEDULE 3
1. This Licence is issued strictly for Balsa activities only and not to be used to purchase and sell any other forest produce/products.
2. Application for Extension of the term of this Licence must be lodged with the Authority prior to the expiry date.

PNG からの丸太、木材、木材製品の輸入者は、デューデリジェンスのために、輸出書類のコピーをサプライヤーから入手することができる。

注：パプアニューギニアの国別ガイドラインの 2 ページに定義されている通り、丸太の輸出には、輸出許可証タイプ 1 と輸出ライセンスの両方が必要である。丸太以外の形で輸出される木材には、輸出許可証タイプ 1 または輸出許可証タイプ 2 が必要である。各許可証の詳細は以下のとおりである。

(a) **輸出ライセンス**：貿易・産業大臣が発行するもので、許可証タイプ 1 とは別に、丸太を輸出する際に必要な書類である(図 3)。

(b) 輸出許可証タイプ1：木材ライセンス地域（Timber License Area）から木材許可（Timber Permit）の下で伐採された丸太や木材製品に対して PNG 森林公社の承認を得て森林大臣が発行する（図4）。

(c) 輸出許可証タイプ2：森林大臣が木材以外の林産物に対して発行する輸出許可証（図5）。

図3：輸出ライセンス

図4 輸出許可証タイプ1

図5 輸出許可証タイプ2

PNG で林業関連の活動を行うためには、林業参加者事業者証明書（Forest Industry Participant Certificate, パプアニューギニアの国別ガイドラインの別添 G 参照）を取得しなければならず、これは林業関連の活動を行うためのすべての要件を満たしていることを証明するものである。この文書は、製品の合法性を証明するために必要となる。

PNGFA はまた、天然林における希少性を考慮して、輸出から保護されるべき木材種のリストを作成している。有効な木材許可証やライセンスを発行された企業や個人は、伐採や加工の際に保護されている種に関するすべての規制を守らなければならない。除外される種のリストは、パプアニューギニアの国別ガイドライン（p.11）に記載されている。

パプアニューギニアにおける木材合法性の詳細については、パプアニューギニアの国別ガイドラインを参照のこと。

詳細問い合わせ先 ²⁵⁷：

²⁵⁷ 問い合わせ先として、オーストラリア政府農業水資源省、パプアニューギニア森林公社、パプアニューギニア森林産業協会の住所、電話番号、電子メール等が記載されている。